

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

平成 2 5 年 6 月

神 戸 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	7
第3章	教育方法	20
第4章	成績評価及び修了認定	27
第5章	教育内容等の改善措置	46
第6章	入学者選抜等	50
第7章	学生の支援体制	70
第8章	教員組織	79
第9章	管理運営等	93
第10章	施設、設備及び図書館等	100
第11章	自己点検及び評価等	105

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

(2) 所在地 兵庫県神戸市灘区

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：202 名

教員数：32 名（うち実務家教 4 名）

2 特徴

本法科大学院の特徴として、とくに以下の 5 つを挙げることができる。

(1) 教育理念・目的 神戸大学法科大学院は、司法制度改革審議会が提示した法曹養成の理念に深く共感し、とりわけ、①法曹として必要不可欠な法律科目分野について深い知識と応用能力を備えた法曹、及び②企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を備え、国際的に活躍できるビジネス・ロイヤーの育成を図ることを目的として設置された。

(2) 教育カリキュラム このような法曹を養成するためには、法科大学院における教育課程が充実したものであることが必要である。

カリキュラム編成においては、法曹としての十分な「基礎体力」を身につけることができるよう、法律基本科目分野において充実した授業科目群を配置し、1 年次から 3 年次まで、基礎的なものから応用的なものへと段階的・発展的な学習を可能としている。

同時に、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、多様な範囲にわたる多数の授業科目を配置し、学生がその関心に応じて多様な専門分野科目を学習することが可能となっている。とくに、ビジネス・ロー分野科目を重点的に配置し、上述した②の法曹養成に必要なかつ十分なカリキュラムを展開している。

さらに、理論と実務を架橋する法科大学院の理念に十分に対応するべく、法律基本科目や展開・先端科目においても、常に理論と実務の連携を意識した授業が行われるほか、とりわけ実務家として必要とされる基礎的な素養とスキルを修得するのに必要かつ十分な法律実務基礎科目を配置している。

このように高い目標設定を行う結果、その要請に応えることのできる学習成果を上げるためには、法科大学院修了に標準的に必要とされる要件単位数を超えた授業科目履修が必要であり、98 単位の修了要件単位数が設定されている。

(3) 教育手法 法科大学院における教育プロセスの充実、司法試験のあり方とも密接に関連し、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携という新たな法曹養成制度の根幹をなすものである。本法科大学院においては、これまでの法学専門教育における大講義形式の一方向的な授業が内包する受動的学習の弊害を避け、学生が創造的・批判的に学ぶことを可能とするため、十分な予習・復習を前提として、1 年次から少人数による双方向的・多方向的な教育手法を用いた授業を行っている。また、学生による授業評価アンケートや教員相互の参観、教育内容・方法に関する教員の意見交換等を通じて、よりよい授業を実現するべく、法科大学院として組織的に授業の改善に取り組んでいる。

(4) 教員 教育カリキュラムや教育手法の充実も、優れた研究能力と優れた教育能力を兼ね備えた教員なしに十分な成果を上げることができないのはいうまでもない。

この点でも、本法科大学院は、恵まれた状況にあるといえる。

学生人数に応じて必要とされる専任教員数をはるかに上回る 32 名の専任教員を法科大学院に配置するとともに、これに加えて、実務法律専攻には所属しない法学研究科教員が授業担当に協力しており、学会活動においても研究者として高い評価を得ているだけでなく、教育にも十分な関心を持つ多数の教員の関与の下に、充実した教育が実践されている。

(5) 入学者選抜の公平性と開放性 優れた法曹の養成のために十分な資質を備えた入学者の確保が必要となるが、本法科大学院においては、入学者選抜における透明性を徹底し、多様な分野から多様な人材を確保する努力を払い、実際の入学者も出身大学、出身分野、社会人経験などの点で、バラエティに富む構成となっている。

Ⅱ 目的

1. 教育上の理念・目的

現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められている。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、及び、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としていると考えられる。各大学等に設置される法科大学院が新たな職業法曹養成の中核的機関であることに思いをいたしつつ、本法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を有し、これを達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を有する職業法曹を社会に送り出すことを、その使命とする。

本法科大学院の第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹の養成を目指すことである。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然であるが、本法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに、かれらの知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とする。いうまでもなく、行政による事前規制から司法手続を用いた事後的統制への社会の転換は、いわゆる先端的分野に限定されず、このような応用力ある法の担い手を必要としているからである。

本法科大学院の第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、いわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の養成を目指すことである。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっている。法化社会においてこのような経済取引をめぐる法的紛争に対応しうる人材の育成は急務である。しかし、実際にそのような人材を育てるためには、租税法、経済法、金融商品関係法、倒産法などのビジネス・ローの中核部分や、知的財産法などの先進的な分野のみならず、国際化への対応や環境問題への配慮など、多岐にわたる法分野で教育を行う必要があり、その実現は決して容易ではない。本法科大学院においては、これらの法分野で充実した教育を提供し、通常では育成が難しいこのような人材の育成を行うことを目的とする。

2. 具体的に養成されるべき法曹像

1. に述べた教育上の理念・目的に照らして、本法科大学院においては、具体的には以下の2種類の法曹の養成を目指す。

第1に、基本的な法領域について、深い知識と豊かな応用力を有する法曹である。かれらは、司法による事後統制の重要性が高まるわが国の社会において、多くの市民のパートナーとして助言と援助を与える役割を果たすことが期待される。

第2に、基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる分野を中心とした先端的法分野について、とくに深い知識と応用能力を有する法曹である。かれらは、企業統治に関する法、金融商品に関する法、租税法、経済法、倒産法など、現代の企業に関わる幅広い法分野について基本的な知識を有するとともに、職業法曹としての活動の中で自分が専門とする分野を選び取って専門的な職業法曹として活躍することが期待される。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

司法制度審議会意見書が明確に指摘したように、21 世紀のわが国において司法制度が果たす役割はますます重要となり、それを支える法曹の質的・量的充実の必要性はとくに高い。本法科大学院においては、司法制度審議会意見書が提示した法曹養成の理念に深く共感し、実務法律専攻の目的を「法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成すること」（法学研究科規則第3条の2（3）【別添資料D】74頁）と定めている。同規則は学生便覧に掲載され、全ての学生に対して配布されている。またこの内容は、神戸大学法学研究科ウェブサイトにも掲載される「神戸大学法科大学院案内」（【別添資料A】1頁）にも記載され、広く社会に公表されている。

そして、明確な「アドミッション・ポリシー」に基づいた入学選抜により（詳細は第6章の記述を参照）有為かつ多様な人材を受け入れ、「カリキュラム・ポリシー」【別添資料H】に従って教育課程を体系的に配置し、所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得するとともに「ディプロマ・ポリシー」【別添資料H】に掲げた学習目標を達成した者に対して法務博士の学位を授与している。なお、これらアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、全て神戸大学法学研究科ウェブサイト上で「教育基本方針」として公表されている（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/education-policy.html>）。

また、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎・法曹倫理について、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を基礎として、本学教員の意見を加味して追加・修正した「神戸大学法科大学院における到達目標」【別添資料F】を作成している。同到達目標をとりまとめた冊子を全ての学生に対して配布するとともに、神戸大学法学研究科ウェブサイト内の大学内からのみアクセスできるページ（http://www.law.kobe-u.ac.jp/access_zengaku/toutatsumokuhyo/index.html）で公開している。そして学生に対しては、法科大学院を修了するまでの間に、それぞれの科目で示された到達目標を、講義・演習・自習等を通じて修得すべきことを、入学時オリエンテーションの機会などに伝達している（ウェブサイト内の上記ページにもこの点が明記されている）。

また、同到達目標の中で必修科目の授業では扱わない事項については、「到達目標と授業科目対応表」【別添資料G】という冊子において、自習を通じて習得すべきことを全ての学生に対して明確に周知している。

以上のとおり、本法科大学院においては、法科大学院制度の目的に適合した教育の理念及び目標が適切に設定され、教職員・学生に対する周知と広く社会に対しての公表が行われている【解釈指針1-1-1-1】【解釈指針1-1-1-2】。したがって、基準1-1-1を満たしている。

基準1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準1-1-2に係る状況）

本法科大学院は、上述したとおり、その目的として、（１）基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する法曹及び（２）基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる分野を中心とした先端的法分野について、とくに深い知識と応用能力を有する法曹を養成することを明確に提示している。

この目的に対応し、明確な「アドミッション・ポリシー」【別添資料H】に基づいた入学者選抜により有為かつ多様な人材を受け入れ、学生の在籍状況に関しては、法科大学院設置以来の入学者の入学定員に対する割合の平均は101%と理想的な値を示している。

また、「カリキュラム・ポリシー」【別添資料H】に沿って、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、隣接・基礎法学科目の各科目群について、理論的教育と実務教育のバランスに配慮した科目を適切に配置して、きわめて密度の高い双方向的・多方向的な授業を行い、将来法曹となるに必要なかつ十分な理論的・実践的教育を体系的に実施している（【別添資料A】2-7頁。詳細については第2章以下の記述を参照）。充実した法律基本科目分野の授業科目とともに、多様な範囲にわたる展開・先端科目の授業科目が多数開講されており、学生による実際の履修状況も、その関心に応じて理念と目的に適合する多様な学習内容となっている（「開講授業科目一覧」（別紙様式1））。また、修了要件として、標準修了要件単位数である93単位を上回る98単位数を設定するとともに、厳格な進級制を採用し、また明確な成績評価基準を定めて、各単位の認定を厳格に行っている（詳細については第4章の記述を参照）。学生に対する授業アンケートの結果も、全授業の3項目平均（「知的興味」、「知識見方」及び「履修価値」の3項目の平均）の平均値が4.35（平成24年度前期、最高点は5点）、4.35（平成24年度後期）（同左）と良好である（「授業アンケート結果表」【別添資料44】）。

本法科大学院を修了し、学位を授与された者はこれまで664名にのぼるが、充実した教育課程を反映し、これら修了生の司法試験の合格実績も、平成23年度69名（合格率約47%）、平成24年度60名（合格率約46%）、と全国的にみて堅調である。これまでの累積合格者数は407名であり、平成23年度までの修了者596名の68.3%に上る（「司法試験結果」【別添資料1】）。

また、修了後の進路については、いわゆる法曹三者をみると、平成17年度修了生からは判事補任官5名、検事任官が2名、弁護士登録41名（企業内弁護士・弁護士登録国家公務員就任者を含む。以下同じ）が誕生している。同様に、平成18年度修了生からは判事補任官2名、検事任官3名、弁護士登録56名が、平成19年度修了生からは判事補任官2名、検事任官1名、弁護士登録64名が、平成20年度修了生からは判事補任官3名、検事任官3名、弁護士登録62名が、平成21年度修了生からは判事補任官2名、検事任官4名、弁護士登録39名が、そして平成22年度修了生から判事補任官1名、検事任官

5名、弁護士登録36名が誕生するという実績をあげている。

このうち弁護士について現時点で把握しているところにより都道府県弁護士会別の就職先を見ると（判明している弁護士293名中）第1位が大阪府94名（32.1%）、第2位が東京都54名（18.4%）、第3位が兵庫県38名（13.0%）となっている。地域別に見ると、関西地方155名（52.9%）、関東地方65名（22.2%）、中部地方34名（11.6%）、中国四国地方25名（8.5%）、九州地方12名（4.1%）、北海道地方2名（0.7%）である。このように、大阪、兵庫などの関西が最も多く、次いで東京を中心とした関東が多いが、北海道から鹿児島まで全国各地で活躍している。

なお、平成17年度から平成22年度までの修了生で、公務員に就職した者、民間企業等に就職した者はそれぞれ7名、8名、助教などの研究職に進んだ者（大学院進学者を除く）が2名となっている（「修了者の進路」【別添資料2】）【解釈指針1-1-2-1】。

以上のとおり、学生の在籍状況、充実した教育課程及び学業成績（新司法試験結果）、並びに、修了後の進路及び活動状況その他を勘案すれば、本法科大学院が「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」、「神戸大学法学科大学院における到達目標」において掲げている理念・目標は達成されていると言え、基準1-1-2を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 法学研究科規則で定めた本法科大学院の設置目的に対応し、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」を明確に定め、社会に対して公表していること。本法科大学院における到達目標を定め、教職員と学生に周知していること。
- (2) これら理念・目標に対応し、教育課程を適切に編成して、きわめて充実したカリキュラムを提供していること。厳格かつ公正な成績評価と修了認定の制度を設け、かつ、それを実際に機能させるための透明度の高い教務運営を行っていること。学生の学業成績及び在籍状況並びに修了者の進路及び活動状況に鑑み、十分な実績をあげていること。

【課題】

特になし。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院における教育課程編成において重要な基本指針は、3つの重要な柱から成り立っている。なお、本法科大学院においては、教務事務等の便宜上、未修者1年次を1L（又は1L生）、既修者1年次及び未修者2年次を2L（又は2L生）、未修者3年次及び既修者2年次を3L（又は3L生）と表示しているため、本報告書ではそれに基づき表記する。

第1の柱は「重ね塗り」のカリキュラム展開による学生の段階的履修の実現である【解釈指針2-1-1-2】。「重ね塗り」とは第1に基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学習させつつ、その内容を学期・年次が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第2に、それは応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学習の進行にあわせて、順次、学期・年次が進むのに応じて配置することによっても具体化される。応用的・先端的科目を学習することで、基本的な法律科目での学習成果がより多角的・立体的に理解することができるようになることを企図するものである（【別添資料A】2-3頁）。

第2の柱は、理論的教育・実務的教育を総合し、「プロセス」としての法曹養成という理念を達成するための双方向的・多方向的な教育手法の導入である【解釈指針2-1-1-1】。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍できるように、自分の考えを口頭及び文章で人に伝達する能力を養うことを目的とし、専門的な法知識に加えて、思考力、分析力、表現力等の修得と豊かな人間性、法曹としての責任感及び倫理観の涵養を目指すものである。具体的には、「対話型演習」科目（法律基本科目及び実務基礎科目を対象とし原則として1クラス50名を上限とする）及び「R&W（リサーチ&ライティング）ゼミ」科目（以下、R&Wゼミと表記。先端的な科目、実務的な科目、又は、基礎法学の科目を対象とし、1クラス15名を上限とする。）がそれに当たる（【別添資料A】8-10頁）。

第3の柱は、本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである【解釈指針2-1-1-1】。

このため、2Lに「対話型演習法曹倫理」（【別添資料B】35-36頁）、「対話型演習刑事手続実務」（【別添資料B】37頁）、「対話型演習民事裁判実務」（【別添資料B】53頁）、「法律文書作成演習」（【別添資料B】49-52頁）がいずれも必修科目として置かれている。

また、選択必修科目として、「ローヤリング」(2 L 配当 2 単位科目、【別添資料 B】55 頁)、「エクスターンシップ」(3 L 配当 2 単位科目、【別添資料 B】125 頁)及び「公法系訴訟実務基礎」(3 L 配当 2 単位科目、【別添資料 B】116 頁)の3科目の内から2単位を取得することを求めている。

これらに加えて、3 L 選択必修科目として、「実務刑事法総合」(【別添資料 B】128 頁)、「対話型演習総合法律」(【別添資料 B】129 頁)、「刑事裁判実務」(【別添資料 B】135 頁)、「R&W ゼミ民事裁判実務」(【別添資料 B】123 頁)、「R&W ゼミ刑事実務」(【別添資料 B】147 頁)、「R&W ゼミ弁護士実務」(【別添資料 B】120-122 頁)、「R&W ゼミ企業法務」(【別添資料 B】119 頁)が開講されている。

これら実務基礎科目においては、法律基本科目で学んだ内容を基礎として実務的観点からさらに整理しなおし、法律実務に携わることへの導入を図ることが目標とされている(【別添資料 B】のそれぞれ該当するページ。例えば 53 頁「対話型演習民事裁判実務」)。また、「公法系訴訟実務基礎」を除き、法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員によって担当されている。

設置以来の基本的な考え方である「3つの柱」を前提とした上で、本法科大学院では、平成 24 年 2 月に、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎・法曹倫理について「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」を踏まえ、本学教員の意見を加味して追加・修正した「神戸大学法科大学院における到達目標」【別添資料 F】を作成した。

そして、平成 24 年度においては、この到達目標を踏まえて各科目の教育課程を見直し、各項目について、必修科目の授業時間中にとりあげられる事項とそれ以外を区別する作業を行った。その上で「到達目標と授業科目対応表」【別添資料 G】という冊子を作成し、授業時間でとりあげない項目については、選択科目の履修あるいは自習を通じて習得すべきことを全ての学生に対して明確に周知している。また、到達目標に対応する授業科目においては、「シラバス」【別添資料 B】又はそれに加えて授業開始時に配布される「詳細シラバス等」【別添資料 24】において、到達目標との対応関係を示している。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導として、特に未修者教育において以下のような取組を行っている【解釈指針 2-1-1-2】。

すなわち、(1) 法律学修歴の有無のみでなく知識量・理解力等に個人差があることを踏まえ、未修者担当教員連絡会(1 L 生を担当する全教員で授業の様子や個々の学生の状況・課題を話し合う場を一学期に数回設定し、意見交換を行っている。「未修者担当教員連絡会議事録」【別添資料 40】)などを通じて、個々の学生の状況に関する情報交換を行っている。(2) 法律科目の学習方法を身につけていない未修者の個別質問に対応するために、未修者コース出身の 3 L 生 2 名をティーチング・アシスタントとして採用し、原則として週 1 回、質問に対応する時間を設けている(「TA 採用実績」【別添資料 52】)。(3) 本学の 1 L 後期に飛躍的に履修科目数が増加することに対応するため、夏休み期間中に集中講義形式で「裁判・行政の基本構造」(【別添資料 B】15 頁)という授業を自由選択科目として設け、オムニバス形式による授業により、刑事訴訟法・民事訴訟法・行政法について、まずそれぞれの機能する場面を整理したうえで、概観を提供することを試みている。

上記のように目的として2種類の職業法曹の育成を明確に掲げ、それに対応した教育方針（「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」）を掲げる本法科大学院の教育は、幅広い教養及び法学・政治学の専門的知識を身に付け、（１）ますます高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材、（２）急激に進展しつつある国際的環境において、法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする神戸大学法学部の教育（「神戸大学法学部規則」【別添資料D】109頁）と、目標の上で明確に区別されている。また、法学部と合同で実施されている法科大学院の授業科目はなく、法学部での履修状況に対応した授業科目の履修免除措置なども行っていない。このように、本法科大学院における教育課程は完結的に編成されている。

以上のように、本法科大学院における教育課程においては、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関にふさわしい内容と方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的・完結的に行われ、多様な授業科目における幅広い学修を通じて豊かな人間性と法曹としての責任感・倫理観を涵養するように適切に編成されており、かつ、段階的履修に資するよう「重ね塗り」方式によるカリキュラムが適切に編成され、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導も行われている【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針2-1-1-2】。したがって、基準2-1-1を満たしている。

基準2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

（１）法律基本科目

（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

（２）法律実務基礎科目

（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

（３）基礎法学・隣接科目

（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

（４）展開・先端科目

（応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

（基準2-1-2に係る状況）

本法科大学院においては、合計で88科目の授業科目が開設されている（「開講授業科目一覧」（別紙様式1））。

このうち、法律基本科目は、次の30科目である。これらの授業科目において、7つの各分野において、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容が教えられている【解釈指針2-1-2-1】。

憲法分野科目	「憲法基礎」〔7頁〕、「対話型演習憲法訴訟Ⅰ」〔29頁〕 「対話型演習憲法訴訟Ⅱ」〔126頁〕
行政法分野科目	「行政法基礎」〔17頁〕、「対話型演習行政法Ⅰ」〔30頁、31頁〕、 「対話型演習行政法Ⅱ」〔41頁、42頁〕
民法分野科目	「民法基礎Ⅰ」〔9頁〕、「民法基礎Ⅱ」〔11頁〕、 「民法基礎Ⅲ」〔19頁〕、 「対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法」〔32頁〕、 「対話型演習契約法Ⅱ」〔43頁〕 「対話型演習物権・責任財産法」〔99頁〕、 「対話型演習家族法」〔78頁〕
商法分野科目	「会社法」〔23頁〕、「対話型演習商法Ⅰ」〔34頁〕、 「対話型演習商法Ⅱ」〔45頁〕、「商取引法」〔105頁〕
民事訴訟法分野科目	「民事訴訟法」〔21頁〕、「対話型演習民事訴訟法」〔100頁〕、 「応用民事訴訟法A」〔39頁〕「応用民事訴訟法B」〔40頁〕
刑法分野科目	「刑事実体法Ⅰ」〔13頁〕、「刑事実体法Ⅱ」〔25頁〕 「対話型演習刑事実体法」〔46頁〕、「応用刑事実体法」〔102頁〕
刑事訴訟法分野科目	「刑事手続法」〔27頁〕、「対話型演習刑事手続法」〔48頁〕、 「応用刑事手続法」〔103頁〕
領域横断的科目	「裁判・行政の基本構造」〔15頁〕 「対話型演習民事法総合」〔127頁〕

※〔 〕内は【別添資料B】の頁数

法律実務基礎科目としては、必修科目である「対話型演習法曹倫理」（【別添資料B】35-36頁）、「対話型演習刑事手続実務」（【別添資料B】37頁）、「対話型演習民事裁判実務」（【別添資料B】53頁）、「法律文書作成演習」（【別添資料B】49-52頁）を含む、全部で14科目が開講されている（「開講授業科目一覧」（別紙様式1））。これら14科目においては、法律基本科目で学んだ内容を基礎として実務的観点からさらに整理しなおし、法律実務に携わることへの導入を図ることが目標とされ、その内容も法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしいものである（【別添資料A】10-11頁、シラバスの例として【別添資料B】53頁）。また、「公法系訴訟実務基礎」を除く13科目は、すべて豊かな実務経験のある教員が担当している（「教員調書」教員番号、29、30、31、32、33番）【解釈指針2-1-2-2】。

基礎法学・隣接科目は「法文化」（【別添資料B】133頁）「ヨーロッパ法」（【別添資料B】114頁）「現代司法論」（【別添資料B】97頁）など9科目が開講され、いずれも法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目である（「開講授業科目一覧」（別紙様式1））【解釈指針2-1-2-3】。

展開・先端科目は「金融商品取引法」（【別添資料B】109頁）、「経済刑法」（【別添資料B】82頁）、「著作権法」（【別添資料B】60-61頁）、「特許法」（【別添資料B】84頁）、「応用知的財産法」（【別添資料B】132頁）、「租税法Ⅰ・Ⅱ」（【別添資料B】85頁、110頁）、「経済法Ⅰ・Ⅱ」（【別添資料B】64頁、89頁）、「環境法Ⅰ・Ⅱ」（【別添資料B】70頁、96頁）、「社会保障法」（【別添資料B】71頁）、「比較憲法」（【別添資料B】107頁）、「ADR論」（【別添資料B】93頁）など34科目が開講され、ビジネス・ローの分野をほぼ網羅しているのみならず、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるものとして社会の多様なニーズに応えうる内容となっている（「開講授業科目一覧」（別紙様式1））

【解釈指針 2-1-2-4】。

なお、これらに加えて、法律理論研究科目として「法学研究論文演習」（【別添資料 D】89 頁）が開設されている。同科目は、司法試験合格後に法学分野の研究活動に従事することを希望し、かつその能力を備えていると認められる学生若干名に限定して、実務文書とは異なった研究論文（1 万字を目処とする）を執筆する機会を与えるものである。

以上のとおり、本法科大学院の授業科目は基準 2-1-2 を満たしている。

基準 2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2-1-3 に係る状況）

基準 2-1-2 で述べたように、本法科大学院における授業科目は、全て適切な科目区分に従って開設されている。法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目においては、法律基本科目の内容を扱うものはない（「開講授業科目一覧」（別紙様式 1））【解釈指針 2-1-3-1】。

以上のとおり、本法科大学院の授業科目は基準 2-1-3 を満たしている。

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

基準 1-1-1 で示したように、本法科大学院は、（１）基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する法曹及び（２）基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる分野を中心とした先端的法分野について、とくに深い知識と応用能力を有する法曹を養成することを教育上の目的としている。その観点から、基本的な法領域に関する知識と応用力を養成するために法律基本科目 78 単位、実務基礎科目 28 単位の科目を開設し、また、先端的分野についての知識と応用力を養成し、多様な社会的ニーズに応えるために基礎法学・隣接科目 22 単位、展開・先端科目 84 単位、そして「法学研究論文演習」2 単位を開設し、適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。

また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てについて、2 L 及び 3 L の 4 学期間にわたってバランスよく科目が配置されており、学生による段階的な履修が可能となっている（「科目展開表」【別添資料 10】）。

さらに、学生の授業科目の履修が基準 2-1-2 各号のいずれかに過度に偏ることがないように、各科目群からの履修を確保できるように選択必修科目を設定している（【別添資料 D】89 頁）。

以上のとおり、本法科大学院における教育課程は基準2-1-4を満たしている。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

法律基本科目のうち、必修科目とされているのは、下表のように、公法系科目が13単位、民事系科目が33単位、刑事系科目では14単位である（【別添資料D】89頁、「開講授業科目一覧」（別紙様式1））。総単位数で6単位標準単位数を上回るが、そのうち4単位は、別に6単位を限度として必修とすることが認められている1Lに配当される法律基本科目にかかる増加分であり、それを差し引くと2単位となる。従って、8単位を超えて増やさないという基準は満たされている。

1L配当科目の単位増については、平成21年4月17日付の中央教育審議会特別委員会報告を受け、平成21-22年度において、授業担当教員及び未修者コース出身の在学生・修了者に対するアンケートの実施、教育改善意見交換会などを開催し、未修者教育の充実のための方策を検討した。検討の結果、学習事項を増加させるものではなく基本事項の定着を図るという観点を確認した上で公法系科目1単位、民事系科目1単位、刑事系科目2単位の単位数増加の方針を決定し、平成23年度から実施したところである。

【法律基本科目のうち必修科目一覧】

	科目名	単位数	必修の別	配当年次					
				1L		2L		3L	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期
公法系科目	憲法基礎	4	必修	○					
	行政法基礎	3			○				
	対話型演習憲法訴訟Ⅰ	2				○			
	対話型演習行政法Ⅰ	2				○			
	対話型演習行政法Ⅱ	2					○		
民事系科目	民法基礎Ⅰ	4		○					
	民法基礎Ⅱ	4		○					
	民法基礎Ⅲ	5			○				

	民事訴訟法	4			○				
	会社法	4			○				
	対話型演習契約法Ⅰ	2				○			
	対話型演習契約法Ⅱ・ 不法行為法	2					○		
	対話型演習物権・ 責任財産法	2						○	
	対話型演習民事訴訟法	2						○	
	対話型演習商法Ⅰ	2				○			
	対話型演習商法Ⅱ	2					○		
刑 事 系 科 目	刑事実体法Ⅰ	4		○					
	刑事実体法Ⅱ	2			○				
	刑事手続法	4			○				
	対話型演習刑事実体法	2					○		
	対話型演習刑事手続法	2					○		

以上のとおり、本法科大学院における法律基本科目は基準2-1-5を満たしている。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き

取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3)(1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目としては、検察官・裁判官を含めた「法曹としての責任感や倫理観を涵養する」教育を内容とする「対話型演習法曹倫理」(2単位、【別添資料B】35頁、36頁)、「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎」の教育を内容とする「対話型演習民事裁判実務」(2単位、【別添資料B】53頁)、「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎」の教育を内容とする「対話型演習刑事手続実務」(2単位、【別添資料B】37頁)が開設されている。これらに加えて、後述する「法律文書作成演習」(2単位)の計8単位が必修科目となっている(基準2-1-6(1))。なお、「対話型演習法曹倫理」は独立の授業科目として開設されている(基準2-1-6(3))。

法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目としては、「具体的事例の検討により、実務家として要求される事案分析、及び文書作成の基礎力を涵養する」ことを目標とする「法律文書作成演習」(2単位、【別添資料B】49-52頁)が、必修科目として開設されている。また、選択必修科目として、「ローヤーの実務技能のうち、法科大学院において学生が修得すべきと考えられるものを習得すること」を目標とした「ローヤリング」(2単位、【別添資料B】55頁)が開設されている。同科目では、「依頼者の納得・安心を得るための法律相談、適正な解決を得るための事実調査・資料収集・法的検討・紛争解決手段の選択、相手方との交渉、裁判及び裁判外紛争処理手続の理論と実務、等」をロールプレイも取り入れて学ぶことにより、法律実務家の基礎的技能を習得しようとしている。また、「職業法曹の活動の実態に触れることにより、

将来の職業活動についてのイメージを作る」ことを目的として法律事務所・企業法務等で研修を行う「エクスターンシップ」（2単位、【別添資料B】125頁）も開設されている（同科目の履修に当たっては、必修科目である「対話型演習法曹倫理」の事前履修が前提となっている）。さらに、公法系の諸問題を取り扱う訴訟の実務的諸問題及び憲法、行政法、民法の融合事例を取り上げ、それを紛争や訴訟の現場を意識した各種の書面を作成させることによって習得させようとする「公法系訴訟実務基礎」（2単位）も開設されている。このように、必修科目の「法律文書作成演習」2単位に加えて、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「公法系訴訟実務基礎」の3科目6単位が選択必修科目とされ、そのうちから2単位を取得することが求められている（基準2-1-6（2））。

これら実務基礎科目の内容及び具体的な方法を構成するにあたっては、実務家教員と研究者教員の双方が参加する意見交換の機会や、個別の分野ごとの授業に関する情報交換が行われている（「教育改善意見交換会議事録」【別添資料39】、「実務家教員との意見交換会」【別添資料46】）。実務基礎科目に含まれる「対話型演習総合法律」は、平成23年度まで実務家教員と研究者教員とが授業内容の決定にあたり密接に協議した上で、共同授業として実施する形で開講されてきた。平成25年度からは実務家教員のみによって実施される授業となったが（平成24年度は担当者の事情により不開講）、授業内容の決定にあたって実務家の担当教員と関連分野の研究者教員が協議した上で実施されている。また、「エクスターンシップ」は、実施方針の決定に、法科大学院運営委員会の下部組織として設けられた「実務教育ワーキンググループ」（以下「実務教育WG」という）が密接に関わり、研究者教員と実務家教員が共同担当している科目である【解釈指針2-1-6-1】。

法情報調査に関しては、未修者・既修者双方に対して、入学直後に法令、判例及び学説等の検索技法に関するガイダンスが行われ、全学生に履修を求め、やむを得ず欠席した者に対しては後日資料を配付している（「法情報調査ガイダンス資料」【別添資料4】）。なお、判例の読み方については、各授業で適切な指導がなされている。

法文書作成については、前述のように「法律文書作成演習」（2単位、【別添資料B】49-52頁）が、独立の授業科目（必修科目）として開設されているが、同科目における文書作成指導（【別添資料6】）に加え、必修科目である「対話型演習刑事手続実務」及び「対話型演習民事裁判実務」、また選択必修科目である「公法系訴訟実務基礎」において、法的文書の作成の基本的技能をレポートの提出を課す等の方法で教育している。すなわち、「対話型演習刑事手続実務」においては刑事裁判における「訴訟書類の作成方法等」を教育しており（【別添資料5、20】）、さらに「対話型演習民事裁判実務」においては、学生にレポートを提出させ、これを基礎として学生と議論を行う方法で、民事裁判における法文書作成の方法を修得させる教育を行っている（【別添資料7、20】）。選択必修科目である「公法系訴訟実務基礎」においては、公法系の諸問題を取り扱う訴訟に関して作成した文書を提出させて添削指導を行うと共に、チームで各自の文書案を検討してもらうことを求めている（【別添資料20】）。これらに加え、最低1科目を履修することが修了要件とされている「R&Wゼミ」においても、それぞれの対象とする分野に関する法的文書作成のための基本的技能を添削指導等により修得させることとしている（基準2-1-6（4））。

以上のとおり、本法科大学院における法律実務基礎科目は基準2-1-6を満たしている。

基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目として9科目が開講されており、そのうち4単位が選択必修となっている(【別添資料D】、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))。法文化と実務双方の観点から外国法を取り上げる科目(アメリカ法、ヨーロッパ法、アジア法A、中国法)、法の生成、発展の歴史についての知識と理解を深める科目(法思想)、日本の法システムを文化・社会との関係で取り上げる科目(法文化、R&Wゼミ法社会学)が開講され、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開講されている。

以上のとおり、本法科大学院における基礎法学・隣接科目は基準 2-1-7 を満たしている。

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目として開講されているのは34科目84単位であり、うち、25科目66単位から12単位、実務基礎科目のR&Wゼミと合わせてR&Wゼミから2単位が、それぞれ選択必修とされている。これに加えて、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目群のR&Wゼミから合計26単位を選択必修として取得することが求められている(【別添資料D】の別表、「開講授業科目一覧」(別紙様式1))。

これら展開・先端科目は「倒産法」(【別添資料B】57頁)、「金融商品取引法」(【別添資料B】109頁)、「経済刑法」(【別添資料B】82頁)、「著作権法」(【別添資料B】60-61頁)、「特許法」(【別添資料B】84頁)、「応用知的財産法」(【別添資料B】132頁)、「租税法I・II」(【別添資料B】85頁、110頁)、「経済法I・II」(【別添資料B】64頁、89頁)、「環境法I・II」(【別添資料B】70頁、96頁)、「社会保障法」(【別添資料B】71頁)、「比較憲法」(【別添資料B】107頁)、「ADR論」(【別添資料B】93頁)など、ビジネス・ローの分野をほぼ網羅するとともに、基本的な法制度についての深い理解、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を獲得させるものであり、本法科大学院がめざす2種類の法曹を養成する上で十分な内容となっている。

以上のとおり、本法科大学院における展開・先端科目は基準 2-1-8 を満たしている。

基準 2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準 2-1-9に係る状況）

神戸大学では、大学設置基準に照らし、神戸大学教学規則において、単位に関し、下記のように定めている（資料 2-1-4-（1））。

資料 2-1-4-（1）

「神戸大学教学規則」

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1） 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（出典）「学生便覧」【別添資料 D】18-19 頁

上記引用の規定は、神戸大学教学規則第 72 条において、大学院にも準用されている。

以上の規則を受けて、法学研究科規則は、法科大学院における単位について下記のとおり定めている（資料 2-1-4-（2））。

資料 2-1-4-（2）

「神戸大学大学院法学研究科規則」

第 12 条 専門職学位課程の授業科目及びその単位数は、別表第 3 のとおりとする。
この場合の単位の基準は、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

（出典）「学生便覧」【別添資料 D】76 頁

本規則に基づき、平成 25 年度に本法科大学院では、「授業予定表」【別添資料 11】の通り授業予定が組まれ、「時間割表」【別添資料 12】の通り授業が行われる。

本法科大学院では、2 単位あたり 15 回の授業開講（1 回あたり 2 時間と読み替え）が保障され、それに、授業の各回ごとに予習・復習課題を設定することにより、学生の自習時間を含めて、設置基準を充足する形で授業時間等の設定がなされている。なおエクスターンシップに関しては、期間 2 週間中、8 時間×10 日の実務経験と自習に対して 2 単位が付与され、集中講義については、平成 24 年度に「裁判・行政の基本構造」、「アジア法 A」及び「中国法」が実施されたが、単位計算については学期中の授業と同回数を確保している。

さらにその履行を担保するため、休講を行う場合には、必ず教務係に届出がなされ、「24 年度休講・補講資料」【別添資料 13】のように記録がなされている。その上で、休講回の授業のうち 15 回に不足する部分については、各授業科目において、①教員と学生の協議により、適宜に補講を行う、ないしは、②学期末に設定された補講期間において補講を行う、のいずれかにより、補われている（「24 年度休講・補講資料」【別添資料 13】）。他方、15 回を上回ることになる補講の実施が必要となった場合、教務係を通じて実務法律

専攻長が必要・相当性をチェックする運用がとられている（「法科大学院授業科目の執行に関するお願い」【別添資料 14】）。

以上のように、本法科大学院では、大学設置基準に照らして適当な規定のもとで、授業時間等の適切な設定及び運用を行っており、基準 2－1－9 を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

(1) 文書作成の基礎力を涵養する「法律文書作成演習」が独立の科目として開講され、その他の実務系科目、R&W科目などで法文書作成に関する手厚い指導が行われていること。

【課題】

特になし。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院における授業の受講学生数は適切な規模に維持されている。平成24年度後期、平成25年度前期に開講されている授業科目において1クラスあたりの履修者数が50名を超えているのは、それぞれ1科目、2科目のみである。また、6割を超える授業科目において履修者数は35名以下(平成24年度後期は、51科目(受講者数ゼロの科目を除く)中35科目、平成25年度前期は53科目中35科目)であり、少人数による充実した授業が行われている(「開講授業科目一覧」(別紙様式1)、「平成24年度後期履修者数」【別添資料15】、「平成25年度前期履修者数」【別添資料16】)。なお、これらの人数には、再履修者及び法学研究科博士課程学生を含んでいる【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】。

法学研究科博士課程の学生が法科大学院の授業科目を履修するには3つのパターンがある。第1は、理論法学専攻博士課程前期課程法曹リカレントコース学生による履修である。ただし、法曹リカレントコースに学生として受け入れるのは、職業法曹の資格を有する者等に限定されており(「平成26年度神戸大学大学院法学研究科(博士課程前期課程)学生募集要項」【別添資料17】3頁)、これらの学生は法科大学院の学生に良い刺激を与えるものであって、教育を阻害するおそれはない。

第2は、法曹リカレントコース科目等履修生による履修である。これは弁護士会からの特別の要請に基づいて設けられた制度であるため、この場合に履修可能な科目は、大学院教務委員会が定めるものとし、現在のところ「著作権法」、「特許法」、「租税法」、「経済法」、「環境法」に限定されている(「法学研究科博士課程前期課程における科目等履修生の受入れに関する申合せ」【別添資料18】)。

第3は、法曹リカレントコース学生以外の博士課程学生による履修である。これはごく例外的に研究上履修の必要性があると認められる場合に限定して、当該学生の指導教授、及び科目の担当教員の両方の許可を得た場合のみ履修が認められるものであり、履修が適当でないと認められる場合には、その許可はいつでも取り消しうるものである(「博士課程学生による専門職学位課程授業科目の履修に関する申合せ」【別添資料19】)。また、これらの学生が履修しうる授業科目からは、法律基本科目及びR&Wゼミ科目が除かれている。

実際にも、平成25年度前期において法科大学院の授業科目を履修している博士課程学

生（法曹リカレントコース学生を除く）は1科目3名にとどまり、法科大学院の授業を阻害するものではない【解釈指針3-1-1-3】。

以上のとおり、本法科大学院における受講学生の規模は適切なものに維持されており、基準3-1-1を満たしている。

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

平成25年度前期に開講されている法律基本科目の授業科目において、1クラスあたりの受講者数が50人を超えているのは、応用民事訴訟法B（57人）のみである。同年度後期の受講者数は本報告書作成時点では未確定であるが、平成24年度後期の授業科目においては、1クラスあたりの受講者数が50人を超えていた法律基本科目の授業科目はなかった（なお、これらの人数は、すべて再履修者数及び博士課程学生の受講者数を含んでいる）。

本法科大学院では2L生に選択科目「応用民事訴訟法A」及び「応用民事訴訟法B」のいずれかの授業の受講を強く勧め、かつ、いずれか一方しか受講できないこととしている。「応用民事訴訟法A」は、複雑訴訟形態、上訴、再審及び略式訴訟についての知識が十分ではない学生を対象とする授業であり、「応用民事訴訟法B」は、複雑訴訟形態及び上訴・再審を含めた民訴法全体についての一通りの知識を有すると認められる者を対象とし、こうした者に往々にして見られがちな、民事訴訟法の各論点相互の有機的なつながりを意識した上での「体系的理解」の欠如を補うことを目的として、重要論点講義に比重を置く授業である。「応用民事訴訟法A」及び「応用民事訴訟法B」いずれも、3L前期に実施される高度の理解を前提とする双方向型の授業である「対話型演習民事訴訟法」（必修）に備えることを目的としている。

平成25年度は民訴法全体についての一通りの知識を有する学生が比較的多く、結果的に「応用民事訴訟法B」の受講者が50人を超過したが、恒常的に50人を相当数上回る状況ではない。また、超過の程度も1割強にとどまり、50人を標準とする授業と同じ効果が確保されている。

なお、「対話型演習民事訴訟法」への備えとして体系的理解をめざした重要論点講義に重点を置く同授業の位置づけと、学生の現実の状況に鑑みて、平成25年度と同授業は対話型部分よりも講義部分にやや比重を置いているが、小テストの結果のフィードバック等により学生の理解の状況を確認しながら授業を進め、双方向的・多方向的な教育の実質は保たれている。

「応用民事訴訟法B」以外の授業科目は、いずれも受講者数が50人以下であり、学生数は適切な規模に維持されている（「開講授業科目一覧」（別紙様式1）、「平成24年度後期履修者数」【別添資料15】）。また、75人を超えるクラスはない【解釈指針3-1-2-1】。

以上のとおり、本法科大学院における法律基本科目の1クラスあたりの受講生は、基準3-1-2を満たしている。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 基準(1)について

本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとることにより、最終的には、「ディプロマ・ポリシー」【別添資料H】に掲げるように全ての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を習得させることを目標としている【解釈指針3-2-1-1】。

例えば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする1L配当の授業科目では、予習課題の点検、その日の学習ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる【解釈指針3-2-1-4】。

また、2L以上の配当科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を深化させ、妥当な結論を導く問題解決能力を高めると共に、分かりやすく説得的な表現能力の強化を目指している【解釈指針3-2-1-2】。さらに、実務基礎科目では、現実には生起している具体的な事例を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事案分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。そのために、一部の科目では必要に応じ、法的文書を作成させた上で丁寧な添削指導も行われている(「実務基礎科目添削例」【別添資料20】)【解釈指針3-2-1-3】。

法律基本科目における対話型演習、実務基礎科目や先端科目を対象としたR&Wゼミにおいては、それぞれの授業科目の性格を考慮した、双方向、多方向的な手法での授業が行われている(「R&Wレポート例」【別添資料21】)【解釈指針3-2-1-4】。

なお、実務基礎科目のうち、「エクスターンシップ」については、実務教育WGがエクスターンシップの運営と当該学生の指導・監督を行っている。具体的には、2L前期配当の必修科目である「対話型演習法曹倫理」の事前履修を前提として、実習の際に「守秘義務」があることを周知徹底し、守秘義務等法令を遵守する旨の誓約書を提出させ、万が一違反があった場合は処分を含め必要な措置をとることにしている。また、同授業参加者

に対する事前説明会を開催し、これらの注意事項を確認するとともに、参加に対する適切な意識付けを行っている（「エクスターンシップ説明会資料」【別添資料 50】）【解釈指針 3-2-1-5】。

また、本法科大学院は院生を受け入れた法律事務所に費用として院生一人あたり所定の金額（兵庫県弁護士会では3万円（外税）、それ以外では1万円（外税））を支払うこととし、当該学生は研修先から報酬を受け取ることは禁止されている。エクスターンシップの実施を担当する実務教育WG及び授業担当教員は、実施前、実施中、実施後、すべての場面で研修先の実務指導者との間で密接な連絡を取り学生の指導監督に当たっている。成績評価は、学生が作成した法律文書・エクスターンシップ報告書と、研修先の実務指導者が作成した成績評価書をもとに、大学側のエクスターンシップ授業担当者（平成25年度は中西正教授、廣政純一郎教授、藤井伊久雄教授）が「合」又は「否」の判定を行っている（以上について、「24年度エクスターンシップ実施要領等」【別添資料 23】）【解釈指針 3-2-1-5】。なお、本法科大学院においてクリニックは開講されていない。

以上により、基準3-2-1（1）を満たしている。

（2）基準（2）について

1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、「シラバス」【別添資料 B】に記載されており、あらかじめ学生に対する周知徹底が図られている。なお、このシラバスは、冊子として全学生に配布されることに加え、神戸大学教務情報システム「うりぼーネット」（<http://kym.kobe-u.ac.jp/kobe-u/campus>）からも学生が随時参照できる。また、「神戸大学法科大学院における到達目標」【別添資料 F】は、神戸大学ウェブサイトにおける公表（http://www.law.kobe-u.ac.jp/access_zengaku/toutatsumokuhyo/index.html）に加えて、冊子として全学生に配布され、また、到達目標の各項目と本法科大学院授業科目との対応関係及び自習を通じて修得すべき項目を示した、「到達目標と本学授業科目の対応表」【別添資料 G】も同様に冊子として学生に配布されている。

以上により、基準3-2-1（2）を満たしている。

（3）基準（3）について

本法科大学院における授業時間割は、学生の自習時間を配慮し、履修科目が、特定の曜日に集中しないように、月曜から金曜日まで均等に配置されており、また、同一の科目を週に複数回の授業を実施する場合も、予習・復習を考慮して、適切な間隔で開講している（「時間割表」【別添資料 12】）。

授業教材は、学習に必要な資料、判例等を収録した「独自教材（冊子）」が事前に配布されるほか、授業ごとに、適宜、プリント教材が事前に配布されている。予習・復習の内容について、授業時における指示に加え、法科大学院全体宛メーリングリスト（law-lsall@edu.kobe-u.ac.jp）や詳細シラバスの配布を通じて、詳細な指示がなされている（【別添資料 25】）【解釈指針 3-2-1-6】。

また、復習の際に生じた疑問点や教室外の学習の方法や内容をきめ細かく指導するため、授業担当者が、原則として毎週一定の日時に「オフィスアワー」を設け、設定しない場合は授業についての質問を受けるその他の手段・場所を学生に対して明示している（「オフィスアワー」【別添資料 26】）。また、特に1L生については、未修者コース出身

の3L生2人をティーチング・アシスタントとして採用し、原則週1回質問に対応する時間を設けるなどの学習支援を行っている（【別添資料51、52】）。

さらに、授業時間外の自習を可能とするため、法科大学院の学生全員を収容できる専用の自習室を設置し、教材や基本的文献、判例集、コピー機、共用PC（12台）、プリンター（7台）、ロッカーを常備し、ネットワーク環境を整備し、日曜・祝日を含む24時間の利用が可能となっている【解釈指針3-2-1-6】。

集中講義としては、毎年、1L生対象の「裁判・行政の基本構造」（2単位）が夏季集中の形で開講されているが、例年、当該集中講義の間は他の一切の授業は行わず、講義の予習復習に専念できるように配慮している。随時開講科目と位置づけられ、非常勤講師が担当する「アジア法A」（2単位）、「中国法」（2単位の内8コマが集中講義）についても、前者は重複する科目はなく、後者についても集中講義部分の他の集中講義（「比較憲法」）との重複を別にすれば重複する科目はなく、講義の予習復習に専念できるように配慮している。また、平成25年度に限り、授業担当者の事情により「比較憲法」（2単位）が非常勤講師による集中講義の形式で開講されるが、前述の「中国法」以外に重複する科目はなく、また、授業終了と試験との間に間隔を設けて予習・復習にあてる時間が十分確保できるように配慮している。なお、集中講義にかかるこれらの運用については、実務法律専攻長名義の「授業科目の執行に関するお願い」【別添資料14】という文書で、法科大学院全教員に周知している【解釈指針3-2-1-7】。

なお、「神戸大学法科大学院における到達目標」が設定されている科目について、本学の授業科目において直接取り扱わない事項については、学生に配布される「到達目標と本学授業科目の対応表」【別添資料G】において自学自習すべき事項が指定され、各授業及び入学時・進級時になされるガイダンスでも自習の必要性が周知されている。

以上により、基準3-2-1（3）を満たしている。

したがって、本法科大学院における授業方法は、基準3-2-1（1）から基準3-2-1（3）までのすべてを満たしており、基準3-2-1を満たしている。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

本法科大学院では、履修科目登録の単位数を、1Lにおいては40単位、2Lにおいては36単位を上限としている。原級留置の場合は、「良上」以上あるいは「合格」の成績であったものを除く全ての単位を無効とする（法学研究科規則第17条【別添資料D】77頁）が、「良上」以上あるいは「合格」であったため有効に取得したとされる単位を含めてそれぞれやはり40単位、36単位が履修科目登録の上限となる（専門職学位課程履修細則第4条第2項【別添資料8】）。ただし、1Lから2Lへ進級が認められた場合で1L配当科目を再履修するときは、4単位までは履修登録可能な単位数に算入しないものとしている（法学研究科規則第16条第2項【別添資料D】77頁）。3L生には、履修科目登録の単位数として44単位を上限としている【解釈指針3-3-1-2】。

1 L 生は法律基本科目に当たる授業科目の6単位の上乗せが認められているため【解釈指針3-3-1-1(1)】、それを加えた上限である42単位を下回っている。なお、本法科大学院においては3年を超える標準修業年限の定めはない【解釈指針3-3-1-4】。

なお、これらの上限単位数の中には、夏季や冬季等の学期外の時期に実施される「集中講義」や「エクスターンシップ」の単位も含まれている。

資料3-3-1-(1)

「神戸大学大学院法学研究科規則」

第16条 教学規則第73条の規定に基づく履修科目登録の上限は第1年次40単位、第2年次36単位、第3年次44単位とする。

- 2 第1年次において別表第3イ(1)欄に掲げる科目(1年次必修法律基本科目)のいずれかを履修し、第2年次において当該科目を再び履修する場合の当該科目の単位は、4単位までに限り、前項に定める単位数の上限を超えて登録することができる。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】77頁

以上のとおり、本法科大学院の定める各年次の履修登録単位数の上限は、基準3-3-1を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 少人数による双方向的・多方向的な密度の高い教育を実現するために、多くの科目で独自教材を開発・作成し学生に配布していること。
- (2) 授業時間中、及びその後の電子メール連絡等により、授業時間以外の学習を効率的に進めるため、予習・復習の課題を精選し自習のポイントを詳細に説明していること。
- (3) 学習上の疑問点を解明し学習方法の相談に答え、きめの細かい指導を行うため、定期的にオフィスアワーを設けているほか、法律初学者である1L生には、未修者コース出身の3L生をティーチング・アシスタントとして採用するなど、特別の配慮を払っていること。

【課題】

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （５）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本法科大学院では、基本的科目についての重要領域を、角度を変えて学習させる段階的履修により、その理解を確実なものとして体得させる「重ね塗り」方式を採用し、法律基本科目を着実に、無理なく獲得できる配慮を徹底させている（【基準2-1-1】に関する記述も参照）【解釈指針4-1-1-1】。

1Lでは、法律基本科目の基礎的分野の科目を必修として、前期は憲法・民法・刑法について、後期は、行政法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法のほか、民法と刑法の前期未履修部分を学習する、というように、基本的科目から始めて次第に拡大させる、段階的学習方法が採用されており、それを基礎として学習を積み重ねる形となっている。2L以降には、法学既修者として一定の法学に関する知識と理解が獲得できていることを前提として、個別分野と総合的分野を順次学生が履修できるように制度設計されている（【別添資料A】3頁）。このように配置された科目展開を基礎に、学生には本学での学習目標を加味した、神戸大学独自の法科大学院における到達目標が提供され、その目標を達成することが求められている（【別添資料F】【別添資料G】）。

学生には、各科目の履修に際して、それら個別の到達目標を十分に達成していることが、当該科目の評価の前提となることが周知されている。各授業科目では、達成目標と授業内容・テーマとの関連性も明示され、教員に対しても、その内容をもとにしてシラバスを作成し、かつ、講義を行うことが了解されており、各教員は、それらに従って学生の成績評価を、客観的・厳正に行っている（【別添資料B】）【解釈指針4-1-1-1】。

（１）基準（１）について

法科大学院における教育では、双方向性・多方向性が重視されることに鑑み、本法科大学院の授業科目の成績評価においては、期末試験や小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし（資料4-1-1-1（１）

(2))、その方法や比重について、当該講義開講前に学生に対して公表している。成績評価に際しては、期末試験を実施することを原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみでの成績評価は行わない。各授業科目において、期末試験の成績評価に占める割合は50-80%の間である(【別添資料B】)。

資料4-1-1-1-(1)

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則」

第2条 授業科目の成績評価は、期末試験、中間試験、随時の小テストレポート、平常点、出席点その他の方法のうち一つにより、又はそのうち複数の方法を組み合わせて行う。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】97頁

資料4-1-1-1-(2)

「成績評価基準等に関する申合せ」

(1) 専門職学位課程の授業科目の担当者(以下「担当者」という。)は、成績評価方法を、授業科目ごとに、講義要綱又は授業シラバスに示す。複数の方法を用いて成績評価を行う場合には、方法ごとの配点等複数の方法の用い方の概要を、講義要綱又は授業シラバスに示す。あらかじめ講義要綱又はシラバスに示した成績評価方法または複数の方法の用い方の概要を変更する場合は、その変更について周知徹底を図る。

(3) 成績評価基準に関する細則が適用されない授業科目についても、成績評価は同細則第4条の基本的な考え方を尊重して行う。

(出典)「成績評価基準細則」【別添資料27】

各授業科目の成績評価の基準は、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良上(75点以上80点未満)、良(70点以上75点未満)、可上(65点以上70点未満)、可(60点以上65点未満)、不可(60点未満)とする、7段階評価としている(平成20年度から。資料4-1-1-1-(3))。ただし、「エクスターンシップ」については、その科目の特殊性から、「合」と「否」の2段階評価を行っている。

成績評価の割合については、成績評価の対象者である履修登録数が21名以上の授業科目については、秀5%以内、秀と優の合計25%以内、秀と優と良上の合計40%以内となるように制限している。また、21名未満の履修登録者数の場合にも、この申合せの趣旨を尊重することが確認されている(資料4-1-1-1-(3))。

平成24年度の成績分布の状況は「成績分布表」【別添資料28】のとおりである。ここでは、上述の基準を満たしていないものが若干認められる。その理由は、①成績評価提出後、受講学生からの不服申立てによって成績の変更を認めた結果、当初の成績分布が変更になったため誤差が生じたというもの(経済法Ⅰ、公法系訴訟実務基礎)、②受講生数から算定される成績評価分布人数の端数計算処理の理解が異なっていたため誤差が生じたもの(民法基礎Ⅰ、応用民訴B)、③履修登録者数21名未満の科目について申合せの趣旨を尊重すべきとの理解が不徹底であったため、自由な分布が認められると誤解し

ていたことによるもの（国際人権法、アメリカ法）である。上記中①の理由については、採点精度を上げることが必要であり、各担当教員のそれぞれが研鑽をはかることで対処することとしている。②③については、上記の成績評価割合に関する制限が設けられている趣旨を徹底し、かつその運用についても共通理解を確認する措置を既に実施済みであり、今後、このような成績評価基準等に関する申合せの理解不足を理由とする成績分布状況の基準からの逸脱は生じることないように措置を行っている（資料4-1-1-（3）の「成績評価基準細則に関する申し合わせ」）。

資料4-1-1-（3）

「神戸大学大学院法学研究科規則」

第21条2 専門職学位課程における各授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良上、良、可上及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 （90点以上）

優 （80点以上 90点未満）

良上 （75点以上 80点未満）

良 （70点以上 75点未満）

可上 （65点以上 70点未満）

可 （60点以上 65点未満）

不可（60点未満）

3 前項の規定にかかわらず、教授会が特に必要があると認める授業科目成績は、別に定める。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】77-78頁

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則」

第3条 成績評価の基準は、秀を90点以上100点以下、優を80点以上90点未満、良上を75点以上80点未満、良を70点以上75点未満、可上を65点以上70点未満、可を60点以上65点未満、不可を0点以上60点未満とする。

第4条 成績評価の対象者（以下、「履修登録者」という。）が21名以上いる場合の成績評価は、秀の評価をする学生数を履修登録者数の5パーセント以内、秀及び優の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の25パーセント以内、秀、優及び良上の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の40パーセント以内とする。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】97頁

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価に関する細則」

第2条 次の各号に掲げる授業科目の成績は、合、否とし、合を持って合格とする。
エクスターンシップ

（出典）「学生便覧」【別添資料D】98頁

「成績評価基準細則に関する申し合わせ」

1. 成績評価基準細則第4条に定める「成績評価の対象者（以下、「履修登録者」という）」の人数は、第2年次（神戸大学法学研究科大学院専門職学位課程学生の履修に関する細則に定めるものをいう）および第3年次（同上）の双方を対象とした授業にあっては、両年次の履修登録者数を合算した人数をいう。また、再履修者がいる場合は、その人数も含める。
2. 同細則第4条に定める履修登録者数の「5パーセント以内」、「25パーセント以内」、「40パーセント以内」の学生数の計算において1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てた数を上限とするものとする。
3. 履修登録者が20名以下であり成績評価基準細則第4条の対象とならない授業についても、同細則の趣旨に鑑みて、以下によるものとする。
 - （1）秀の評価をする学生数を1名以下、秀及び優の評価をする学生数を合わせて5名以下、秀、優及び良上の評価をする学生数を合わせて8名以下とする。
 - （2）ただし、定員が15名とされている少人数科目の特性に鑑み、（1）は、R&Wゼミ科目には適用しない。

（出典）「成績評価基準細則に関する申し合わせ」【別添資料27】

上記の成績評価基準に関する細則は、「学生便覧」【別添資料D】に掲載されているほか、本法科大学院の学生に配布される「学生の手引き」【別添資料C】にも掲載している。さらに、毎年4月の授業開始の前週に行われる学生に対するオリエンテーションにおいて、法科大学院運営委員会副委員長（法科大学院教務担当）が行う教務事項の説明の中で、この点に言及することとし、学生に対する周知徹底を図っている（【別添資料C】13-14頁）。このように、本法科大学院においては、「成績評価の基準」につき、成績のランク分け、各ランクの分布に関する方針が予め設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素が明確に示されている【解釈指針4-1-1-2】。

以上のとおり、成績評価に関する基準の設定、考慮要素についての学生への周知について、基準（1）を満たしている【解釈指針4-1-1-2】。

（2）基準（2）について

成績評価の基準に従って成績評価が実施されることを確保するために、本法科大学院においては、以下の措置を講じている【解釈指針4-1-1-3】。

第1に、専攻会議において、随時、各教員に対する成績評価基準の周知徹底を図ると共に、当該学期における各科目の成績評価の分布に関するデータを専攻会議において配布・公表し、全教員において、その情報を共有し、相互検証を通じて、成績評価の分布の透明性を高めている（「成績分布表」【別添資料28】）【解釈指針4-1-1-3（2）】。

第2に、成績評価に不服のある学生には、成績通知書の交付から2週間以内に、教務係に文書によって、採点基準に照らした不服の理由を示した上で、その旨を申し出ることができることとしている。そして、学生からの不服申立てがあった場合には、授業担当者は、当該学生に対し成績評価の説明をしなければならず、また、その結果を実務法律専攻長に報告しなければならないとされている（資料4-1-1-（4）、及び「不服

申立書及び成績評価不服申立要項」【別添資料30】）【解釈指針4-1-1-3(1)】。このように、成績評価の変更には一定の手続きを必要とすることにより、その透明性が担保され、成績評価基準にしたがった成績評価の実施に寄与している。なお平成24年度前期の申立件数は6件であり、うち評価の修正が行われたものは3件であった。同年度後期の申立件数は2件であり、評価の修正が行われたものは0件であった。

資料4-1-1-1-(4)

「法学研究科専門職学位課程学生の成績評価不服申立に関する内規」

- 第2条 学生は、授業科目について良上に達しない成績評価を受けたことにつき不服がある場合には、不服申立を行うことができる。
- 第3条 学生が前条の不服申立を行う場合には、公表された採点基準に照らして、不服の理由を具体的に示さなければならない。ただし、採点基準が公表されない授業科目については、この限りではない。
- 第4条 学生は、第2条の不服申立を行う場合には、不服申立を行う授業科目名、担当教員名、不服の内容及び前条の不服の理由を記載した書面を、法学部・法学研究科教務係に提出しなければならない。
- 2 前項の書面は、当該成績が通知された日（成績が通知された日の後に採点基準が公表された場合には採点基準が公表された日）から2週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に書面を提出できなかったことにつき正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生は、修了することとなる年度の後期の授業科目に限り、第1項の書面を当該成績が通知された日（成績が通知された日の後に採点基準が公表された場合には採点基準が公表された日）から1週間以内に提出しなければならない。
- 第5条 第2条の不服申立が行われた場合、当該成績評価を行った教員は、速やかに当該不服申立を行った学生と面談し、成績評価について説明しなければならない。
- 2 教員は、前項の面談の終了後、速やかにその内容を書面で専攻長に報告しなければならない。
- 3 第1項に基づく成績評価の説明は、教員が在外研究中である等の理由で学生との面談ができない場合には、面談に代え、電子メール等の手段によることができる。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】99頁

以上のとおり、本法科大学院は、定められた成績評価基準にしたがった成績評価が行われるように適切な措置を講じており、基準（2）を満たしている【解釈指針4-1-1-3】。

（3）基準（3）について

成績評価の結果に関しては、学生への個別成績の通知に加えて、採点済答案のコピー

の交付機会を提供するとともに、成績評価の基準、及び成績分布に関するデータを公表している。

まず、学生の個別成績は、前期の成績は9月下旬に、後期の成績は3月下旬に、各学生のそれぞれの成績が通知される。これに加え、授業担当者は、希望する学生にその学生の採点済答案のコピーを交付している（資料4-1-1-（5））。

資料4-1-1-（5）

「実務法律専攻における期末試験答案の取扱い」

2. 授業担当者は、採点終了後、答案の写しを作成するよう、教育研究助成室に依頼する。
3. 期末試験期間が終了した後の適宜の時期に、各授業担当者の責任において、答案の写しを学生に交付する。その方法については、次のいずれかによることとする。
 - （1）授業担当者が学生を一同に会する機会を設けて交付する。
 - （2）授業担当者が日時を指定して研究室等で交付する。

（出典）「実務法律専攻における期末試験答案の取扱い」【別添資料31】

期末試験が行われたすべての科目について授業担当者は、その科目の採点基準を公表する。この採点基準は、学内からのアクセスのみ可という形式で、神戸大学法学研究科ウェブサイトにおいて示している（「期末試験採点基準等」【別添資料32】）。ここでは、各担当教員がそれぞれに工夫をし、採点基準や試験の講評、学生への注意事項などを記載している。当該科目を受講した学生は、交付された自己の答案の写しと、これらの記載とを照らし合わせるにより、受験した試験について、反省と復習が効率的に可能となるように配慮されている。

成績通知書交付時には、授業科目ごとに期末試験の平均点、成績分布・それぞれの成績の人数が記載された成績分布表が、学生に配布されている（「成績分布表」【別添資料28】）。

また、実施は任意であるが、本法科大学院の授業担当者の多くが、期末試験実施後、答案返却の機会を設けている（資料4-1-1-（5）の「3.（1）」）。これは、試験実施後又は成績交付後の時期に、当該科目の期末試験について、出題の意図や採点基準等について、当該試験を受験した学生を対象に、最大1時間30分程度、解説と全体的及び個別の質疑応答を行い、これらを通じて、学生の疑問に答えると共に、学生各自がそれぞれの弱点を克服し、一層の学力向上を図ることができるように配慮しているものである（「平成24年度後期答案講評会・補講授業時間割」【別添資料33】）。

以上のような方法を通じて、成績評価の結果を適切な方法で学生に周知しており、基準（3）を満たしている【解釈指針4-1-1-4】。

（4）基準（4）について

本法科大学院では、基準（1）に述べたとおり、成績評価についてプロセスを重視しているため、期末試験を実施することを原則としている。

期末試験は、予め表示された学年暦の試験期間中に、履修者の履修科目に割り当てられた時間割を尊重し、かつ、試験科目が特定日に集中しないように配慮して実施される（【別添資料B】1頁）。試験時間については、担当教員が、当該科目の学習内容等を総合的に考慮して、1時間30分-3時間の範囲で決定しているが、類似科目間においては時間が余り異ならないように、相互調整の話し合いを行うこともある。

同一科目を複数の教員が分担している場合、当該担当教員間で、試験問題作成時、採点前、採点後の各段階で協議を行い、同一科目が受講クラスによって差が出るような不公平が生じないように配慮するのが通例となっている。なお、期末試験の際に、受講生に教科書類・ノート類等の持込みを自由に認める科目は、基本的に存在しない。

本法科大学院においては、試験の採点を公平・客観的に行われるようにするため、採点時に、教員が学生の学籍番号・氏名欄を見ることができないように綴じた形で採点することができる答案用紙・答案冊子が準備されており、これにより、採点時の答案の匿名性を確保し、バイアスが生じないようにしている。

以上の措置に加え、本法科大学院においては、不正行為に対して厳格な対応をすることとしている。すなわち、期末試験の答案作成や学期中のレポートの作成などに関して不正行為が認められた場合には、当該学生について、不正行為が行われた学期に履修登録した科目の成績を全部「不可」又は「否」（不合格）とした上で、反省文の提出を求めている。1L生、あるいは2L生がこの措置の対象となる場合、進級要件を充たすことができなくなり、原級留置となる。また、不正行為の態様によっては、退学や停学を含む懲戒措置の対象となることもありうる（資料4-1-1-（6）（7））。

禁止される不正行為としては、一般的に試験における不正行為と考えられているもののほか、期末試験において許可されていない六法や書籍等を持ち込む行為等、また、レポート作成時に、他の学生のレポートや公刊された著作物（インターネット上で公表されたものを含む）を剽窃する行為等、をあげることができる。

法科大学院での学習・試験という特質から、本学では期末試験を実施する際に、六法の持込みを認める科目が大半であるが、この場合、学生が試験場に持ち込むことが認められる六法については、氏名、住所、学籍番号等、持主を特定する情報以外の文字が1字も書かれていない（ただし、線を引いていることまでは許される）指定六法（予め本学での試験で使用できると指定された六法）に限定され、不正行為の未然防止に配慮している（【別添資料C】14-15頁）。このような、六法に関する禁止事項も、学生には試験時間の公表に際して予め周知されていることに加え、個別・具体的な試験に際しては、試験実施前の学生への要指示事項として、試験前には必ず告知され、かつ、試験場に指定六法の種類等が貼り出されている。

資料4-1-1-（6）

「神戸大学学生懲戒規則」

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

（1）訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く）。

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】52-53 頁

資料4-1-1-（7）「法学研究科専門職学位課程学生の試験等における不正行為に関する内規」

第1条 この内規は、専門職学位課程における法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

第2条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修した全科目の成績を不可とする。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

第3条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】98 頁

以上のとおり、期末試験の実施について、本法科大学院は適切な配慮をしており、基準（4）を満たしている。

（5）基準（5）について

本法科大学院では、ある学期において試験を受け、不合格の評価を受けた科目について、同一学期内に再度試験を行う「再試験」の制度を設けていない。

これに対し、止むを得ない理由により授業科目の試験を欠席した場合には、届出により、追試験を受験することを認める「追試験」制度は設けている【解釈指針4-1-1-5】。追試験の受験資格は、疾病・怪我を理由とする場合は、原則としてその疾病・怪

我を理由として入院したときに限っており、それを裏付ける書面を提出させることとし、このほかやむを得ない理由としては、感染性の高い疾患に罹患し他の学生に感染させる恐れがあった場合など、厳格に運用されている。追試験の可否やその実施方法についても、専攻会議で審議し決定することとし、これによりその公正性・透明性を担保している（資料4-1-1-(8)(9)）。

追試験が実施された例は、平成20年度後期1件、平成21年度後期1件、平成22年度後期13件、平成23年度後期2件、平成24年度後期15件である（「追試験関係資料」【別添資料34】）。平成24年度後期にその数が急増したのは、同一人が一定期間入院したという事態が発生したことを理由とする。

追試験が認められた場合、その試験方法はレポートなどの簡易な方法ではなく、実施された本試験と同一のレベルを確保し、かつ、類似の内容とならないように配慮された筆記試験が実施されており、これにより追試験を受験する学生が不当に有利になったり不利になったりする事態が生じることを防いでいる。

資料4-1-1-(8)

「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の追試験に関する内規」

第2条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。

- (1) 「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」に定める忌引
- (2) 病気や怪我で入院を伴うもの
- (3) 公共交通機関の運休または大幅な遅延
- (4) その他止むを得ない理由で(1)ないし(3)に準じるもの

第3条 追試験を受験しようとする者は、前条による理由が生じた後、直ちにその旨を法学部・法学研究科教務係に届け出なければならない。

2 前項の場合には、指定された期日までに、所定の追試験受験願を、当該理由を証明する書類を添えて、法学研究科長に提出しなければならない。

第4条 追試験の実施の可否及び実施する場合の日時及び場所については、追試験受験願提出後、実務法律専攻会議の議を経て掲示により通知する。なお、追試験は、原則として当該学期内に速やかに行う。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】100頁

資料4-1-1-(9)

「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」

第2条 学生は、次の各号に掲げる者が死亡した場合には、それぞれ各号に掲げる日数の範囲内の忌引が認められるものとする。

- (1) 父母、配偶者又は子 死亡の日から7日
- (2) 配偶者の父母 死亡の日から3日
- (3) 二親等の親族 死亡の日から3日

以上のとおり、本法科大学院は、再試験制度を行っておらず、追試験の実施についても厳格な実施基準のもとに、本試験と同様の方式を採用し、同レベルの出題の試験を実施することで、これにより受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されており、基準(5)を満たしている【解釈指針4-1-1-5】。

以上述べたところから、基準4-1-1(1)から基準4-1-1(5)までのすべてを満たしており、基準4-1-1を満たしている。

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、1L生又は2L生が成績不良の場合に、当該学年を再度もう1年勉強させる、原級留置措置を採用している【解釈指針4-1-2-1】。

1L生については、通年で合計26単位以上修得できなかった場合(通則第17条第1号)、又は1L生配当の必修科目のGPAが2.0以下の場合(通則第17条第2号による細則第6条)、2L生については、通年で合計24単位以上修得しなかった場合(通則第17条第1号)、又は第2年次配当の必修科目のGPAが2.0以下の場合(通則第17条第2号による細則第6条)、原級留置となる(【別添資料D】77頁)【解釈指針4-1-2-2】。

以下に述べる規則の内容は、実際の運用の例を含め、学生に周知徹底を図るために、「学生の手引き」において、詳細な説明を行っている(【別添資料C】17頁)。これに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて、「学生の手引き」を配布する際に、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起することとしている【解釈指針4-1-2-1】。

ここでいうGPAとは、1L及び2L配当の必修科目について、秀(90-100点)=5、優(80-89点)=4.5、良上(75-79点)=4、良(70-74点)=3.5、良(70-74点)=3、可上(65-69点)=2、可(60-64点)=1、不可(59点以下)=0というグレード・ポイント(GP)に、当該科目の単位数を乗じた合計を全必修科目の単位数の合計で除した数(小数点以下第3位を切り上げ)である(「法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則」【別添資料36】)。

GPAに基づく進級制限は、必修科目について辛うじて合格点を得るにとどまっている学生について、全体として基本的な法の理解・知識が十分でなく、これをそのまま進級させることは教育上適切でない、との判断に基づき導入されたものである。進級するには2.0を超えることが必要とされている。GPAが2.0を下回ることは、上記のGPの関係で、履修した科目の多くが可・可上止まりということであり、そうした低いパフォーマンス

で学年を進むことを可能にすることは、「プロセス教育」としての法科大学院設置の趣旨にも合致せず、むしろ当該学年で修得した単位のうち、成績上位以外のものについては再度履修させることの方が、当該学生にとって理解が深まり将来的にも望ましい、と判断しているためである【解釈指針4-1-2-2】。

原級留置とする場合、原則として、当該学年で修得した単位をすべて無効とするが、例外として、成績が「秀」、「優」、又は「良上」である科目については無効とはせず、その成績評価結果のとおり、有効に単位を修得したものとして扱うこととしている。これは、このような成績結果を修めたものについて、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行うことがより効果的であること、成績良好者の再履修が新履修者との関係でも好ましくない結果をもたらしまうこと等を考慮したものである。

原級留置措置の対象となった学生は、平成22年度の場合4名（1L生1名、2L生3名）、平成23年度の場合17名（1L生10名、2L生7名）、平成24年度の場合14名（1L生3名、2L生11名）である。なお3L生については、修了に際して原級留置制度の対象としていない。3L生が学年末において、修了するために必要な要件単位数を満たすことができなかった場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、翌年度に再び3L生として、必要な科目の履修を行うこととしている。

学生が、2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込みがないものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている。すなわち、1Lにおいて2回続けて原級留置となった場合、又は2Lにおいて2回続けて原級留置となった場合である（資料4-1-2-（1））。最初に原級留置になった年度と、次に原級留置になった年度との間に、休学期間があっても、続けて原級留置となったものとして扱う。他方、1Lで原級留置となった次の年度に2Lに進級し、進級した年度において原級留置措置になっても、その時点では、「続けて」原級留置になったものとしては扱わない。すなわち、この場合においては、2Lで原級留置となった次の年度に、再度原級留置措置の対象になった場合に除籍されることになる（「学生の手引き」【別添資料C】17頁）。これまで、この理由で除籍された学生は、平成23年度までで4名である。この制度により、法学分野において学習成果を出すことに困難がある学生が早期に判別され、その進路の再考や転進を決定できる機会を提供することとなっている。

資料4-1-2-（1）

「神戸大学大学院法学研究科規則」

第17条 専門職学位課程の学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、進級を認めないこととし、当該年次に修得した単位のうち第21条第2項に定める成績が「秀」、「優」及び「良上」であったものを除くすべての単位を無効とする。ただし、同条第3項に定める授業科目を履修して修得した単位の取扱いについては、別に定める。

（1）第1年次26単位以上又は第2年次において24単位以上修得しなかった場合

（2）履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合

第18条 前条の規定により進級を認められなかった学生が、翌年度において、当

該年次に認定された単位と合わせて第1年次において26単位以上、第2年次において24単位以上を修得しなかった場合又は履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合は、成業の見込みがないと認め、教学規則第46条の規定により除籍する。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】77頁

資料4-1-2-(2)

「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則」

第4条 GPA算出の対象科目は、神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する催促に定める第1年次については、第1年次配当の配当の必修科目とし、第2年次については、第2年次配当の必修とする。

第5条 GPAは、成績評価を受けた各必修科目のGPに当該科目の単位数を乗じた合計を、必修科目の単位数の合計で除して得た値(端数は小数点以下第3位を切り上げたもの。)とする。

第6条 第1年次については、第1年次配当の必修科目のGPAが2.0以下、第2年次については、第2年次配当の必修科目のGPAが2.0以下のときは進級を認めない。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する規則」【別添資料36】

以上のとおり、本法科大学院においては、進級制を採用してその要件・効果を明確に定め、これらの内容の学生への周知も的確に実施しており、基準4-1-2を満たしている【解釈指針4-1-2-1】【解釈指針4-1-2-2】。なお、【解釈指針4-1-2-3】は本法科大学院には該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずことができる。

（2）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

（基準4-2-1に係る状況）

（1）基準（1）について

法学研究科規則第29条第1項（資料4-2-1-（1））によると、専門職学位課程（法科大学院）修了の要件は、「当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い、98単位以上を修得すること」であり、基準（1）の定める単位数よりも5単位多く履修することを求めている。

（ア） 他大学大学院の授業科目の履修に関して、法学研究科規則第22条第3項は、教

授会が認めるときに 30 単位を限度として修了要件単位数に算入できることとしている。

(イ) 法学研究科規則第 23 条第 2 項は、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上記(ア)の単位数と合わせて 30 単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる旨を定めている(既修得単位の認定については、資料 4-2-1-(2)を参照)。

(ウ) 法学研究科規則第 29 条第 2 項に基づいて、法学既修者コースに入学した学生については、標準修業年限 3 年に代えて 2 年に短縮し、また修了要件単位数のうち 34 単位を限度として修得したものとみなしている。これは基準(1)ウただし書きにより認められる単位数よりもなお 1 単位下回る単位数である【解釈指針 4-2-1-1】。

資料 4-2-1-(1)

「神戸大学大学院法学研究科規則」

第 22 条 3 専門職学位課程学生の他大学の大学院の授業科目の履修に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、30 単位を限度として第 29 条第 1 項に規定する単位数に充当することができる。

第 23 条 2 専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、前条第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を限度として、第 29 条第 1 項に規定する単位数に充当することができる。

第 29 条 専門職学位課程修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表第 3 に定めるところに従い 98 単位以上を修得することとする。

2 専門職学位課程は、法学の基礎的な学識を有すると教授会が認める者に関しては、前項に規定する在学期間については、1 年を超えない範囲で教授会が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第 22 条及び第 23 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 34 単位を限度として修得したものとみなす。

(出典)「学生便覧」【別添資料 D】78・80 頁

資料 4-2-1-(2)

「法学研究科専門職学位課程学生の既修得単位の認定に関する内規」

第 2 条 神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則(以下、細則)第 2 条第 1 項にいう法学未修者コース(以下、未修者コースという。)に入学した学生が入学前に他の法科大学院において取得した単位の認定を申し出た場合には、専攻会議は、対応する専門職学位課程(以下、本法科大学院)の授業科目の担当教員の意見に基づき、既修得単位の認定を行う。

2 前項に基づいて既修得単位の認定をする科目は、未修者コース第 1 年次に配当されている本法科大学院の授業科目に対応する他法

科大学院の授業科目に限る。

- 3 教員が第1項にもとづき既修得単位の認定の可否について意見を述べる際には、以下の事項について留意しなければならない。

- イ 認定しようとする他法科大学院の授業科目が対象とする範囲と本法科大学院における対応する授業科目が対象とする範囲が一致すること
- ロ 認定しようとする他法科大学院の授業科目の成績が優秀であること

(出典)「既修得単位の認定に関する内規」【別添資料35】

以上のとおり、本法科大学院の修了要件は、基準4-2-1(1)を満たしている。

(2) 基準(2)について

法学研究科規則第29条第1項に定める専門職学位課程の修了要件は、規則別表第3において、次のように定められている(「学生便覧」【別添資料D】89頁。カッコ内の数字は単位数)。

ア 公法系科目：「法律基本科目」13単位必修

「憲法基礎」(4)、「行政法基礎」(3)、「対話型演習憲法訴訟Ⅰ」(2)、
「対話型演習行政法Ⅰ」(2)、「対話型演習行政法Ⅱ」(2)

イ 民事系科目：「法律基本科目」33単位必修

「民法基礎Ⅰ」(4)、「民法基礎Ⅱ」(4)、「民法基礎Ⅲ」(5)、
「対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法」(2)、「対話型演習契約法Ⅱ」(2)、
「対話型演習物権・責任財産法」(2)、
「民事訴訟法」(4)、「対話型演習民事訴訟法」(2)、
「会社法」(4)、「対話型演習商法Ⅰ」(2)、「対話型演習商法Ⅱ」(2)

ウ 刑事系科目：「法律基本科目」14単位必修

「刑事実体法Ⅰ」(4)、「刑事実体法Ⅱ」(2)、「刑事手続法」(4)、「対話型演習刑事実体法」(2)、「対話型演習刑事手続法」(2)

エ 法律実務基礎科目：「実務基礎科目」10単位必修

「対話型演習法曹倫理」(2)、「対話型演習民事裁判実務」(2)、「対話型演習刑事手続実務」(2) 「法律文書作成演習」(2) 以上必修
「ローヤリング」(2)「エクスターンシップ」(2)「公法系訴訟実務基礎」(2) これらのうちから、2単位選択必修

オ 基礎法学・隣接科目：4単位選択必修

「法文化」(2)、「法思想」(2)を含む9科目から選択必修

カ 展開・先端科目：12単位選択必修

「著作権法」(4)、「国際取引法」(4)ほか25科目から12単位選択必修

標準修業年限を2年とする法学既修者コースの入学者については、入学試験において実施される法律科目試験に対応して、法律基本科目のうち7科目34単位を修得したものとされ、これらの者については、法律基本科目の各「対話型演習」計11科目22単位が必修とされる。その内訳は、ア 公法系科目（6）、イ 民事系科目（12）、ウ 刑事系科目（4）の合計22単位である。エ 法律実務基礎科目、オ 基礎法学・隣接科目、カ 展開・先端科目については、既修者・未修者を区別していないため、上述した単位数の修得が求められる。

以上のとおり、本法科大学院の定める修了要件は、法学未修者についても、法学既修者についても、それぞれ基準4-2-1（2）を満たしている。

（3）基準（3）について

本法科大学院修了のために、法律基本科目以外の科目で取得すべき単位数は、実務基礎科目の必修が8単位、選択必修科目が26単位であり、あわせて34単位である。その選択すべき分野は、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、実務基礎科目、法律理論研究科目からとなっており、これは修了要件単位数98単位の3分の1を超えるものである（「学生便覧」【別添資料D】89頁）。

本学では修了判定に際して、GPAが一定点数以下の者を修了させないという制度は採用していないが、修了者の順位づけにおいてGPAを用いており、これにより、学年修了時まで、学生の学習意欲を鼓舞し続ける効果があり、また、一定の成果を挙げている（「学生便覧」【別添資料D】102頁（神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生における成績優秀者表彰に関する内規）、【解釈指針4-2-1-2】）。

以上のとおり、本法科大学院は、基準4-2-1（3）を満たしている。

以上から、本法科大学院は基準4-2-1（1）から基準4-2-1（3）までのすべてを満たしており、基準4-2-1を満たしている。

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4-2-2に係る状況）

法学研究科規則第29条1項（資料4-2-1-（1））は、専門職学位課程（法科大学院）修了の要件として、「当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い、98単位以上を修得すること」と定め、上限を定めてはいないが、これは基準4-2-2のいう修了認定に必要な修得単位数102単位を下回っており、基準4-2-2を満たしている。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本法科大学院の法学既修者コース受験者に対しては、憲法、行政法、民法、会社法、民事訴訟法、刑法、及び刑事訴訟法の 7 科目につき筆記試験が行われる。これら 7 つの法律科目の試験では、受験者が本法科大学院の 1 L で開講されている、必修である法律基本科目のすべての履修を一括して免除してよいだけの、基礎的な法律学の知識と能力を持っているかどうかを審査する。そのため、7 科目中 2 科目以上が十分な成績に達しない場合には、他の科目の成績にかかわらず、不合格としている（資料 4-3-1-（1））

【解釈指針 4-3-1-3】。

以上の 7 科目は、法学既修者として入学した場合に単位が認定される科目と完全に対応し、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合はない【解釈指針 4-3-1-2】。

本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することは行っていない【解釈指針 4-3-1-5】。

資料 4-3-1-（1）

「法科大学院案内」

筆記試験

既修者コースでは、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から、**実定法学についての基礎的な知識と能力の有無を審査するために、法律科目の筆記試験を行います。**

憲法・行政法・民法・会社法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の 7 科目について、受験者が本法科大学院の 1 年次で開講されている授業科目のすべての履修を免除してよいだけの、基礎的な法律学の知識と能力を持っているかどうかを試します。そのため 7 科目中 2 科目以上が一定の成績に達しない場合には、他の科目の成績にかかわらず、不合格となります。

（出典）「神戸大学法科大学院案内」【別添資料 A】24 頁

本法科大学院で実施されている以下の措置は、入学者選抜における「公平性」、「開放性」及び「多様性」の確保の要請に適合することを図るものであり、それに沿う内容となっている【解釈指針 4-3-1-1】。

まず、過去 3 年分の入学試験問題と出題の意図については、神戸大学法学研究科ウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/prospective-ls.html>）上で公開されている。

入試問題の作成にあたっては、出題者の個性・興味が極端に反映されることのないように、科目ごとに、出題委員に加えて検討委員が参加し、出題される予定問題の検討・確認作業が行われている。問題の検討においては、当該科目全体としての適正性や、選抜試験の趣旨との整合性等の多様な側面について検討することとして、その内容を確認している【解釈指針4-3-1-1】。

また、法律科目試験の出題にあたっては、神戸大学法学部出身の受験者と、他大学出身の受験者との間で、公平を保つための内部措置を種々講じている。事柄の性質上、内部措置に関する詳細は、本自己評価書において公表することはできないが、学内で実施される試験等、神戸大学の在学生のみが接することのできる情報と同一、又は極めて類似する課題を扱う試験問題は、一定期間、法律科目試験で出題することを回避・抑制する等の学内合意と措置とを設けている【解釈指針4-3-1-4】。

さらに、採点にあたっては、採点者が受験者のいかなる識別情報も知ることができない体制にあり（資料4-3-1-(2)）、この点からも、公平が保たれるように配慮している【解釈指針4-3-1-4】。

なお、本法科大学院の合格者全体に占める神戸大学法学部出身者の割合は、高くない。平成25年度入試において既修者コース合格者数150名のうち神戸大出身者数は30名、未修者コース合格者数44名のうち神戸大出身者数は1名、平成24年度入試では既修者コース合格者157名のうち神戸大出身者31名、未修者コース合格者44名のうち神戸大出身者数は1名、平成23年度入試では既修者コース合格者数162名に対して神戸大出身者数は22名、未修者コース合格者数43名に対して神戸大出身者は2名である。

資料4-3-1-(2)

- (10) 答案用紙には、指定された欄に受験番号を書く以外は、いかなる場所にも、氏名その他個人を特定できる情報を書いてはいけません。これらの記載がある場合には、答案は無効とします。

(出典)「平成25年度神戸大学法科大学院入学試験法学既修者コース受験者心得」

【別添資料32】

法学既修者に認められる1年間の修業年限の短縮は、34単位を限度とする履修免除に対応するものであり、最終学年を除く1年間の履修登録単位数の上限が36単位であることにてらして、短縮される在学期間と、既修者に対する選抜試験により修得したものとみなされる単位数との関係は、適切なものである【解釈指針4-3-1-6】。

以上のとおり、本法科大学院における法学既修者の認定については、基準4-3-1を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 明確な成績評価の基準を設定したうえ、その周知徹底を図る仕組みを整備し、厳格で公正な成績評価を実践していること。
- (2) 成績評価についての透明度を高めるために、採点済答案のコピーを学生に交付する機会を提供するとともに、成績評価について、詳細かつ具体的な基準及び成績分布状況を示していること。
- (3) 学生に対して、成績評価のもととなる情報を十分に開示し、成績評価不服申立て制度を設けるとともに、その結果報告を教員に義務付けるなど、成績評価の透明性を多層的に担保していること。
- (4) 1L生及び2L生について、GPAの数値により、各科目のみではなく、総合的な見地から成績不良と評価される場合に、当該年度に修得した単位を原則としてすべて無効とする原級留置措置を採用して、習得度の確実性を図っていること。
- (5) 原級留置が複数回に及ぶなど、法学分野において学習成果を出すことに困難がある学生については、その進路を早期に再考し転進を決定できる機会を提供する制度設計や運用がなされていること。
- (6) 入学者選抜における「公平性」、「開放性」及び「多様性」確保の要請に応じ、法科大学院入学試験の過去の出題問題と出題の意図をウェブサイトに掲載すること等の措置により、法学既修者の選抜における公平性・透明性を高め、その趣旨に沿う実績が存在すること。

【課題】

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

本法科大学院では、平成24年度に外部評価を受けるなど、定期的に教育の内容及び方法の改善について、客観的な尺度からその効果の確認・反省と改善を継続している。

本法科大学院の教育内容の改善は、法科大学院運営委員会の下部組織として設けられた「教育改善ワーキンググループ」（以下「教育改善WG」という）を中心として、効率的に教育改善（以下「FD」という）関連の問題に対応できる態勢を整えている。法学研究科全体を所管する、評価・FD委員会も、適宜これをサポートしている（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料38】、「教育改善意見交換会録議事録」【別添資料39】）【解釈指針5-1-1-4】。

（1）本法科大学院教員による教育手法の研究・開発の実績

本法科大学院は、その設置前から法学教育方法の改善について検討を重ね（平成14年度「法学教育手法検討プロジェクトチーム」、平成15年度「法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発」（科学研究費）、平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」採択の「総合法律教育に関する手法と教材の開発」）、21世紀COEプログラム「市場化社会の法動態学」研究センター（CDAMS）との連携により海外からの招聘講師によるリーガル・スキル教育に関するワークショップを開催した経験や、EUIJ 関西との連携による先端的教育・研究など、教育に関する内外の知見に触れる機会は多く存在してきた。本法科大学院では、これらの先行研究によって得られている教育手法の研究・開発の知見の成果を、各教員の手による教材作成、FDの定期的実施・授業アンケート等、様々な形で法科大学院教育に反映・還元することを継続していることに加え、国外の法科大学院状況に関する講演会等も適宜実施されており、法科大学院での教育のあり方を不断に再検討する活動を行っている【解釈指針5-1-1-2】。

（2）相互授業参観の定期的実施

本法科大学院においては、教員による授業の相互参観を、毎学期（前期・後期）、2週間にわたって実施している。授業参観者は、当該授業の「授業参観レポート」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている（「授業参観レポート例」【別添資料41】）【解釈指針5-1-1-2】。平成20年度からは、参観者が参観から得られた知見による改善につき、ファカルティレポートに記載することとされた（「法科大学院授業参

観・授業アンケート結果の取り扱いについて」【別添資料 42】）。なお、直近の平成 24 年度後期の授業参観に関して提出された授業参観レポートは 16 件であり、その多くが何らかの形で参考になる旨の内容であった【解釈指針 5-1-1-2】。

（3）授業アンケートの定期的実施

履修登録者数 10 名未満の少人数科目を除く全ての授業科目について、毎学期 1 度、受講者による授業アンケートを実施しており（「授業アンケート質問票」【別添資料 43】）、その結果は教員及び学生の双方に公開されている（「授業アンケート結果表」（平成 24 年度前期・後期）【別添資料 44】）。また、「学生の手引き」中にも特に 1 項目を設け、授業アンケートの趣旨を説明するとともに、学生の積極的協力を求めている（【別添資料 C】13 頁）。このアンケート結果に対する教員側の対応やコメントについても、ファカルティレポートに掲載することとなっている（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて 2」【別添資料 42】）。

授業アンケートの質問項目は多岐にわたるが、そのうち、理解把握・シラバス・授業進度について尋ねる各項目は、その回答を通じて、当該教員の教育手法が的確に行われ得ているのか確認する内容を含んでいる【解釈指針 5-1-1-1】。また、この授業アンケート結果を通じた改善を定期的なものとするために、資料 5-1-1-（1）に示す評価サイクルを作成した。そこでは特に、授業についての特定項目（3 項目。知的興味・知識見方・履修価値）の質問の回答について、その平均値が 3.0 未満の科目については実務法律専攻長が当該担当教員に事情を聞くことになっており、3.0 以上 3.5 未満の場合には、専攻長の判断により当該担当教員に事情を聞くことがある【解釈指針 5-1-1-3】。

資料 5-1-1-（1）

「授業アンケートについて」

2012. 11. 07 法科大学院運営委員会

当分の間、以下のような運用とする。

1. 評価サイクルの確立について

（a）「3 項目平均」が

3.5 以下の科目：特に問題がないものとみなす

3.0 以上 3.5 未満の科目：継続する場合、専攻長が担当教員に事情を聞くことがある

3.0 未満の科目：専攻長が担当教員に事情を聴く

（出典）「授業アンケートについて」【別添資料 93】

（4）教育改善意見交換会の開催

平成 17 年度より、教育改善 WG の主催により、教育内容や方法の改善に関する教員意見交換会を、継続して開催している。教育改善意見交換会では、共通的な到達目標に関する検討や、学生の質的变化に応じた講義予定の変更、司法試験の結果の分析等を通じ

たカリキュラム改善等、本法科大学院に現に生じている、または今後生じるであろう諸課題について、その問題意識を教員間で共有し、改善に向けて各種方策を試みるが行われている。科目横断的な具体的な取組として、到達目標に関する扱いが議論され、以後の作業について合意形成がなされた。その結果は、各科目における到達目標の作成・設定として、教育に反映されている。また特に、成績が中間層にある学生の学習成果を引き上げるためになしうることとして、予習復習の徹底と基本的文献の読み込みの必要性が強調され、その実践の阻害要因を減らすための方策が種々検討された。その成果として、平成 25 年度には、従前、各教員の判断に任せられていた小テスト日程を集中するように変更することに合意が得られ試行的に実施されることとなった。これは法科大学院制度が開始したころには見受けられなかった、日頃の予習・復習が十分になしえていない学生が散見されるようになったという、従前とは様相の異なる学生像について、教員間の認識が共有されたところからなされた改善の試みである（「教育改善意見交換会議事録」【別添資料 39】、「教育改善 WG 議事録」【別添資料 45】）。

（５）実務家教員と研究者教員との意見交換

実務家教員と研究者教員とで教育等に関して意見交換を行う機会を、上記の教育改善意見交換会とは別に設けている。平成 24 年度は 4 月 11 日、11 月 28 日、平成 25 年 3 月 27 日の 3 回開催し、両教員同士相互のニーズの把握・当面の課題・より良い教育のあり方等、広い見地からの討議を行っている（【別添資料 46】）。平成 25 年度は、新設された模擬法廷の効率的な使用も含めて、特に手続法に関して、従来以上の頻度で、実務家教員と研究者教員との間で意見交換会を開くべきこととされ、更なる連携の強化が図られている【解釈指針 5－1－1－3】。また、複数教員により行われる講義科目について、教員間の意思連絡のために、高頻度で打合せが実施されている【解釈指針 5－1－1－3】。

以上のとおり、学生による授業評価制度を実施し、かつその結果を、教員全員・学生の双方に公表することによって、授業へのフィードバックが実効的になされ、また授業参観を制度として導入し、参観する教員にとっても参観を受ける教員にとっても教育手法の改善に有効な手段となっている。このように本法科大学院においては、教育内容と方法の改善について、組織的かつ継続的にきわめて積極的に取り組んでおり、基準 5－1－1 を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 法科大学院における教育内容の改善を図るため、法科大学院設置前から教育方法について検討チームを立ち上げ、科学研究費補助金の交付を受けた研究、「市場化社会の法動態学」研究センター（CDAMS）との提携、EUIJ 関西の活動等を通じて、法科大学院の教育手法の研究開発を行い、その成果を教材・教育手法・教育改善等に反映させていること。
- (2) 教育に関して教員間での意見交換の機会、及び、研究者教員と実務家教員との意見交換の機会も積極的に設けることにより、上記の活動成果とも併せて、各教員が教育方法の改善を図ることのできる機会を不断に設けていること。
- (3) 教員による授業の相互参観を毎学期実施し、「授業参観レポート」の提出を通して、授業内容・手法の改善について、当該教員の個別の自覚と活動にのみ依拠するのではなく、組織としても努めていること。
- (4) 原則として全ての授業科目について、毎学期、授業アンケートを実施し、その結果を教員だけでなく学生にも示し、受講生の希望や意見を迅速に吸い上げる体制を整えており、的確な授業運営が行われているか全教員の間で、問題意識を共有する仕組みを整えていること。さらに、「学生の手引き」の中にも一項目を設け、授業アンケートの趣旨を説明して学生の積極的協力を求め、そのニーズ把握と授業の改善に継続的に努めていること。

【課題】

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」を設定し、これを毎年の「学生募集要項」の冒頭に掲記している（資料6-1-1）。

資料6-1-1

「法科大学院入学者受入方針」

○ 教育目標

現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められています。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、および、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としています。そのため、神戸大学法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を掲げます。

第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することです。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然です。神戸大学法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とします。

第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することです。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっています。神戸大学法科大学院は、多岐にわたる法分野で充実した教育を提供し、このような法的紛争に対応しうる人材の養成を行うことを目的とします。

以上の目的を達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことが、神戸大学法科大学院の使命です。

○ 求める学生像

1. 自然科学、人文科学、または、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

（出典）「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】

この入学者受入方針は、公平性、開放性、多様性の確保を念頭において策定されたものであり、これを受けて、具体的な入学者選抜においては、職業法曹となる強い意欲と適性をもち、学部段階では実定法以外の分野について広く学んできた他学部卒業者や、学部卒業後 3 年以上を経た社会人を、合計で 3 割程度受け入れることとしている。

教育の目標・理念は、具体的なカリキュラムや教育手法、教員構成などに結びつくものでなければならないし、「求める学生像」は、入学者選抜方法と連動したものでなければならない。そこで、学生募集要項とともに志願者に配布されるパンフレット「神戸大学法科大学院案内」では、冒頭に「神戸大学法科大学院の理念」を、「神戸大学法科大学院の目指すもの」として、より分かりやすく、具体化した形で掲げるとともに、カリキュラム編成、教員構成や入学試験の内容、そこで考慮される要素を詳しく記述することによって、上記受入方針を明確化・具体化し、それを周知徹底することとしている（【別添資料 A】 1-5、16-22、24 頁）。

また、入学志願者に対して、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、ならびに、修了者の進路及び活動状況といった必要な情報を、上記「神戸大学法科大学院案内」及び「学生募集要項」に掲記するとともに、その内容を神戸大学法学研究科のウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/prospective-ls.html>）上に掲げることにより、事前に周知されるように努めている【解釈指針 6-1-1-1】。

以上のとおり、入学者の受入方針等の明確化と志願者への周知を行っており、基準 6-1-1 を満たしている。

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

入学者選抜業務については、法科大学院運営委員会委員から入試主任を1名選任し、その者を責任者として合計4名程度からなる「入試ワーキンググループ」（以下「入試WG」という）を組織している。入試WGが中心となって、本法科大学院入試の在り方の検討を毎年行い、そのような検討を踏まえて、関係教員・事務職員とともに入試の準備を行っている。書類審査、筆記試験の作成・採点作業は、総勢で30名程度の教員の関与のもとで実施されている。

以上のとおり、入学者選抜業務を行うための責任ある実施体制が整備されており、基準 6－1－2 を満たしている。

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

本法科大学院は、法学既修者コースと法学未修者コースの2つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは3年を標準修業年限とし、法学既修者コースは、1L 配当の授業科目の履修を免除するのに十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象として、標準修業年限のうち1年を免除している（資料 6－1－3－（1））。

資料 6－1－3－（1）**1 募集人員**

専 門 職 学 位 課 程 〔法 科 大 学 院〕	専攻	志望するコース	募集人員
	実務法律専攻	法学未修者コース	25 人程度
		法学既修者コース	55 人程度
	合計	80 人	

（1）法学未修者コースは、3年を標準修業年限とします。

〔中略〕

（2）法学既修者コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年間での修了を

標準とします。

＊実定法とは、民法、刑法などの具体的な法律と法制度に関する科目を指します。

[中略]

(3) 法学未修者コースと法学既修者コースの併願は認めません。

(出典)「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】 1 頁

出願者が募集人員の約 5 倍以上である場合には、入学者の選抜を原則として 2 段階で行っている。

第 1 次選抜は、未修者・既修者両コースに共通して課される書類審査によって行い、筆記試験会場の収容人員や限られた時間内で適正な採点を行う採点者の能力等を考慮して、例年未修者・既修者両コース合わせて 600 名程度を合格させている。第 2 次選抜では、第 1 次選抜で行われた書類審査の結果と、法学既修者コースについては法律科目の筆記試験、法学未修者コースについては小論文試験の結果の総合評価によってなされる。その際、法学未修者コースには、法律学をまったく又はほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から、また法学既修者コースには、これまで法律学をある程度学び、又は職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から、入学者選考を行っている（資料 6－1－3－（2））。

資料 6－1－3－（2）

3 入学者の選考方法

入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行います。

「法学未修者コース」では、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から入学者選考を行います。

「法学既修者コース」では、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から入学者選考を行います。

(出典)「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】 2 頁

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。即ち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される（資料 6－1－3－（3））。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる（資料 6－1－3－（4））。本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の 1. は他学部卒業者に、2. は法学部卒業者に、3. は社会人におおむね対応する（資料 6－1－1）。それぞれのカテゴリーでは、それぞれ異なった資質が要求されている。したがって、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なったきめの細かい審査基準が用いられている。

資料 6－1－3－（3）

「成績等申告書の書き方」

1. 一般的な注意

(1) 出願者の特性分類について

本法科大学院への出願者は全員、自分が、「他学部卒業者」ないし「社会人」に該当するかどうかを判断し、それに基づいて入学願書の指定された欄に記入してください。これらは客観的に決まる特性ですので、学生募集要項の「3 入学者の選考方法」の説明をよく読んで、正確に判断してください。

＊複数の学部を卒業している者は、「他学部卒業者」に該当するかどうかの判断にあたって、どれか1つの学部を卒業したものとしてください。たとえば、法学部と医学部を卒業した者が、医学部卒業をもって他学部卒業者として出願することは可能です。

(出典)「神戸大学法科大学院平成25年度学生募集要項」【別添資料E】9頁

資料6-1-3-(4)

書類審査は、以下のものを対象として行います。

法学未修者コース 法学既修者コース 共通	・「2012年法科大学院全国統一適性試験」の成績 ・大学の卒業（見込）証明書 ・大学の成績証明書 ・成績等申告書
----------------------------	---

書類審査にあたっては、出願者の特性にあわせた観点からの審査を行います。また、本法科大学院では、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の3割程度以上が「他学部卒業者」か「社会人」に該当する者であることが望ましいと考えています。

本法科大学院において、「他学部卒業者」と「社会人」はそれぞれ以下の者を指します。

「他学部卒業者」とは、以下の①又は②のいずれかのものを指します。

①主として法律学以外の専門分野を学ぶことが明らかな学部・学科（理学部、工学部、薬学部、医学部、文学部、経済学部経済学科、経営学部経営学科、商学部など）の卒業者。

②主として法律学を学ぶ学部・学科（法学部法律学科・政治学科、法文学部法律学科、経済学部法律学科、経営学部経営法学科、法政策学部、総合政策学部、経済システム法学科など）の卒業者のうち、(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの。

(イ) 実定法以外の科目を80単位以上修得している出願者

(ロ) 修得した単位のうち、10分の6以上が実定法以外の科目である出願者

「社会人」とは、

大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている出願者を指します。

(出典)「神戸大学法科大学院平成25年度学生募集要項」【別添資料E】2頁

第2次選抜では、法学既修者コースには法律科目の筆記試験が、法学未修者コースには小論文の筆記試験がそれぞれ課される。法律科目の筆記試験は、出願者が、本法科大学院における1L配当の授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかを判断することを目的としている。したがって、本法科大学院の1Lに配当される授業科目に照らして、それらの授業科目の1Lに配当されている必修科目計9科目について、履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行う(資料6-1-3-(5)の下線部)。法律基本科目に関する基礎的な知識と能力の有無は、本法科大学院が実施する筆記試験のみによって判定され、在学した大学の学部成績や外部機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することはない。

資料6-1-3-(5)

Q. 6-1 法律科目試験を受験する際に、学説の違いによる有利不利はあるのでしょうか。あるとすれば、神戸大学法学部で教えている先生の学説を勉強するのが有利になる、というようなことがあるのでしょうか。

A. 6-1 法律科目試験は、未修者コースの1年目に相当する教育課程を免除してよいだけの法律基本科目に関する基礎的な知識や能力を出願者が有しているかどうかを判断するためのものです。したがって、求められている知識や能力があることが判断できる限り、どのような学説に依拠しているか等は評価に一切影響を与えません。

(出典)「入学試験に関するFAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことはない。小論文試験では、「求める学生像」1.と3.が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力(読解力、理解力、分析力、表現力)」の有無を判定するために、複数の資料を読ませ、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて主張を論理的に構成することを求めている(資料6-1-3-(6))。

資料6-1-3-(6)

「未修者入学試験 小論文の出題意図」

小論文試験は、法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、他者の主張の理解力・分析力・要約力という初歩的な能力を備えているかどうかをみることを主な目的としている。

本問題は、学校選択制度のあり方に関する様々な主張を読んで、議論の全体な構造を明らかにすることを求めたものである。資料の論旨を精確に理解した上で、学校選択制度のあり方に関する主張としてどのようなものがあるかを指摘し、それぞれの主張の論拠とそれらの主張に対する批判との間の論理的関係に注意しながら論じられたかどうかの評価のポイントとなる。

(出典)「神戸大学法科大学院平成24年度入学試験」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/h24-lsnyushi-mondai.pdf>

以上のとおり、本法科大学院のアドミッション・ポリシーを明確にし、かつ、法学既修者コース・法学未修者コースに応じて、それぞれふさわしい入学者を選考するための基準を定め、これに従って入学者の選考を行っている。

法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠は存在しない。平成21年度以降、入学者数に対する神戸大学出身者数の割合は、平成21年度約15%、平成22年度約7%、平成23年度約20%、平成24年度約21%、平成25年度22%である(「学生数の状況」(別紙様式2))。したがって、本法科大学院の入学試験に合格したものの中で、神戸大学出身者が占める割合が著しく多いとはいえない【解釈指針6-1-3-1(1)】。

また、入学者に対して寄附等を求めることはない【解釈指針6-1-3-1(2)】。

さらに、身体に障害を有する者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するために、あらかじめ、申し出るように周知している(【別添資料E】5頁)。平成25年度入学試験において、1名の受験者より受験上特別な配慮の申し出があり(【別添資料59】)、当該障害に応じて適切な対応(別室受験の許可)がなされた【解釈指針6-1-3-1(3)】。

以上のとおり、本法科大学院における入学者選抜は基準6-1-3を満たしている。

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院では入学者選抜を2段階で行う。即ち、第1次選抜は、未修者・既修者両コースに共通して課される書類審査によって行い、第2次選抜は、法学既修者コースには法律科目の筆記試験が、法学未修者コースには小論文の筆記試験がそれぞれ課される(基準6-1-3に係る記述を参照)。

第1次選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースの両コースに共通して課される書類審査によってなされる(資料6-1-4-(1))。書類審査に含まれる適性試験の成績は、直近の法科大学院全国統一適性試験の成績である。

書類審査は、法学未修者コース・法学既修者コースを問わず、適性試験の結果とその他書類の審査結果とをおおむね1対1の比率で計算して行う(資料6-1-4-(1))。第2次選抜は、書類審査結果と筆記試験(法学未修者コースについては小論文試験、法学既修者コースについては法律科目試験)との総合評価によってなされる。法学未修者

コースでは、書類審査の結果と小論文試験の成績とをおおむね1対1の比率で計算して、最終合格者を決定する。法学既修者コースでは、書類審査の結果と法律科目の試験の成績とをおおむね1対3の比率で計算して、最終合格者を決定する（資料6-1-4-（1））。法学既修者コースについては、筆記試験において、憲法、行政法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の7科目中2科目以上が、一定の成績に達しない場合（欠点の場合）は、他の科目の成績にかかわらず不合格となる（【別添資料E】3頁）。

このように、本法科大学院の入学選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されている【解釈指針6-1-4-1】。

また、本法科大学院の入学選抜においては、適性試験の成績による最低基準点を設けている。たとえば、平成25年度入試においては、第1次選抜における適性試験の最低基準点は、適性試験管理委員会が公表した総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、146点とされた。これは神戸大学法学研究科のウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/handling.pdf>）に掲載され公表されている。このように、本法科大学院の入学選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されている【解釈指針6-1-4-2】。

資料6-1-4-（1）

入学者の選考方法

入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行います。

〔中略〕

- 書類審査は、以下のものを対象として行います。

法学未修者コース 法学既修者コース 共通	・「2012年法科大学院全国統一適性試験」の成績 ・大学の卒業（見込）証明書 ・大学の成績証明書 ・成績等申告書
----------------------------	---

〔中略〕

- 書類審査と筆記試験の配点は以下の比率によります。

法学未修者コースは、適性試験：その他書類：筆記試験＝1：1：2

法学既修者コースは、適性試験：その他書類：筆記試験＝1：1：6

（出典）「神戸大学法科大学院平成25年度学生募集要項」【別添資料E】2-3頁

書類審査にあたっては、出願者に、「法曹としての適性」の説明、卒業学部の成績・履修科目、外国語能力の証明書（直近2年以内に受験のものに限る）の提出を求めている（資料6-1-4-（2））。

「法曹としての適性」の記入と提出は、法学未修者コースか法学既修者コースかを問わず、また、出願者の特性を問わず、すべての出願者に共通して要求している。具体的には、「法曹としての適性」では、優秀な職業法曹となるために必要と考えられる適性や能力などを出願者自身が有していることを、わかりやすく、客観的かつ説得的に記入することを要求している（資料6-1-4-（3））。

資料6-1-4-(2)「入学者募集について」

書類審査

書類審査は、出願者の特性にあわせた観点から行います。

考慮される要素には、適性試験の成績の他、以下のようなものがあります：

出願者が優秀な職業法曹となる適性・能力を有していることを客観的、具体的かつ説得的に説明していること、大学学部での成績が優秀であること、外国語の能力が客観的に証明されていること等。審査の資料として、法科大学院全国統一適性試験の成績証明カード、大学の卒業（見込）証明書、大学の成績証明書の他、成績等申告書を提出してもらいます。この「成績等申告書」において、「出願者が優秀な職業法曹となる適性や能力を有していること」の説明が求められます。大学で学んだ内容や成績、社会での経験、専門的資格・学位などに関連させ、総合的に出願者の適性や能力を説明することが望まれます。

（出典）「神戸大学法科大学院案内」【別添資料A】24頁

資料6-1-4-(3)

「成績申告書の書き方」

3. 第1表「法曹としての適性」（全員提出）

第1表には、優秀な職業法曹に必要な適性や能力をどのようなものと考え、それを出願者が備えているかを客観的、具体的かつ説得的に記入してください（標準1000字程度、上限1200字。なお、改行して空白になっている部分も文字数に含まれます）。

- * 大学で学んだ内容や成績、社会での経験、専門的資格（修士・博士の学位を含む。）をふまえ、それらが法曹としての適性や能力との関係でどのような意味を持つかについて、具体的に記述してください。
- * 第1表の「法曹」には、実定法分野を専攻する研究者も含まれると考えて構いません。
- * 法曹としての適性を論じたものと判断されない例
 - ・単に志望動機のみを記したもの
 - ・司法試験に合格するための適性を述べているもの
 - ・法的知識を前提としない法学未修者コースの出願者が法的知識を有することを述べているもの
 - ・単に資格（医師、司法書士など）を有することを述べているもの
- * 専門的資格、能力、経験等に言及するときは、それらを証明する書類を提出できます。証明書類は、正本を提出してください。ただし、発行主体に申請しても正本が1通しか交付されない場合は、コピーを提出できます。証明書類は、ホチキスで第1表に綴じ合わせてください。
- * 能力等を証明する書類として認められない書類の例
 - ・関係者（大学の教員や職場の上司など）の推薦書
 - ・日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、司法試験の短答式・論文式試験の合格歴や成績、司法試験予備試験の短答式試験・論文式試験の合

格歴や成績、LSAT の成績

(出典)「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】10 頁

卒業学部の成績・履修科目として提出が必要な書類は、出願者の特性（法学部卒業・他学部卒業・社会人）によって異なる（資料 6－1－4－（4））。ただし、法学部出身者であるか、他学部出身者であるかにかかわらず、卒業学部の成績は書類審査において適切に考慮される。

資料 6－1－4－（4）

「成績申告書の書き方」

4. 第 2 表「大学における成績の概要」（全員提出）

次の点について記入してください。

- ・（イ）欄 「優」「良」「可」の成績ごとの単位数の合計
- ・（ロ）欄 修得した授業科目で成績が「優」「良」「可」に区分されている科目の単位数の合計
- ・（ハ）欄 （イ）欄の単位数を（ロ）欄の総単位数で除した商
（小数点以下第 3 位を切り捨てたうえ小数点以下第 2 位まで記入。）

・「出身学部の成績制度を示す書類」欄

成績評価の制度が、添付した成績証明書などから明らかな場合は、「成績証明書」と記入

成績評価の制度を学生便覧のコピーなどで明らかにする場合は、コピーを添付した旨を記入

[中略]

6. 第 4 表「他学部卒業者に該当することの確認」（法学部等を卒業した者のみ提出）

法学未修者コースと法学既修者コースのいずれに出願するかにかかわらず、主として法律学を学ぶ学部・学科（法学部法律学科・政治学科、法文学部法律学科、経済学部法律学科、経営学部経営法学科、法政策学部、総合政策学部、経済システム法学科などの学部・学科で主として法律学を学ぶ教育課程を含む。）を卒業した者で他学部卒業者に該当する場合は、必ず第 4 表を記入して提出してください。

次の点について記入してください。

- ・卒業学部で単位を修得した「実定法以外の科目」の名称と単位数
- ・（二）欄 上記「実定法以外の科目」の単位数の合計
- ・（ホ）欄 修得した授業科目の総単位数
- ・（ヘ）欄 （二）欄の単位数を（ホ）欄の単位数で除した商

（小数点以下第 3 位を切り捨てたうえ小数点以下第 2 位まで記入。）

[中略]

(出典)「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】10-11 頁

外国語能力の証明書は、外国語の能力を有利な考慮要素として申告する出願者に限っ

て提出を要求している。外国語能力については、TOEFL や TOEIC のような検定試験の成績のみを考慮の対象とし、参考のために前年度の基準を明示している（資料 6－1－4－（5）・資料 6－1－4－（6））。

資料 6－1－4－（5）

「成績等申告書の書き方」

5. 第3表「外国語の能力」（任意提出）

TOEFL、TOEIC の成績などを外国語の能力を示すものとして申告する者は、第3表に記載されている表にチェックを入れ、成績などを示す書類を第3表の用紙に綴じ合わせて提出してください。

表に記入されているもの以外でも、外国語の能力を客観的にまたは制度的に証明することが可能な資格は考慮の対象になります。この場合、空欄を使って、表に記載されているものに準じて記入してください。

証明書は平成 23 年 1 月以降に受験したことが示されている正本を提出してください。ただし、正本が 1 通しか交付されていないなど、制度上コピーしか提出できない場合に限り、証明書のコピーを添付することができます。

（出典）「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】11 頁

資料 6－1－4－（6）

「外国語の能力」

Q. 5-8 外国語の能力について、英語だと TOEFL、TOEIC、英検、国連英検などありますが、どれが特に有利ということはあるのでしょうか。

A. 5-8 どれかが特に有利ということはありません。TOEFL と TOEIC の成績を提出するということに、複数の書類を提出することも認められます。複数提出された場合は、最も高い能力を示しているもののみが考慮の対象になります。これはその他の外国語であっても変わりありません。

なお、平成 24 年度入試においては、英語の場合、実用英検準 1 級、TOEFL68 点 (iBT) 520 点 (PBT)、TOEIC700 点、国連英検 B 級、ケンブリッジ英検 FCE (CMS) / 5.5 (IELTS) 以上の成績であれば、その他のヨーロッパ系言語については、CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠組) の B2 以上に相応する成績であれば、中国語の場合、TECC レベル C、旧 HSK 6 級 (新 HSK 筆記・5 級、口頭・中級)、中国語検定 2 級、実用中国語技能検定試験 2 級以上の成績であれば、朝鮮・韓国語の場合、KLPT スコア 380、韓国語能力試験 6 級、ハングル能力検定準 1 級以上の成績であれば、有利な考慮要素となりました。

（出典）「入学試験に関する FAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

法学未修者はもとより、既修者についても、(旧)司法試験の成績、法学検定試験の成績などは、一切考慮されない。

出願者は、書類審査の段階で、自分の経験（学部生時代の経験、社会人経験を含む）や資格（修士・博士の学位を含む）などを有利な考慮要素として申告することができる。ただし、有利な考慮要素として申告できるものは、自分が考える「法曹としての適性」と関係があるものに限定される。即ち、書類審査の評価の対象となるのは、社会人経験や資格そのものではなく、出願者が「法曹としての適性」と関係があると客観的かつ説得的に説明できたものに限られる。このことについても、神戸法学研究科のウェブサイトで開催されている「Q&A」で受験生等に対して明らかにされている（資料6-1-4-（7））。

資料6-1-4-（7）

「法曹としての適性」

Q. 5-2 企業に総合職として就職し、営業一筋で働いてきた場合には、「社会での経験」として有利に考慮される可能性はあるのでしょうか。

A. 5-2 「社会での経験」を申告するには、その経験が、優秀な職業法曹となるために必要と考えられる適性や能力などを有していることにつながっていることが分かるように記入してください。

たとえば「仕事で習得したビジネススキルから経営的観点で見た際に必要な法律を学習したいと考える」というような抽象的な表現ではなく、どのような仕事からどのようなビジネススキルを会得したのか、そこからどのような「経営的観点」からの物の見方を身につけたのか、それらが優秀な職業法曹となるのにどのような意味を持つのか、ということなどを、具体的かつ説得的に説明することが必要不可欠です。

（出典）「入学試験に関するFAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

法学既修者コースの出願者に課される法律科目の筆記試験は、出願者の法律基本科目に関する基礎的な知識と能力の有無を判別することを目的としている。出願者が本法学大学院の要求する「法律基本科目に関する基礎的な知識と能力」の内容を理解することを助けるために、各科目の問題・出題の意図については、過去の試験に関するものも含めて神戸大学法学研究科のウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/h24-1snyushi-mondai.pdf>）上に掲載することとしている。

以上のとおり、本法学大学院における入学者選抜にあたっては、適性試験を用いて、法学既修者・法学未修者の区別に応じて、法科大学院における教育を受けるにふさわしい適性・能力を備えているかどうかを適確かつ客観的に評価しており基準6-1-4を満たしている。

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院は、書類審査において、出願者の特性にあわせた審査を行っている。出願者の特性としては「他学部卒業者」であるか、「社会人」であるか、これら以外（法学部卒業者）であるかを区別している。ここで「他学部卒業者」とは、①主として法律学以外の専門分野を学ぶことが明らかな学部・学科の卒業者、又は、②主として法律学を学ぶ学部・学科の卒業者のうち、大学の学部等において実定法以外の科目を80単位以上修得している者、又は、修得した単位のうち10分の6以上が実定法以外の科目である者という（資料6-1-3-(4)）。したがって、形式的には法学部や法律学科等の出身者であっても、政治学科目を多く履修するなどしてこの定義に合致するかぎり「他学部卒業者」に該当する。このように「他学部卒業者」を定義することにより、実定法以外の科目を多く履修した者を多様な知識を有する者として受け入れられるようにしている。「社会人」とは、大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている者をいう（資料6-1-3-(4)）。就業経験の有無は「社会人」に該当するか否かという判断の段階では考慮されない（資料6-1-5-(1)）。そして、出願者がそれを「法曹としての適性」の中で客観的かつ説得的に説明すれば、「社会人」としての経験が書類審査の段階で有利な考慮要素として評価される。

資料6-1-5-(1)

Q. 3-3 いわゆる「専業主婦」は「社会人」としての出願ができるのでしょうか。やはり、何らかの形で就職の経験があった方がよいのでしょうか。

A. 3-3 「社会人」に該当するかどうかの基準は、「大学の学部を最初に卒業した後、大学・大学院等主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、本法科大学院への入学時において満3年以上を経ている出願者」です。この基準を満たせば、専業主婦・主夫の方も、「社会人」として出願者することができます。

ただし、「社会人」として審査されることになりますので、第1表「法曹としての適性」では、専業主婦・主夫として得た知見・経験を生かしてどのような職業法曹になろうとするのか、説得的に説明するよう留意して下さい。

(出典)「入学試験に関するFAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

大学在学者については、書類審査において、学業成績を考慮している。すなわち、成績申告書の第2表「大学における成績の概要」欄に、「優」、「良」及び「可」の成績ごとの単位数の合計を、修得した授業科目で成績が「優」、「良」及び「可」に区分されている科目の単位数の合計で除した商を記載しなければならない（資料6-1-4-(4)、【別添資料E】10頁）。また、書類審査において、具体的に、出願者の「多様な知識又は経験」は、書類審査の「法曹としての適性」の説明の項目において評価される。即ち、「法曹としての適性」の項目で、出願者は、自分が有する経験や資格が、どのような形で将来の法曹としての活動に関係するかを客観的かつ説得的に説明することが要求される。たと

えば、法律学以外の分野において修士の学位を取得していることは、そこで学んだことが高度な能力を有する職業法曹となることにどのように関連しているかを説得的に説明している場合に限って、書類選考において有利な考慮要素となりうる（資料6-1-5-（2））。

資料6-1-5-（2）

Q. 5-3 私は、現在、法律学以外の分野を専攻する大学院の修士課程に在籍しており、来年3月に修了見込です。修了見込証明書を提出することで修士の学位を取得した場合と同様に「専門的資格」として認められますか。

A. 5-3 法律学以外の分野において修士の学位を取得していることは、そこで学んだことが高度な能力を有する職業法曹となることにどのように関連しているかを説得的に説明している場合には、書類選考における有利な考慮要素となりえます。現在、大学院に在籍しており、修了見込証明書が交付される場合には、それを提出することにより、すでに修士の学位を取得している場合と同様に扱われます。

（出典）「入学試験に関するFAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

また、本法科大学院は「国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生」を「求める学生像」として提示している。したがって、外国語の能力を有利な考慮要素として申告する出願者は、任意に、外国語の能力の証明書（直近2年以内に受験したものに限られる）を提出することができる（資料6-1-4-（5）・6-1-4-（6））。

さらに、課外活動等の実績についても、書類審査の「法曹としての適性」の説明の項目において評価される。出願者は、自分が有する実績が、どのような形で将来の法曹としての活動に関係するかを客観的かつ説得的に説明することが要求される。説得力のある説明がなされる限りにおいて、有利な要素として考慮される。

以上のとおり、大学の在学者等について、学業成績や多様な学識、課外活動の実績等を適切に評価する体制を整えている【解釈指針6-1-5-1（1）】。

社会人については、大学在籍者と同様に学業成績が考慮されるほか、多様な実務経験・社会経験等が書類審査の段階で考慮される。すなわち、「法曹としての適性」の項目で、出願者は、自分が有する経験や資格が、どのような形で将来の法曹としての活動に関係するかを客観的かつ説得的に説明することが要求される（資料6-1-5-（3））。外国語の能力を有利な考慮要素として申告する出願者は、任意に、外国語の能力の証明書（直近2年以内に受験したものに限られる）を提出することができる（資料6-1-4-（5）・6-1-4-（6））。

以上のとおり、社会人についても、学業成績や多様な実務経験・社会経験等を適切に評価する体制を整えている【解釈指針6-1-5-1（2）】。

資料 6－1－5－（3）

Q. 5－1 「社会での経験」は、その内容を証明できるものに限られるのでしょうか。「専門的資格」とはどのようなものなのでしょうか。

A. 5－1 性格上、証明になじまない経験は、特に書類等によって証明することなく、自分の適性を説明するために記載して構いません。なお、入学試験の際に提出された書類の内容に虚偽の事実が含まれていることが入学後に判明した場合には、入学許可が取り消されることがありますので、十分に留意してください。

「専門的資格」としては、たとえば、公認会計士の資格などが考えられます。なお、どのような資格であれ、資格を持っていることを示すだけでは有利な考慮要素にはなりません。出願にあたっては、当該資格を持っていることが法曹としての適性や能力との関係でどのような意味を持っているかを必ず説明してください。その説明が説得的であれば、有利な考慮要素と判断されます。

（出典）「入学試験に関する FAQ」

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>

本法科大学院の入学者選抜では、法学既修者コースと法学未修者コースとを分ける他は、特別な「枠」は設けていない（資料 6－1－3－（1））。しかし、法学既修者であっても、未修者であっても、幅広い知識・能力や経験を有することは、入学試験の合否判定において重要な考慮要素となる。本法科大学院では、「他学部出身者」と「社会人」を合わせて3割程度以上合格することが望ましいと考えている（資料 6－1－3－（4））。

以上のとおり、他学部出身者・社会人の入学枠を独立に設けるという措置を講じてはいないが、入学者選抜にあたって、これらの属性を十分に考慮し、それぞれの資格・適性にふさわしい評価を行っており、入学者選抜の結果としてもこれらの者の占める割合が3割程度以上となるように努めている【解釈指針 6－1－5－1（3）】。

平成 24 年度の入学者（84 名）のうち、「他学部卒業者」と「社会人」を合計すると 24 名になる。平成 25 年度の入学者（84 名）のうち、「他学部卒業者」と「社会人」を合計すると 19 名になる（学生数の状況（別紙様式 2））。このように、他学部卒業者と社会人の入学者割合は毎年 2 割を超えており、2 割に満たない場合には該当しない【解釈指針 6－1－5－1（4）】。

以上のとおり、本法科大学院の入学者選抜にあたっては多様な知識・経験を有するものを入学させるように努めており、基準 6－1－5 を満たしている。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準6－2－1に係る状況）

本法科大学院の収容定員は、240名である。これに対して平成24年度の在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）は198名、同25年度の在籍者数は202名であり（学生数の状況（別紙様式2））、基準6－2－1に反する事態は生じていない【解釈指針6－2－1－1】。

在籍者数が収容定員を上回る場合として、入学者が入学定員を上回る数であった場合、学生が進級・卒業できなかった場合及び休学した場合が考えられる。入学者数については、毎年、入学者実数が入学定員数とほぼ一致し（学生数の状況（別紙様式2））、基準6－2－1に照らして問題となりうる状況は生じていない。

学生の進級・卒業との関係については、本法科大学院では、1L生と2L生が成績不良の場合、当該学年でもう1年勉強させる原級留置措置を採用している。そして、同じ学年において2回続けて原級留置になった場合には、学業成就の見込なしとして当該学年の終了時に除籍することになっている（「基準4－1－2に係る状況」）。また、在学年限を超えた場合は、除籍となる（資料6－2－1－（1））。

資料6－2－1－（1）

「神戸大学教学規則」

（標準修業年限）

第63条 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

（出典）「学生便覧」【別添資料D】26頁・17頁

学生の休学との関係について、本法科大学院では、学生が病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3ヶ月以上にわたり学業を続けることが困難な場合に限り、休学が許可される（資料6－2－1－（2））。休学期間は、1年を単位として、3Lに在籍した期間が1年以上の者については半年を単位として、許可される（【別添資料D】104頁）。また、休学期間は特別の理由があるときに限り、1年を単位として延長を認めることがある。しかし、休学期間は通算して2年間を超えることはできない（資料6－2－1－（3））。具体的には、健康上の理由（入院加療が必要とされる場合など）、家族等に関する理由（妊娠・出産、介護の必要など）、職業上の理由（入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合）、経済的な理由（本人の経済状況の急激な変動など）がある場合に休学が認められる（資料6－2－1－（4））。休学の取扱いや休学事由については「学生の手引き」により周知されている。

資料6－2－1－（2）

「法学研究科専門職学位課程学生の休学に関する内規」

（休学理由）

第2条 学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3ヶ月以上修学を休止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学するこ

とができる。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】104頁

資料6-2-1-(3)

「神戸大学大学院法学研究科規則」

(休学の許可)

第33条 学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して、前期課程及び専門職学位課程にあっては2年、後期課程にあっては3年を超えることはできない。

(出典)「学生便覧」【別添資料D】81頁

資料6-2-1-(4)

1.41 休学の取扱い

休学事由(1.42)にあたると認められる場合には、休学が許可されます。休学期間は特別の理由があるときに限り、1年を単位として延長を認めることがあります。在籍期間を通算して2年間を超えることはできません。

休学をするには、申出をして、許可を得る必要があります。また、当該学期から休学したい場合には、当該学期の期末試験期間の終了時以前に休学を開始する必要があります。休学を申し出てから許可が得られ、休学を開始できるまでには一定の期間を要しますので、休学を申し出る場合には、当該学期の期末試験期間の終了時以前の休学開始に間に合うように余裕を持って申出をして下さい。当該学期の期末試験期間の終了時以前の休学開始に間に合わなかった場合には、次の学期の開始時に休学を開始したものとして扱います。

[中略]

1.42 休学事由

休学が認められる事由は、きわめて限られています。「成績が悪かったので休学して勉強し直したい」などといった理由では、休学は認められません。3カ月以上にわたり学業を続けることが真に困難と認められる次のような場合に限り、休学事由にあたります。

- ・健康上の理由(入院加療が必要とされる場合など)
- ・家族等に関する理由(妊娠・出産、介護の必要など)
- ・職業上の理由(入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合)
- ・経済的な理由(本人の経済状況の急激な変動など)

休学期間中は、自習室や図書館等の大学の施設を使うことはできませんし、授業の聴講も一切認められませんので、この点に十分に注意してください。

休学の希望は教務係を通じて、法科大学院における教務担当教授に申し出て下さ

い。休学を希望する理由について、教務担当者に具体的に説明する必要があります。
休学理由として申し出た事項が虚偽であることが判明した場合には、遡って休学の許可が取り消されますので、注意して下さい。

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】18-20 頁

以上のとおり、入学者の実数はほぼ入学定員に対応し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られている。さらに、本法科大学院の入学定員は80名であるが、毎年度法学既修者55名、法学未修者25名程度を募集していることから、1L生25名、2L生と3L生がそれぞれ80名ずつの計185名が在籍している状態が通常であるため、在籍者数が恒常的に収容定員240名を上回る事態は生じていない【解釈指針6-2-1-1】。

以上のとおり、本法科大学院においては在籍者数が恒常的に収容定員を上回ることをないように適切な配慮を行っており、基準6-2-1を満たしている。

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

前述の資料6-1-3-(1)に示したように本法科大学院の入学定員は、法学未修者コース25名、法学既修者コース55名の合計80名である。本法科大学院では、合格者数の決定の段階で、入学者が入学定員から乖離する状況が生じないように措置をとっている。即ち、本法科大学院と併願することが可能な他の法科大学院の状況などを考慮し、また、合格者の過去の動向を統計的に分析することによって、合格者の一部が入学手続を行わないことを予想して合格者数の決定が行われる。入学手続者が入学定員に及ばなかった場合には、欠員補充(追加合格)を行うことにしている。平成24年度入学試験では、合格者数は201名であったが、最終的な入学者数は84名、平成25年度入学試験では、合格者数は197名、最終的な入学者数は84名であった(学生数の状況(別紙様式2))。

以上のとおり、入学者受入においては入学者の実数が入学定員と可能なかぎり一致するように努めており、また、現実にも入学者の実数は入学定員とほぼ同じである。

以上のとおり、本法科大学院の入学者受入は、基準6-2-2を満たしている。

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、240名である(基準6-2-1に係る記述を参照)。これに対して平成24年度の在籍者数は198名、同25年度の在籍者数は202名であり(学生数の状況(別紙様式2))、在籍者数が収容定員を上回る事態は生じていない。

入学試験における競争倍率は、平成 24 年度入学試験では、法学未修者コースにおいて受験者数 148 名、合格者数 44 名、競争倍率約 3.4 倍、法学既修者コースにおいて受験者数 610 名、合格者数 157 名、競争倍率約 3.9 倍、平成 25 年度入学試験では、法学未修者コースにおいて受験者数 122 名、合格者数 44 名、競争倍率約 2.8 倍、法学既修者コースにおいて受験者数 446 名、合格者数 153 名、競争倍率約 2.9 倍であった（【別添資料 2】）。とくに問題となりうる事態は生じていない【解釈指針 6－2－3－1】。

本法科大学院の専任教員数は、基準 8－2－1 を満たしているのみならず、当該基準を上回っている。

また、修了者の進路及び活動状況についてみると、司法試験の合格者数は、平成 23 年度 69 名（合格率約 47%）、平成 24 年度 60 名（合格率約 46%）、と全国的にみて堅調である（【別添資料 1】）。修了後の進路については、先に基準 1－1－2 に係る状況において記述したとおり、多くの修了生がいわゆる法曹三者に就職をしており、さらに公務員・民間企業に就職した者、大学院生や助教など研究者の途に進んだ者の例がある。修了者の進路状況に係る情報は、法科大学院運営委員会の下部組織として設置された「学生・修了者支援ワーキンググループ」（以下「学生修了者支援 WG」という）により、毎年収集され、専攻会議においてデータが回覧されている。これらの実績を踏まえ、また入試 WG において検討した結果、入学定員を見直す必要はないという判断に達したところであったが、全国の情勢に鑑み、平成 22 年度以降、入学定員を 100 名から 80 名に減員した。

以上のとおり、本法科大学院の入学者選抜は、基準 6－2－3 を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 入学者に占める神戸大学以外の大学の卒業者の割合が過去5年間の平均で83%と高く、開放性の高い法科大学院であること。
- (2) 入学者選抜において、社会人や他学部卒業者が、自らの専門的資格、能力、経験等に言及しつつ「法曹としての適性」があることを記述する書面を提出することができ、この点が書類審査の対象にされていること。
- (3) 法学既修者コースの筆記試験において、1Lで履修する授業科目に対応する7科目について試験を行うとともに、不十分な成績が2科目以上ある者については他の試験科目の成績にかかわらず不合格としていること。その結果、法学既修者コースの学生として本法科大学院に入学するために必要十分な知識と能力がある者のみを選抜することが可能となっていること。
- (4) 法学未修者コースの筆記試験において、複数の資料を読ませ、主張を論理的に組み立てる能力があることの判別を行っていること。複数の資料の分析を行わせることで、法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）を適確に判別することが可能となっていること。
- (5) 入学者選抜に関する出願希望者からの質問を随時受け付け、回答していること。また、多くの出願希望者にも関心があると思われる質問と回答については、その内容を法学研究科ウェブサイト上で広く開示していること。
- (6) 最近においても入学者の入学定員に対する割合の平均値が101%であり、収容定員に対する在籍者数も理想的な人数で推移していること。

【課題】

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準7-1-1に係る状況）

本法科大学院は、学生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学習を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるように、詳細な「学生の手引き」を作成するとともに、入学時に「新入生オリエンテーション」を実施している。平成16年度の本法科大学院開設以来継続して、それぞれ4月入学時に法学未修者、既修者コース別にオリエンテーションを行い、毎学年ほぼ全学生が参加している。ここでは、「学生の手引き」以外にも、今後の履修・学習計画に必要な資料を配布し、それぞれについても詳細な説明を行っている（「オリエンテーション次第」【別添資料47】）【解釈指針7-1-1-1】。

法学未修者に対しては、上述のオリエンテーションにおいて法学を初めて学ぶために必要な学習指導を行い、授業に備えることができるよう特に配慮するとともに、1L配当科目についての一般的な説明を行う際に、自由選択科目であっても今後の学習上基礎をなす「裁判・行政の基本構造」については、これを履修するよう特に指導している（資料7-1-1-（1））。また、オリエンテーションにおいて、教員や修了生からのアドバイスをを行うなど特別な配慮がなされている【解釈指針7-1-1-2（2）】。

資料7-1-1-（1）

1.124 履修を勧める授業科目

本法科大学院における選択科目のなかには、とくに全員に履修を勧めたい授業科目があります。[中略]

ー1.1241 1L配当の自由選択科目

1L配当の「裁判・行政の基本構造」②（夏期集中）は、自由選択科目ですので、この単位を修得しなくても、法科大学院を修了することはできます。しかし、この科目を履修することは、それ以降の関連する科目の授業内容を理解するために大変有益ですので、1L生全員にこの科目を受講することを勧めます。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】8頁

法学既修者に対しては、上述のオリエンテーションにおいて法律基本科目及び司法試験選択科目の授業に備えることができるよう資料を配布し、指導している（「基礎力を身に付けるための心構え」及び「司法試験選択科目の履修と選択に関するアドバイス」【別添資料48】）【解釈指針7-1-1-2（1）】。

法学既修者に対しては、上述のオリエンテーションにおいて特に理論教育と実務教育の架橋を重視した科目として配当されている R&W ゼミ（選択必修科目）のうち2科目を履修すべきこと、及び2Lの春期休業期間中に実施される「エクスターンシップ」の履修を通して法律事務所における職業法曹の実務に触れるよう指導している（資料7-1-1-（2））【解釈指針7-1-1-2（1）】。

資料7-1-1-（2）

－1.1243 R&W ゼミ

R&W ゼミは、皆さんがみずから調査し、書く能力を育てるために、原則として各15人限定の少人数ゼミです。書くことを通して思考する能力を涵養するため、できるだけ前期、後期それぞれで1科目ずつ履修し、計2科目を履修するよう努力して下さい。〔以下略〕

－1.1253 エクスターンシップ（自由選択科目）

エクスターンシップは2単位の修得が認められる科目です。これは2Lの2月末ころから3月中の連続した2週間に、法律事務所などにおいて職業法曹の実務に触れる機会を得るというものです。〔以下略〕

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】8-10頁

なお「エクスターンシップ」については、毎年、事前に詳細な説明を行っている。平成24年度については、平成25年2月下旬以降に実施されるエクスターンシップについて、平成25年2月13日に説明会を開催した（「エクスターンシップ説明会資料」【別添資料50】）【解釈指針7-1-1-1】。

入学時ガイダンスでは、履修指導の中で、本法科大学院の教育理念を具体化するために、どのような科目がなぜ当該年次に配当されているのかにつき、十分な説明を加えることとしている（資料7-1-1-（3））【解釈指針7-1-1-2】。

資料7-1-1-（3）

神戸大学法科大学院の目指すもの

本法科大学院は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹の養成を目的とします。

いわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の養成を目的とします。

基本的法律科目の「重ね塗り」

憲法、行政法、民法、刑法などの基本的な法律科目について「重ね塗り」方式を採用し、確実な知識、理解を無理なく獲得できるような配慮を徹底させています。

ビジネス・ローをフルラインで開講

自分の専門領域を持つ高度法曹となることを目指す学生のみなさんのために、特にビジネス・ロー科目に焦点をあて、ビジネスに関わる法分野を幅広く、しかも体系的に学ぶことができるカリキュラムを用意しています。

（出典）「神戸大学法科大学院案内」【別添資料A】1頁、2頁、6頁

さらに、本法科大学院は、平成23年度からオリエンテーション時に既修者コース入学者及び1Lから2Lに進級した者に対して実力確認テストの制度を導入した。これは、法律基本科目7科目から出題するものであり、成績とは無関係に、その時点における学習達成度を学生に確認させ、法科大学院の授業に円滑に対応できるよう支援する趣旨の制度であり、事前学習課題の告知とリンクしたものとして実施されている（「実力確認テスト」【別添資料49】）【解釈指針7-1-1-2】。

本法科大学院においては、教員が学生に対して履修指導・学習相談・各種助言等を行うため、一般的なオフィスアワー制度を設けるとともに、オフィスアワー以外の時間に面談を希望する場合には、面談予約を申し込んで研究室等を訪問することができることとしている。このことは、「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明している（資料7-1-1-（4））。さらに、平成18年度からは、オフィスアワーの日時・場所・面談方法を一覧表にして示すようにし、学生に対し周知している。専任教員は全員オフィスアワーを設けており、オフィスアワー以外の時間やオフィスアワーを設けていない非常勤講師の場合にも個別に面談を求めあるいはメールで質問をすることができる（「オフィスアワー」【別添資料26】）【解釈指針7-1-1-3】。

資料7-1-1-（4）

1.22 授業担当者への連絡方法

1.221 オフィスアワーの活用

授業担当者との個別の面談を希望する場合、最も有効な方法は、授業担当者が個別に設定しているオフィスアワーを利用することです。オフィスアワーの時間内は、特に指示がない限り、事前に予約することなく、授業担当者が指示する場所（研究室など）を訪問し、面談を申し込むことができます。

1.222 その他の方法

オフィスアワー以外の時間、又は、オフィスアワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、授業の前後の時間を使ったり、教務係を通じた電話連絡や、電子メール等の通信手段を使ったりして、必ず事前に面談の予約を申し込み、当該授業担当者等の了承を得てから研究室を訪問するようにして下さい。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】12頁

本法科大学院においては、授業を担当する常勤教員の全員が1人1室の研究室を割り当てられているため、多くの教員は、自分の研究室でオフィスアワーを実施している（「オフィスアワー」【別添資料26】）。また、多くの学生が同時に質問等を希望する場合には、先約がない限り共同研究室その他の施設を利用することが可能である【解釈指針7-1-1-3】。また、教員が所用のためやむなくオフィスアワーを実施できなくなった場合には、メーリングリスト等を通じて、学生にその旨連絡するとともに、代替日時を示すようにしている【解釈指針7-1-1-3】。

教員と学生とのコミュニケーションを十分に確保するため、電子メールでの問い合わせ、相談窓口を設け、宛先を明示している。これは「学生の手引き」に記して、入学時ガイダンスにおいて説明される（資料7-1-1-（5））。

資料7-1-1-（5）

2.51 一般的な相談窓口

2.511 教務事項に関する相談

学習に関することがらについては、教務係に問い合わせるほか、教務主任の教員を通じて法科大学院運営委員会宛に、電子メールで問い合わせることができます。

アドレスは、****@****.kobe-u.ac.jp です。〔教務委員のアドレス：一部伏字〕

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】25 頁

なお、学生相談等は、適宜、利用可能な施設を最大限に利用する形で実施されている。

さらに、学生の意見や問題意識をくみ上げるために、毎学期授業アンケートを行っている（基準5-1-1に係る記述を参照）。これは、教員と学生の円滑なコミュニケーションにきわめて重要な役割を果たしている。

平成18年度から、3L生の未修者コース出身学生の中から毎年2名をティーチング・アシスタントとして採用し、法学未修者である1L生のニーズに応じている（「ティーチング・アシスタント実施要領等」【別添資料51】、「TA採用実績」【別添資料52】）。ティーチング・アシスタントによる相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている（資料7-1-1-（6））。また、1L生向けに学習方法の情報提供（法科大学院修了者による「学習方法等情報提供会（平成24年8月6日開催）」【別添資料53】や、法律文書作成の指導（法科大学院修了者による「1L生法律文書作成会（平成24年8月10日・8月29日開催）」【別添資料53】も行っている【解釈指針7-1-1-4】。

資料7-1-1-（6）

2.52 TA（ティーチング・アシスタント）その他による相談

1L生からの相談を受けることを目的として、2L生又は3L生のTAによる相談窓口を設けることがあります。平成25年度は、3L生のなかからTAを採用し、1Lの皆さんの相談相手となってもらうことを予定しています。

1L生は、法律学の学習方法がわからない、基本書の読み方がわからない、答案の書き方がわからないなどの不安を抱えながら、授業担当者に相談することもためらいつつ時を過ごしてしまうことが多いように思われます。その場合には、同じ道を辿った先輩に相談することが効果的です。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】26 頁

2L生及び3L生に対しては、法科大学院修了生や司法試験合格者による学習方法説明会を実施している（「法科大学院修了者による勉強方法情報提供会（平成24年8月8日開催）」【別添資料53】、「司法試験合格者による司法試験合格体験談報告会（平成24年11月5日開催）」【別添資料53】）。ここでは、修了生が学習方法について各自の経験を踏まえて説明し、質疑応答の後、個別的な学習相談に応じている【解釈指針7-1-1-4】。

以上のとおり、本法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課

程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるように学習指導、助言体制のための施設や環境が備わっており、基準7-1-1を満たしている。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込みを大学を通じて行うことができることを、「学生の手引き」に記し、入学時のオリエンテーションで説明している(資料7-2-1-(1))【解釈指針7-2-1-1】。

資料7-2-1-(1)

2.42 奨学金の申請

法科大学院学生は、日本学生支援機構(旧・日本育英会)による奨学金の申し込みを、大学を通じて行うことができます。成績優秀など所定の要件を満たす修了者には、日本学生支援機構によって、奨学金返還の免除が認められることがあります。

平成25年度の申請手続きの日程は、次のとおりです。手続はすべて、学生センター内の学生支援課奨学支援グループ(国際文化学部・鶴甲第1キャンパスB棟1F)において行ってください(法学研究科教務係ではありません)。申し込み手続では、インターネット上の入力と、書類提出の両方が必要です。〔中略〕

なお、申請にあたって、出身大学の指導教員と連絡が取れない等のため、所見欄の記載を本学研究科の教授・准教授に希望する者は、その旨の申込みを、4月5日(金)までに法学研究科教務係まで行ってください。

(出典)「学生の手引き」【別添資料C】24-25頁

また、法科大学院生も、神戸大学が全学的に設けている入学料免除及び授業料免除に応募することができる(「神戸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程」【別添資料54】、「神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程」【別添資料55】)。

日本学生支援機構奨学生については、本法科大学院生からは平成23年度54名、平成24年度52名が採択されており(1種・2種合算)、学生支援機構以外の奨学金についても年に2ないし3名の実績がある。入学料免除については、平成23年度7名、平成24年度9名が、授業料免除については、平成23年度前期28名、後期27名、平成24年度前期28名、後期29名がそれぞれ対象となっている(いずれも全額免除・半額免除の計)(「入学料免除実績」【別添資料56】、「奨学金・授業料免除実績」【別添資料57】)。

さらに、公益財団法人神戸大学六甲台後援会が、2L生の成績最優秀者に対し、当該

学生が3Lに進級した時点で60万円を授与する「凌霜賞」を平成20年度に創設し、毎年5月に授与がなされている。この賞は、学生の勉学意欲を高めると共に、優秀学生の生活支援を行う機能を持つものである（「公益財団法人神戸大学六甲台後援会創立50周年記念社会科学特別奨励賞の取扱要項」【別添資料58】）【解釈指針7-2-1-1】。

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生なんでも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学のウェブサイトにも明示されている（<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/support/advice/index.html>）。また、「救急処置と『からだの健康相談』」及び「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受けつけられており、連絡先が神戸大学のウェブサイト（<http://www.health.kobe-u.ac.jp/karada.html>）に明示されている。なお、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント）対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、神戸大学のウェブサイト（<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/harassment/index.html>）にて周知を図っている。このうち、セクシュアル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これについては、「学生の手引き」においても明示されている（資料7-2-1-（2））【解釈指針7-2-1-2】。

資料7-2-1-（2）

2.512 学生事項に関する相談

奨学金、セクシュアル・ハラスメント、その他の学生生活に関する事項についての質問や相談には、法学研究科学生委員会が対応します。そのような事項に関して質問や面談希望がある場合には、学生委員会に電子メールで問い合わせてください。アドレスは****@****kobe-u.ac.jpです。〔学生委員のアドレス：一部伏字〕

なお、セクシュアル・ハラスメント等については、特に相談窓口が設けられています。ウェブサイト <http://www.kobe-u.ac.jp/info/harassment/index.htm> を参照してください。

（出典）「学生の手引き」【別添資料C】25-26頁

このほか、基準7-1-1で触れた教務主任の個人アドレスは、狭い意味での教務事項にとどまらず、より広く相談助言を求める窓口としても利用されている。

以上のとおり、本法科大学院においては、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるように学生の経済的支援のために努め、また、生活等の支援のための措置を講じており、基準7-2-1を満たしている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

障害を持つ学生に対する受験機会が確保されるために、特別な配慮を希望する者のために事前相談制をとっており、その旨を募集要項に記している(資料 7-3-1-(1))。平成 25 年度の入学試験においては 1 名の受験生から申し出を受け、別室受験の措置が取られた(「受験特別措置例」【別添資料 59】)。

資料 7-3-1-(1)

6 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、原則として平成 24 年 9 月 10 日(月)までに本研究科教務係に申し出てください。

(出典)「神戸大学法科大学院平成 25 年度学生募集要項」【別添資料 E】5 頁

身体に障害を有する学生の修学に必要な措置は、本法科大学院が利用する全施設に施されている。すなわち、六甲台第二学舎、アカデミア館、フロンティア館、自習棟、社会科学系図書館、及び法学研究科資料室は、全てバリアフリーとなっており、エレベーターも完備されている。一部の教員研究室はバリアフリーではないが、そのような研究室を割り当てられた教員が身体に障害を有する学生と面談する必要があるときは、応接室、会議室、共同研究室等の他のバリアフリーな施設を利用することが可能であり、問題は生じない。

神戸大学においては、身体に障害を有する学生の学習支援は、個々の学生の障害の実態に応じた支援を当該学生の所属する部局が提供する。法学研究科においてこれまでにその必要が生じたことはないが、たとえば経済学研究科において、車椅子を使用する学生に対して、授業や期末試験の際に車椅子用の机を用意したり、自動車通学の際に雨に濡れずに建物に入れるように専用駐車場と建物との間に屋根付き通路を設置したりした例があり、人間発達環境学研究科及び農学研究科では、ノートテーカーの配置や期末試験時間の延長などの具体的な取組をした例があり、法科大学院においても、個々の障害に応じて適切な対応を取ることになる。

以上のとおり、本法科大学院においては身体に障害のある者に対しても、受験機会の確保及び支援体制の整備に努めており、基準 7-3-1 を満たしている。

7-4 職業支援(キャリア支援)

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院では、キャリアに関する学生支援の一環として、キャリアパス講座を開催している。平成 24 年度においては、平成 25 年 2 月 13 日（水）4 限・本館 232 教室において実施した。そこでは、本学 0B 弁護士、本法科大学院実務教員である検察官、裁判官の現職にある者がそれぞれ当該職務の魅力や必要とされる資質等を説明した後、各志望職務に応じてグループワークが持たれ、活発な質疑応答がなされた（「就職支援活動」【別添資料 62】）。

また、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1 年に数回、検察庁の見学会、及び裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大学院学生と現職の検察官、裁判官との懇談会が実施されており、学生の進路選択に極めて有益な情報提供の場となっている（「検察庁見学説明会資料」【別添資料 60】、「法廷傍聴資料」【別添資料 61】）。

このほか、学生修了者支援 WG の主催で毎年、修了生による就職に関する情報提供会を開催している（直近では平成 24 年 5 月 26 日開催。「法科大学院修了生による情報提供会」【別添資料 62】）。同様に、企業実務における法曹の役割を理解する一助として、法務部に属する弁護士による講演会を神戸法学会主催で開催している（「企業法務で働くことの意義について（平成 24 年 2 月 10 日開催）」【別添資料 62】）。

さらに、六甲台キャンパスには全学的な学生就職支援組織の一環として、凌霄会（同窓会）の支援により六甲台就職情報センターが設置されている。企業への就職を希望する法科大学院生・修了生は、このセンターを利用することにより、支援を受けることができる。その他、司法試験合格者祝賀会において行われる講演会で先輩法曹の講演を在学生にも開放しており、神戸法学会主催の講演会は、学生の将来の進路への具体的なイメージ提供になっている（「法学会支援の後援会」【別添資料 62】）。

なお、修了者間及び修了者と現役生の間のコミュニケーションをつなげるものとして、本法科大学院修了者を会員とする法科大学院同窓会が設立されている。司法試験合格者の祝賀会にあわせて総会が開催されるほか、東京及び神戸においてそれぞれ年 1 回会合が持たれている。

以上のとおり、学生が目指す将来の進路選択について、種々の機会を利用して情報を提供することに努めており、基準 7-4-1 を満たしている。ただし、学生支援の一環としての職業支援については、今後の修了生の進路動向も考慮に入れながら、より組織的に対応することが必要であると考えている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 入学者に対する導入として懇切丁寧なガイダンスが行われていること。特に、履修計画を立てるに当たり、本法科大学院の教育理念を十分に説明して、将来の法曹としての志望や適性に応じたコース別履修モデルを提供し、学生のその後の学習に対する高い動機付けを与えうる履修指導を行っていること。
- (2) 一覧表の作成など教員のオフィスアワーの利用を促進する措置がとられているほか、学生との面談に用いる施設が教員研究室の他にも用意されており、学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境が整備されていること。
- (3) 未修者コース出身の3L生をティーチング・アシスタントとし、1L生に学習上の助言を与える制度を設けていること。
- (4) 健康問題や各種ハラスメントに対応する全学的な仕組みに加え、法科大学院独自に電子メールによる相談の受付を行い、必要な相談助言体制を整備していること。
- (5) 法科大学院運営委員会の学生修了者支援WG、神戸法学会、六甲台就職情報センターなど本学内の各セクターによって学生のキャリアパスの支援策が実施されていること。

【課題】

特になし。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院は、大学院法学研究科内に実務法律専攻として設置されている。その規模は入学定員80名、修業年限3年、収容定員が240名である。

本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が置かれている。すなわち、「教員一覧」（別紙様式3）に示すとおり、

- ①実務法律専攻の専任教員（略称「専」） 23名（教授17名・准教授6名）、
 - ②実務法律専攻の専任教員であるが他の専攻の専任教員でもあるもの（略称「専・他」）5名（教授5名）、
 - ③実務法律専攻の専任教員でかつ実務家教員に該当する者（略称「専・実」） 1名（教授1名）、
 - ④実務家・みなし専任の教員（略称「実・み」） 3名（教授3名）、
 - ⑤理論法学専攻専任で実務法律専攻兼担の教員（略称「兼担」） 15名（教授10名・准教授5名）、
 - ⑥非常勤の兼任教員（略称「兼任」） 24名（教授1名、講師23名）、
- 合計71名（教授36名・准教授11名・講師24名）という陣容である。

専門分野別に教員（上記①から⑤まで）を分類すると、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目を担当する教員が17名であるのに対して、基礎法学・隣接科目を担当する教員が延べ5名（法律基本科目をも担当する教員を含む）、展開・先端科目を担当する教員が延べ11名（法律基本科目をも担当する教員を含む）を数える。このように教員の人数・バランスは、本法科大学院の規模に適合的である（「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4））。

これらの教員については、「ファカルティレポート」において、それぞれの研究活動の内容と自己評価、教育活動の内容と自己評価、その他の学内外活動が公表されており、これらは、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料である（「ファカルティレポート8」下巻1頁以下 http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep8/facrep8_2.pdf、「ファカルティレポート9」下巻1頁以下 <http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep9/facrep9-2.pdf>）。

以上のとおり、本法科大学院においては、「理論と実務を架橋する法学専門教育」を展開する上で必要な教員を十分に配置しており、基準8-1-1を満たしている。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

本法科大学院においては、実務法律専攻の専任教員（略称「専」）23 名（教授 17 名・准教授 6 名）、及び実務法律専攻の専任教員であるが他の専攻の専任教員でもあるもの（略称「専・他」）5 名（教授 5 名）の合計 28 名（教授 22 名・准教授 6 名）が、基準（1）の「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当する。また、実務法律専攻の専任教員でかつ実務家教員に該当する者（略称「専・実」）1 名（教授 1 名）、及び実務家・みなし専任の教員（略称「実・み」）3 名（教授 3 名）の合計 4 名（教授 4 名）が、基準（2）の「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当する（「教員一覧」（別紙様式 3））。

この教員数は、専門職大学院設置基準から導き出される必要数（16 名）を十分に満たしている。このうち、専門職大学院設置基準附則にある経過措置を適用した人数は 5 名であり、必要数の 3 分の 1 を超えない範囲となっている【解釈指針 8－1－2－1】【解釈指針 8－1－2－2】。

また、これらの教員は、ファカルティレポートにおいて、該当機関の教育・研究活動及び研究業績について公表している（基準 8－1－1 に関する記述を参照）。

以上のとおり、基準 8－1－2 の（1）ないし（2）の区分にしたがい、高度の教育上の指導能力を備えた教員を十分に配置しており、基準 8－1－2 を満たしている。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8-1-3 に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科内部の一専攻（実務法律専攻）という位置づけである。そのため、法科大学院の教員の採用及び昇任に関しては、法学研究科教授会の審議事項とされる場合と、実務法律専攻会議の審議事項とされる場合とがある。すなわち、いわゆる実務家・みなし専任の教員の採用・昇任及び法科大学院の非常勤講師の採用は、「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」（資料 8-1-3-（1）、以下「教授会規則」）第 7 条第 3 項及び「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」（資料 8-1-3-（2）、以下「専攻会議内規」）第 2 条第 1 項第 2 号により、実務法律専攻会議の審議事項とされている。それ以外の教員の採用及び昇任に関しては、実務法律専攻の専任教員であると否とを問わず、教授会規則第 3 条第 1 項第 3 号により、法学研究科教授会の審議事項とされている。実務法律専攻会議で審議される教員の採用及び昇任は、法学研究科教授会で審議される教員の採用及び昇任に準じて行われるため、以下では、法学研究科教授会で審議される場合を中心として記述する。

資料 8-1-3-（1）

「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

（審議事項）

第 3 条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

（3）教員の人事に関する事項

（専攻会議）

第 7 条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置く。

3 専攻会議は第 3 条第 1 項第 3 号から第 8 号に掲げる事項のうち、実務法律専攻会議に関するもの及びその他実務法律専攻会議に関する重要事項について審議する。

（出典）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 63】

資料 8-1-3-（2）

「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

（審議事項）

第 2 条 専攻会議は、本専攻における次の各号に掲げる事項を審議する。

（2）教員の人事に関する事項

（出典）「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

【別添資料 64】

法学研究科の教員人事に関しては、「神戸大学大学院法学研究科教員選考規則」（以下「選考規則」という）が定められている（資料 8－1－3－（3））。そこで定められた選考ルールの要旨は、①教員（教授、准教授、講師（常勤）及び助教をいう。以下同じ）候補者は法学研究科に勤務する教授もしくは准教授の推薦による、又は研究科長の提案によること（選考規則第2条）、②推薦に際して、当該候補者の履歴書、業績一覧などの提出を要すること（同第2条第2項）、③推薦あるいは研究科長の提案があると研究科長がこれを教授会に付し、当該候補者の選考につき教授会が承認した場合に、業績審査が始まること（同第3条）、④法学研究科に勤務する教授又は准教授から3名の選考委員が選出され、選考委員が当該候補者の業績等を審査したうえで、審査結果を教授会に報告すること（同第3条第2項・第6条）、⑤教員選考のための教授会は、定足数要件がその構成員の3分の2以上の出席であって（同第5条）、決議要件は投票総数の3分の2とされていること（同第8条）、である。

資料 8－1－3－（3）

「神戸大学法学研究科教員選考規則」

（教員の定義）

第1条 この規則において教員とは、教授、准教授、講師（常勤）、助教及び助手をいう。

（教員候補者の推薦等）

第2条 法学研究科に勤務する教授又は准教授は、研究科長に教員候補者を推薦することができる。

2 前項の推薦を行うときは、その候補者の履歴書、業績一覧その他教授会の審議に必要な資料を提出しなければならない。

3 第1項の推薦があった場合は、研究科長は、これを教授会の議に付すものとする。

4 本条の規定は、研究科長の提案権を妨げるものではない。

（選考を議題とすることの可否）

第3条 研究科長は、教授会において、前条による教員候補者について、その選考を教授会の議題とすることの可否を諮るものとする。

2 教授会において、選考を議題とすることが承認された場合は、法学研究科に勤務する教授又は准教授の中から選考委員3名を選出する。

（定足数）

第5条 教員選考の教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

（審査結果の報告）

第6条 選考委員は各自、教員候補者の業績等の審査結果を教員選考の教授会において報告し、意見を述べるものとする。

（表決要件）

第8条 教員の選考は、投票総数の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

（非常勤講師）

第12条 非常勤講師は、担当授業科目の開講を決定する教授会又はその後の教授会においてこれを選考する。

2 表決要件は、有効投票の3分の2以上の多数決とする。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教員選考規則」【別添資料 65】

教員候補者の選考における在職教授等の推薦及び研究科長提案の制度（選考規則第2条）は、適切に、教員候補者の業績審査を行うためのものである。すなわち、これらの制度により、ある教員ポストが空いたことから直ちにそれを機械的に埋めるという運用を避け、法学研究科、ひいては法科大学院の教員配置の適切さを制度的に保障する仕組みをとっている。研究科長が、教授会において、前条による教員候補者について、その選考を教授会の議題とすることの可否を諮る（同第3条第1項）こととしているのは、この入口規制の実効性を高める趣旨である。

在職教授等の推薦又は研究科長提案により、具体的な教員候補者が絞り込まれ、教員の選考を教授会の議題とすることが決定されると、選考委員による業績等の審査が行われる（選考規則第6条）。この審査は、当該分野もしくは関連分野の専門家である選考委員が、当該候補者の研究歴、教育歴、公表業績等を、研究上及び教育上の観点（教育上の指導能力を有するかという観点を含む）から慎重に審査し、その結果を教員選考の教授会で報告することによって行われる。教授会における審査報告は、3名の選考委員が各自の審査結果を報告し、意見を述べることによって行われるため（選考規則第6条）、選考委員間の多数決で教授会提案が決まったとしても、なお少数意見が披露される機会が保障されている。審査委員の選定は教授会が行い、採用にかかる最終的な決定は、構成員の3分の2以上が出席する教授会における投票総数の3分の2以上の多数が必要である（選考規則第3条第2項・第5条・第8条）。本法科大学院においては、こうしたプロセスを通じて、教員の採用に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

なお、非常勤講師の採用に関しては、専任教員の場合と同様に、候補者の履歴書、業績一覧その他審議に必要な資料が提出され、関連分野の教員から候補者の研究上及び教育上の能力に関する説明があった後、投票によって採否を決するという手続を取っている。表決要件は、選考規則第12条に規定があり、有効投票の3分の2以上の多数が必要とされている。したがって、非常勤講師の採用に関しても、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、専任教員の選考に準ずる慎重な体制を整備している。

以上のとおり、教員の採用及び昇任に関しては、研究上の能力とともに教育上の指導能力等を適切に評価する体制が整備されており、基準8-1-3を満たしている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準 8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8－2－1に係る状況）

本法科大学院における専任教員（略称「専」、「専・他」、「実・専」及び「実・み」。以下これらを「専任教員」という）数は32名であり、上記基準から導き出された必置数（16名）を十分に満たしている。収容定員は240名であるので、専任教員1名あたりの学生数はおよそ7.5名となり、基準とされる15名の学生数に比べて、その2倍の専任教員が配置されている【解釈指針8－2－1－3】。

本法科大学院の場合は、上記の専任教員数32名のうち教授が26名（81%）を占めており、法科大学院に対し求められる教員像（教育上の経験が豊かであって、かつ理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者であること）に適合している（「教員一覧」（別紙様式3））【解釈指針8－2－1－2】。

なお、法学研究科における専門職学位課程は、実務法律専攻のみであるので、専門職学位課程の複数の専攻で専任教員として取り扱う状況にはなり得ない【解釈指針8－2－1－1】。

以上のとおり、本法科大学院における専任教員の配置は、基準8－2－1を満たしている。

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8－2－2に係る状況）

法律基本科目については、専任教員32名中、法律基本科目担当の専任教員は17名であり、その比率はおよそ52パーセントである。法律基本科目の分野別専任教員数は以下のとおりである。

憲法 2名 行政法 3名

民法 4名 民事訴訟法 2名 商法 2名

刑法 2名 刑事訴訟法 2名

これらのうち、憲法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の各1名（合計3名）を除く教員はすべて教授である（「教員一覧」（別紙様式3））。これらの教員の業績等はすでに述べた

ようにファカルティレポート等を通じて定期的かつ継続的に公表されており、そこに示された内容に照らして、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員である（「ファカルティレポート8」http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep8/facrep8_2.pdf、「ファカルティレポート9」<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep9/facrep9-2.pdf>）。

なお、本法科大学院の入学定員は80名であり、101名以上ではない【解釈指針8-2-2-1】。

以上のとおり、法律基本科目の専任教員の配置は、基準8-2-2を満たしている。

基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準8-2-3に係る状況）

本法科大学院は、質的に高い能力を有する職業法曹を社会に送り出すという観点から、すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹と、基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する法曹の2種類の職業法曹の養成を教育目的としている。

本法科大学院において、法律基本科目を担当する専任の教員が、適正なバランスをもって、必要十分な数が配置されているということは、先に示したとおりである（基準8-2-2に係る記述を参照）。

本法科大学院には、専任教員32名中、基礎法学・隣接科目担当の教員が5名（教授2名、准教授3名）、展開・先端科目担当の教員11名（教授8名、准教授3名）が所属している。経済法、国際取引法、倒産法等、ビジネス・ローに関係する法分野には多数の専任教員が配置され（「科目別専任教員一覧」（別紙様式4））、本法科大学院の理念に応じた専任教員を置いている。

このように、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の多くの分野について、とりわけ本法科大学院が重視するビジネス・ローに関係する分野に多数の専任教員を配置している【解釈指針8-2-3-1】。

上記専任教員32名の平均年齢は48.1歳（小数点第2位四捨五入）である。その分布は30歳代が8名、40歳代が8名、50歳代が13名、60歳代が3名であり、年齢構成に著しい偏りは見られない【解釈指針8-2-3-1】（「教員一覧」（別紙様式3））。

また、法科大学院において「教育上主要と認められる科目」とは、「法科大学院教育のコアとなる科目」と「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」であると考えられる。

本法科大学院では88の授業科目を開講しているが、そのうち前者の「法科大学院教育のコアとなる科目」の例としては基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考能力の

習得を目指す「法律基本科目」群があり、また、後者の「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」の例としては、いわゆるビジネス・ロー科目がある。これらの「教育上主要と認められる科目」としては、以下の各科目がある。

「教育上主要と認められる科目一覧」

科目群		必修科目	選択必修科目・選択科目
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	憲法基礎、対話型演習憲法訴訟Ⅰ、 行政法基礎、対話型演習行政法Ⅰ、対話型演習行政法Ⅱ	対話型演習憲法訴訟Ⅱ
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、 民法基礎Ⅲ、対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法、対話型演習契約法Ⅱ、対話型演習物権・責任財産法、 会社法、対話型演習商法Ⅰ、 対話型演習商法Ⅱ、 民事訴訟法、対話型演習民事訴訟法	対話型演習家族法、 商取引法、 応用民事訴訟法A、 応用民事訴訟法B、 対話型演習民事法総合
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑事実体法Ⅰ、 刑事実体法Ⅱ、対話型演習刑事実体法、 刑事手続法、対話型演習刑事手続法	応用刑事実体法、 応用刑事手続法
	法執行過程入門科目		裁判・行政の基本構造
ビジネス・ロー科目			民事執行・保全法、倒産法、 R&Wゼミ倒産法、金融商品取引法、著作権法、特許法、 R&Wゼミ知的財産法、 経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、R&Wゼミ経済法、 国際経済法、国際私法・国際民事訴訟法、国際取引法、R&Wゼミ国際関係法(私法系)Ⅰ、R&Wゼミ国際関係法(私法系)Ⅱ、 租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、R&Wゼミ租税法、 経済刑法

このうち、「法律基本科目」については、平成24年度は、108単位中78単位、45クラス中32クラスを、専任教員が担当した（「24年度開講科目一覧（基準8-2-3関係）」【別添資料67】）。平成25年度は110単位中91単位、46クラス中39クラスを、専任教員が担当する（「授業科目一覧」（別紙様式1））。

また、ビジネス・ロー科目については、平成24年度は54単位中30単位、21クラス中11クラスを、専任教員が担当した（「24年度開講科目一覧（基準8-2-3関係）」【別添資料66】）。平成25年度は52単位中28単位、20クラス中10クラスを、専任教員が担当する予定である（「授業科目一覧」（別紙様式1））。

以上の「教育上主要と認められる科目」のうち必修科目は、上記の「必修科目」欄に掲げた科目である。これらの必修科目については、平成24年度は82単位中62単位、32クラス中24クラス（75%）が、専任教員によって担当された（「24年度開講科目一覧（基準8-2-3関係）」【別添資料66】）。平成25年度（予定）は82単位中71単位、32クラス中29クラス（90.6%）が専任教員によって担当される（「授業科目一覧」（別紙様式1））。したがって、専任教員が担当している割合は、7割を超えている。

以上のとおり、専任教員の科目別配置等のバランス、及び本法科大学院における教育上主要と認められる科目の授業担当については、基準8-2-3を満たしている。

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準8-2-4に係る状況）

本法科大学院における専任教員の必置数は16名であり、そのおおむね2割（切上げ）にあたるのは、4名である。また、基準8-2-4に規定する専任教員数（4名）に3分の2を乗じて算出される数（3名）の範囲において、専任教員でない実務家教員であることが認められている【解釈指針8-2-4-1】。

本法科大学院の実務家教員は、専任教員1名、及びいわゆるみなし専任教員3名の合計4名を配置しており、基準を満たしている。また、これらの実務家教員は、いずれも1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会規則により、実務法律専攻の専攻会議構成員として教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者に該当する（「教員一覧」（別紙様式3）及び資料8-2-4-（2）「教授会規則」第7条第2項）【解釈指針8-2-4-2】。これらの教員は、その経歴から明らかなように、いずれも専攻分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である（「教員業績調書」教員番号29、30、31、32）。これらの実務家教員は、いずれもその実務経験との関連が認められる授業科目を担当している（「教員一覧」（別紙様式3）及び資料8-2-4-（1）「実務家教員の授業担当科目等」）【解釈指針8-2-4-1】。

資料 8－2－4－（１）「実務家教員の担当授業科目等」

実務経験の概要	担当授業科目	実務経験年数
大阪地方検察庁検事、 検察官	対話型演習刑事手続実務、実務刑事法総合、 R&W ゼミ刑事実務	14
東京家庭裁判所判事、 裁判官	R&W ゼミ民事裁判実務、対話型演習民事裁判実務	13
大西賢一法律事務所、 弁護士	対話型演習法曹倫理、法律文書作成演習、R&W ゼ ミ弁護士実務	23
摂津総合法律事務所、 弁護士	R&W ゼミ弁護士実務、対話型演習総合法律、 エクスターンシップ、法律文書作成演習	17

(出典)「教員業績調書」及び「教員一覧」(別紙様式3)より作成

資料 8－2－4－（２）

「法学研究科教授会規則」

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の懲戒に関する事項
- (8) 規則等の制定及び改廃に関する事項
- (9) 予算に関する事項

第7条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置く。

2 専攻会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本研究科実務法律専攻（以下「実務法律専攻」という。）に所属する教授及び准教授
- (2) 当該年度において実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准教授
- (3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授

- 3 専攻会議は第3条第1項第3号から第8号に掲げる事項のうち、実務法律専攻に関するもの及びその他実務法律専攻に関する重要事項について審議する。
- 4 前項に掲げる事項については、専攻会議の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

(出典)「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 63】

以上のとおり、本法科大学院の実務家教員4名は、5年をはるかに超える実務の経験を有し、高度の実務能力を有する者であって、基準8-2-4を満たしている。

基準8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-2-5に係る状況)

本法科大学院において基準8-2-4にかかる教員は、すべて法曹としての実務の経験を有する者である。

すなわち、蜂須賀三紀雄教員は、検察官として約14年の捜査・公判実務経験を持つ。大西賢一教員は、大阪弁護士会に所属し、大西賢一法律事務所に勤務する現職の弁護士である。廣政純一郎教員は、大阪弁護士会に所属し、摂津総合法律事務所に勤務する現職の弁護士である。進藤千絵教員は、大阪地方裁判所に勤務する現職の判事である(「教員業績調書」教員番号29、30、31、32)。

以上のとおり、本法科大学院は、基準8-2-5を満たしている。

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

法科大学院の専任教員の授業負担(法科大学院での授業だけではなく、他専攻、他研究科及び学部等、さらに他大学の非常勤を含む)は、「教員一覧」(別紙様式3)及び「講義負担量一覧(平成24年度)」【別添資料67】のとおりである。

これによれば、年間30単位を超える授業負担をもつ者は平成24年度及び平成25年度とも存在しない。また、20単位を超えて授業を負担した者は平成24年度においては3名に止まり(うち法科大学院専任教員は2名)、平成25年度においては0名である。なお、平成24年度の状況は、当該教員の専門分野や役職の関係上、他に人材を探すことができないという特殊な事情から生じたものである。

以上のとおり、ごくわずかな例外を除いて、専任教員の授業負担は20単位以下となっている【解釈指針8-3-1-1】。

したがって、本法科大学院は基準8－3－1を満たしている。

基準8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準8－3－2に係る状況）

本法科大学院を含む法学研究科では、研究専念期間（サバティカル制度）が導入され（「平成18年11月22日教授会決定」【別添資料68】）、平成19年度から実際に運用が始まっている。

具体的には、勤続要件及び一定のルールに基づくポイント加算制度により、優先順位が定められており、1年度内において2名までの教員に（6ヶ月の取得は0.5名とカウントする）、6ヶ月以上1年以内の研究専念期間（サバティカル）が与えられる。サバティカル取得者に対しては、期間内の研究業務以外の勤務が免除されるほか（代替の授業担当者は、原則として非常勤講師を任用する）、給与・職員旅費・研究支援体制等については通常の勤務をしている教職員に適用される一般ルールに従って処理される。サバティカルを取得した者は、その取得期間中の活動内容と成果を、期間終了後にファカルティレポートに記載することが義務付けられている。

法学研究科においてサバティカルの取得が認められた者は、平成24年度に1名、平成25年度に1名おり、このうち平成24年度の取得者が法科大学院の専任教員であり、平成25年度取得者は法科大学院の兼任教員（理論法学専攻における専任教員）である。

上記のサバティカル制度に類似する制度として、法学研究科には、教員の海外における研究活動を支援する神戸大学六甲台後援会海外派遣援助システムがある（「六甲台後援会海外派遣援助規程」【別添資料69】）。このシステムでは、10ヶ月分の奨学金が給付されることにより、10ヶ月以上2年以内の期間、海外で研究に専念すること（いわゆる「長期」）、又は2ヶ月を目処として海外で研究に専念すること（いわゆる「短期」）が認められる。

この制度を用いて平成24年度に長期の在外研究に従事した者が1名、短期が2名おり、このうち短期の1名が法科大学院専任教員であり、短期の残る1名が兼任教員である。平成25年度には新規の長期海外研究予定者が1名、短期予定者が2名予定されている。こちら、短期の1名が法科大学院専任教員であり、短期の残る1名が兼任教員である。

さらに、神戸大学全体の若手教員（45歳以下）海外派遣制度がある（【別添資料70】）。平成24年度は法学研究科からの応募者がいなかったが、平成25年度から平成26年度にかけて3名の若手教員が、1年の在外研究を予定している。このうち1名が法科大学院専任教員であり、残り2名は兼任教員である。

このように、本研究科においては、教員が各種の経済的援助を得て海外で一定期間研究に専念することを広く奨励する方針が維持されており、実際に多くの教員が外国の大学や大学院で長期又は短期の在外研究を行っている（「法学研究科教員の海外出張・サバテ

ィカル」【別添資料 71】）。

以上のとおり、本法科大学院には研究専念期間の制度が存在するとともに、現実にご利用がされており、基準 8－3－2 を満たしている。

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

本法学研究科では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員（助手及び事務補佐員）として計 10 名が法学研究科資料室、教育研究助成室、法政情報室、教員控室のほか、六甲台電算機室に配置されている。これらの職員は、本科大学院専任教員を含む法学研究科教員全員の教育上・研究上の職務を補助することをその主要な職務としている（「事務組織」【別添資料 72】）。

このうち、法学研究科資料室は、大学図書館（社会科学系図書館）とは別に、判例集や紀要類・雑誌類を収集・整理する組織である。2 名の職員（助手 1 名、事務補佐員 1 名）が配置されており、教員が紀要類等を効率的に利用するための環境整備を担っている。

教育研究助成室は、各教員の教育及び研究上の職務を直接に補佐する組織であり、計 4 名の職員（助手及び事務補佐員）が配置されている。4 名それぞれが複数の教員を担当し、教員の求めに応じて、教育や研究用の資料の検索、教員が作成したデータをもとに授業配付物として作成すること（教材、レジュメなど）、メールを使って学生へ授業上の連絡を行うなど、きめ細かなサポート業務を行っている。

法政情報室及び六甲台電算機室は、コンピューターやネットワーク、法学研究科のウェブサイトの保守・管理などを行う組織である。このうち、法政情報室に勤務する助教（法政情報助教）が、法学研究科の教員が利用するネットワークのセキュリティや保守上のサポートを行っている。工学その他の情報に関する分野の博士の学位を有する者の中から、情報に関する知識及び技術が特に優れている者を、法学研究科において採用している（平成 20 年 3 月 21 日に制定された「神戸大学大学院法学研究科情報室助教規則」【別添資料 73】）。

教員控室は、教員の出張や休暇の管理など総務的な管理を担う組織であり、1 名の職員が配置されている（平成 24 年度までは 1 名配属されたが、その者の産休期間にあたる平成 25 年度は臨時的に、総務係の職員が兼務している）。

以上のように、本法科大学院においては専任教員の教育上・研究上の職務を補充するため、必要な資質と能力を備えた職員が適切に配置されており、基準 8－3－3 を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 収容定員 240 名に対して 32 名もの多数の専任教員を配置していること。
- (2) 研究者である専任教員は、研究成果のほか、その専門の知識経験を活かした学外での公的活動や社会貢献活動を、2 年に一度刊行される「ファカルティレポート」により公表していること。
- (3) 本法科大学院の専任教員 32 名のうち、約 81%にあたる 26 名が教授であり、その割合が高いこと。
- (4) ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の育成を理念のひとつとする法科大学院にふさわしく、ビジネス・ロー科目について多数の専任教員を配置していること。
- (5) 専任教員の平均年齢は約 48.1 歳であり、かつ年齢構成に偏りがいないこと。
- (6) 法科大学院で授業を担当する教員（非常勤講師を除き、兼任教員を含む）のうち、年間 20 単位を超えて授業を担当する者が平成 24 年度において例外的に見られるにとどまり、平成 25 年度においては皆無であること。
- (7) 研究専念期間がサバティカル制度や長期在外研究制度として設けられており、実際に活用されていること。
- (8) 教育研究助成室において教員の教育研究につき、きめ細かなサポートを行っていること。

【課題】

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

神戸大学法学研究科教授会規則第7条によって、法学研究科教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下、「専攻会議」）がおかれ、本法科大学院の運営はその専攻会議の審議に基づいて行われる。

同規則第7条第3項は、専攻会議が、教員の人事に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・課程修了その他その在籍に関する事項、学位の授与に関する事項、学生の懲戒に関する事項、規則等の制定及び改廃に関する事項のうち、実務法律専攻に関するもの及びその他実務法律専攻に関する重要事項について審議することを定めている。これを受けて、専攻会議の所管事項について定めた専攻会議内規第2条は、専攻会議が、本法科大学院の教育課程（第3号）、教育方法、成績評価、修了認定（第5号）、入学者選抜（第4号）及び教員の人事（第2号）その他運営に関する重要事項（第8号）について審議する機関であるとしている（資料9-1-1-（4））【解釈指針9-1-1-1】。

また、同規則第7条第4項は、これらの重要事項については「専攻会議の議決をもって、教授会の議決とすることができる。」と定めており、法学研究科教授会に対して、専攻会議による法科大学院の運営の独自性が担保されている【解釈指針9-1-1-3】。

資料9-1-1-（1）

「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 研究科長候補者の選考に関する事項
- （2） 評議員候補者の選考に関する事項
- （3） 教員の人事に関する事項
- （4） 教育課程の編成に関する事項
- （5） 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- （6） 学位の授与に関する事項
- （7） 学生の懲戒に関する事項
- （8） 規則等の制定及び改廃に関する事項
- （9） 予算に関する事項
- （10） 本研究科及び法学部の管理運営に共通する重要事項
- （11） その他本研究科に関する重要事項

第7条 教授会に神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置く。

- 2 専攻会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 本研究科実務法律専攻（以下「実務法律専攻」という。）に所属する教授及び准教授
 - (2) 当該年度に置いて実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准教授
 - (3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授
- 3 専攻会議は第3条第1項第3号から第8号に掲げる事項のうち、実務法律専攻に関するもの及びその他実務法律専攻に関する重要事項について審議する。
- 4 前項に掲げる事項については、専攻会議の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻会議に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

（出典）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 63】

専攻会議の構成員は、教授会規則第7条第2項に基づき、本法科大学院の専任教授、法科大学院の専任准教授のほか、当該年度に法科大学院において授業を担当する神戸大学法学研究科教授・准教授、法曹実務教授及び法曹実務准教授から成る（資料9-1-1-1-（1）、「専攻会議構成員表」【別添資料 75】）。また、本法科大学院では、平成15年度文部科学省告示第53条第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者についても、教授会規則第2条第2項第3号に定める「法曹実務教授及び法曹実務准教授」に該当する者として、専攻会議の構成員とされ、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されている（資料9-1-1-1-（5））【解釈指針9-1-1-1-2】。

資料9-1-1-1-（5）

「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

第7条

- 2 専攻会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 本研究科実務法律専攻（以下「実務法律専攻」という。）に所属する教授及び准教授
 - (2) 当該年度に置いて実務法律専攻における授業を担当する本研究科理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教授及び准教授
 - (3) 法曹実務教授及び法曹実務准教授

（出典）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 63】

本法科大学院の運営責任者は、実務法律専攻長である。専攻長の選考は、「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」に従って行われる。すなわち、専攻長候補者の資格を有する者は実務法律専攻に所属する専任の教授であり（第7条）、専攻長の選考を行う専攻会議は、実務法律専攻に所属する教授及び准教授をもって構成される（第5条）（資料9-1-1-1-（3））。

専攻長は、「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」（以下、専攻会議内規という）第3条により、専攻会議の議事を主宰するほか（資料9-1-1-1-（2））、

法科大学院の運営にあたる法科大学院運営委員会の委員長を職務上兼ねている（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料 38】）。

資料 9－1－1－（2）

「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

第3条 専攻会議に議長を置き、専攻長が議長となる。ただし、専攻長に事故があるときは、専攻長の委任を受けた教授がこれに代わる。

2 議長は専攻会議を主催する。

（出典）「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

【別添資料 64】

資料 9－1－1－（3）

「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」

（趣旨）

第1条 この内規は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長（以下「専攻長」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（選考の機関）

第2条 専攻長候補者の選考は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議（以下「専攻会議」という。）において行う。

（構成）

第5条 専攻長の選考を行う専攻会議は、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻（以下「本専攻」という。）に所属する教授及び准教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（専攻長候補者の資格）

第7条 専攻長候補者の資格を有する者は、本専攻に所属する専任の教授とする。

（出典）「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規」

【別添資料 74】

資料 9－1－1－（4）

「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

第2条 専攻会議は、本専攻における次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 専攻長の選考に関する事項
- （2） 教員の人事に関する事項
- （3） 教育課程の編成に関する事項
- （4） 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項
- （5） 学位の授与に関する事項
- （6） 学生の懲戒に関する事項
- （7） 規則等の制定及び廃止に関する事項
- （8） その他本専攻に関する重要事項

（出典）「神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規」

【別添資料 64】

なお、平成 24 年度中に、共通的な到達目標を踏まえて「神戸大学法科大学院における到達目標」【別添資料 F】が作成され、平成 25 年度からは、授業科目ごとにあらかじめ

講義要項において神戸大学到達目標との対応関係を明記することされた（【別添資料B】）。この作業は、法科大学院運営委員会で作成された指針に基づき、専攻会議でなされた指示を通じて組織的に行われたものである（「実務法律専攻会議事項（平成23年度第11回）」、「実務法律専攻会議事項（平成24年度第9回）」【別添資料76】）。このことにより平成25年度以降の成績評価及び修了認定は、神戸大学の到達目標を踏まえて行われることが組織的に担保されている【解釈指針9-1-1-1】。

以上のとおり、本法科大学院の運営については、法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを備えており、基準9-1-1を満たしている。

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準9-1-2に係る状況）

本法科大学院は、大学院法学研究科の一専攻（実務法律専攻）として設置されている（「機構図」【別添資料77】）。そのため法科大学院の管理運営を行う事務組織については、設置形態と対応する形で、教務係、会計係、総務係が事務長の下、法学研究科事務部として、法学研究科（法科大学院を含む）・法学部全体の事務を一括して取り扱う体制となっている（「事務組織」【別添資料72】）。

平成25年4月1日現在における具体的な配置状況及びそれぞれの事務分担は以下のとおりである。

事務長1名、教務係8名（係長1名、主任2名、係員2名、事務補佐員3名）、会計係5名（係長1名、主任1名、係員1名、事務補佐員2名）、総務係3名（主任2名、事務補佐員1名）、合計17名が配置されている（「事務組織」【別添資料72】）。

教務係は、教育や学生に関わる事項を担当し、会計係は、財政事項、施設管理に関わる事項を担当し、その他の庶務を総務係が担当する（「事務分掌規程（抄）」【別添資料78】）。法科大学院についても、学部、研究科の他専攻と共通する事務、固有の新たな事務（成績不服申立ての受付等）それぞれに関し、前記の分掌に従い（法科大学院における不服申立ては教務係が管掌）、各係が事務処理を行い、管理運営されている。

このように、法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置については、本法科大学院の設置形態と規模に照らして適切なものである。

また、各事務職員に対しては、神戸大学主催の各種研修会に参加させ、その能力の研鑽に努めている（「事務系職員研修（平成23・24年度）」【別添資料79】）。

以上のとおり、本法科大学院の管理運営のための事務体制については、基準9-1-2を満たしている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

本法科大学院の設置者は、国立大学法人神戸大学である。本法科大学院は、大学院法学研究科の一専攻（実務法律専攻）として設置されているから（「機構図」【別添資料 77】）、法科大学院の必要経費は、設置者より法学研究科に配分された予算の枠内で賄われている（人件費は除く）。

新規予算配分に関しては、部局（法学研究科）より事業計画を提出し、部局長（法学研究科長）に対してヒアリングが行われ、その上で決定されている。法学研究科長は、ヒアリングにおいて法学研究科教授会を代表するが、法学研究科教授会で予算に関する事項につき審議を行う場合には、法科大学院（実務法律専攻）に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない旨が、教授会規則第7条第5項に定められている（資料 9-1-3-（1））。したがって、法科大学院の運営に係る財政上の事項に関する法科大学院の意見は、本法科大学院が属する法学研究科の部局長たる法学研究科長のヒアリングを通じて、法科大学院の設置者たる国立大学法人神戸大学に聴取されることになる。

資料 9-1-3-（1）

「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」

（審議事項）

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

（9）予算に関する事項

（専攻会議）

第7条

5 教授会は、第3条第1項第9号に掲げる事項につき審議を行う場合には、実務法律専攻に関する事項につき、専攻会議の意見を聴取しなければならない。

（出典）「神戸大学大学院法学研究科教授会規則」【別添資料 63】

平成 24 年度は、法学研究科全体に対して、研究科からの概算要求に基づき、設置者により別添資料のような 181,533,419 円の予算が配分された（平成 25 年度分は未定）（「法学研究科予算額」【別添資料 80】）。

平成 24 年度における支出を分析すると、法科大学院に関しては、人件費以外に、11,331,750 円が、教材作成、エクスターンシップ委託料、試験業務、施設整備等の費目・用途で用いられており、法科大学院に必要な財政的基礎は設置者により賄われているといえる（「24 年度 LS 経費執行内訳表（一般財源共通分）」【別添資料 82】）。平成 24 年度はとくに、模擬法廷（通称「ラ・クール」）の整備費用が手当され（97,985,043 円）、同

年11月から運用を開始している。

以上のとおり、本法科大学院の設置者である国立大学法人神戸大学は、法学研究科への予算配分を通じて本法科大学院の教育活動等の適切な実施のために必要な経費を負担している【解釈指針9－1－3－1】。

以上により、本法科大学院の教育活動等のための財政的基盤については、基準9－1－3を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 法学研究科内の一専攻でありながら、同時に、独立性の高い専攻会議を設置するなど、高度に自律的な運営システムを有していること。
- (2) 数名の実務家教員を「法曹実務教授」及び「法曹実務准教授」と位置づけ、本法科大学院の意思決定と運営にあたる専攻会議の正式メンバーとして位置づけていること。
- (3) 法科大学院の事務・教務に携わる職員が積極的に能力開発のための研修活動等に参加していること。
- (4) 法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な財政的基礎を有していること。

【課題】

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本法科大学院では、教員の教育及び研究、学生の学習等に必要な教室等の設備を備え、充実した教育を行っている。

本法科大学院では、神戸大学六甲台キャンパスに存在する教室のうち、授業の規模及び目的に応じたものを選び、利用している。現在、主に利用されているのは第二学舎101、102、104、106、120、161、162、163の各教室、アカデミア館504教室等であり、これらについては法科大学院の授業を中心とした利用となっている（「時間割表」【別添資料12】）。規模としては50-60㎡のものが4教室（主として演習に利用）、80-90㎡のものが1教室、110㎡以上のものが4教室であり、このうちの3教室が階段教室である（「棟別平面図」【別添資料87】）。このほか、平成24年末から、模擬的な弁論や交渉をおこなう授業を、模擬法廷棟における模擬法廷室や準備室（ラウンドテーブル）を用いて行うことが可能となった。

上記の教室のうち、第二学舎及び模擬法廷棟は、法学研究科が管理する施設であり、法学研究科教務係において、法学部や法学研究科他専攻の授業と調整しつつも、法科大学院用の授業に支障がないよう、教室の割り当てを行っている。アカデミア館は経営学研究科の管理になる施設であるが、その504教室については、法学研究科教務係と経営学研究科教務係との間で、法科大学院授業用に確実に利用できるよう毎年調整を行っており、法科大学院設立以来問題なく使用を続けている【解釈指針10-1-1-7】。

法科大学院の教育に利用されている教室のすべてにマイク、プロジェクタ及びスクリーンが整備されているほか、無線LANが利用可能であり、授業時に学生がパソコンを利用することに対応している。

また、必修科目を中心として最も使用頻度の高い教室では（第二学舎161、162、163、アカデミア館504教室）、各座席にモバイルパソコン用の電源コンセントが設置されており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線LANを経由して、インターネットへの接続が可能となっているほか、パワーポイント等を用いた授業を可能とするための施設整備もおこなわれている（こうした方法によるプレゼンテーションを行う教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該機器を備えた教室が優先的に割り当てられ、教育効果の向上に資するよう配慮されている）【解釈指針10-1-1-1】。

学生の自習室としては、法科大学院自習棟1階の第一自習室及び2階の第二自習室が

設けられているほか、第二学舎 162 教室が 1 L 生のために補助的な自習室として用いられている（1 L 生の履修する授業は主として 162 教室において開講され、授業のない時間帯は学生が利用できるように、時間割上の配慮がなされている（「時間割表」【別添資料 12】）。いずれも原則として年間 365 日 24 時間の利用が可能である。

法科大学院自習室棟は、1 階の第一自習室が広さ 403 m²、席数 198、2 階の第二自習室が広さ 243 m²、席数 90 を有している。また、1 L 生用の 162 教室は、広さ 89 m²、席数 59 を有しており、いずれも、学生 1 名当たり 1 席という学習に十分な席数と、広さが確保されている。

自習棟においても、各机に LAN コンセントが設けられているほか、無線 LAN も利用可能であり、これを通じてインターネットへの接続が可能であり、学生に提供されている各種データベースの利用も可能である。また自習棟のふたつの自習室には合計で、書架 4 台、ロッカー（3 連 3 段）35 個、パソコン 12 台、プリンター 5 台が配置されている（「法科大学院自習室の設備状況」【別添資料 89】）。

さらに、学生同士のグループ（勉強会や弁論チームなど）による議論の場として、週日は第二学舎の演習室（101-106 教室）のほか、本館やフロンティア館の演習室を、教員のサインを得て学生自身が教務係に予約して使用することができる（「教室の貸出状況」【別添資料 90】）。また、休祝日においては、自習棟 2 階の演習室を、教員のサインの必要なく学生が利用することができる（「2010 年 4 月 22 日付学生委員長名の通知『自習棟 2 階ゼミ室の利用について』」【別添資料 91】）。

以上から、本法科大学院の自習室は、学生総数に対して十分なスペースと利用時間が確保されており、学習に必要な設備機器が整備されている【解釈指針 10-1-1-2】。

法科大学院学生の利用できる図書館は 3 種類ある。第 1 に、神戸大学附属図書館（六甲台キャンパスに所在する社会科学系図書館を含む）がある。同図書館の運営には、法学研究科図書委員長を務める教授が運営委員会委員となっている。第 2 に、法学研究科が管理している法学研究科資料室（以下「資料室」という）があり、法学研究科図書委員会の下で運営されている。第 3 に、自習棟の書架に配備される図書は、法科大学院学生専用のもので法学研究科が管理している。

このうち、自習棟の書架に配備された法科大学院学生専用の図書は、和書・洋書をあわせて蔵書数が 4,500 冊を越えている（「自習室備付図書一覧」【別添資料 92】）。

資料室は、主として法学関係の雑誌・紀要等を収集しており、約 700 種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、Westlaw、LEX/DB、TKC ロー・ライブラリーなど、法学関係の各種データベースが利用に供されており（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html> の「DB 利用」）、6 台のパソコンが利用者用に提供され、情報の検索のほかデータベースの利用などに供されている。

社会科学系図書館は、神戸大学の附属図書館群の事実上の中央館であり、社会科学分野に関して、和漢書 620,643 冊、洋書 694,438 冊の計 1,315,081 冊の書籍を有している（平成 23 年度現在。「平成 23 年度神戸大学附属図書館年次報告」53 頁（<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/overview/23report.pdf>））。社会科学系図書館には 466 の閲覧席が設けられているほか、44 台の利用者用端末を備え、情報の検索の利用などに供されている（前掲「平成 23 年度神戸大学附属図書館年次報告」54 頁）。

以上から、本法科大学院においては、教員の研究・教育及び学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられており（法科大学院生が専用で利用できる図書を含む）、法科大学院生が図書資料を有効に活用して学習することができる状況にある【解釈指針10-1-1-3】。

なお、自習棟の書架に配備されていない図書を利用しようとする法科大学院学生は、社会科学系図書館及び資料室からの借り出しや閲覧をすることができる。とりわけ資料室の雑誌資料は、当日限りではあるが、学生もサインだけで借り出すことができる。社会科学系図書館及び資料室の利用方法は、ガイダンスで説明されている。図書館や資料室は、自習棟と第二学舎の教室の間に位置しているため、学生は授業と自習棟の往復の間にこれらを利用することができる。以上から、自習室と図書館の有機的連携が確保されている【解釈指針10-1-1-2】。

平成25年4月1日現在、資料室では2名の職員（助手1名、事務補佐員1名）が業務にあたっている。社会科学系図書館は、定員職員20名、非常勤職員17名の計37名の職員により運営されている。また附属図書館では職員の育成に積極的に取り組んでおり、キャリア及び職務内容に応じ学内・学外の研修を行っている（前掲「平成23年度神戸大学附属図書館年次報告」45頁以下）。

もっとも、法情報調査に関する基本的素養を備えた職員は、社会科学系図書館にも、資料室にも配備されていない。そこで、資料の利用を支援するため、社会科学系図書館では利用者のレベルに合わせたガイダンスを実施している。法科大学院の学生は、神戸大学附属図書館各分館で行われるガイダンスに参加することができる。（「図書館ガイダンス」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/www/modules/main/index.php?content_id=20))。

これに加えて、法学研究科では独自に、法科大学院生を対象とした情報ガイダンスを毎年4月に行い、この中でデータベースの使用方法を説明している。また、ウェブサイト上に「学部生のための文献資料の探し方」(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/bunkensiryo/index.html>)」を公開し、法科大学院学生の資料収集にも資するガイドとしても提供している。このように、本法科大学院図書館の図書及び資料の活用については、必要な体制が整えられている【解釈指針10-1-1-4】。

教員に対しては、専任の研究者教員だけでなく、専任の実務家教員に対しても各1室の研究室が与えられており、各々21-35㎡の十分な規模を持っている。また、みなし専任の実務家教員（非常勤）については4名で1室の専用研究室が与えられている。非常勤教員に対しては、32㎡の非常勤講師室が1室設けられており、授業等の準備を十分かつ適切に行えるよう、配慮されている（「棟別平面図」【別添資料87】）【解釈指針10-1-1-5】。

教員が学生と面談するスペースとしては、通常は各教員の研究室が利用される。これ以外に、応接室、小会議室、中会議室（以上第二学舎）、共同研究室（第四学舎）、フロンティア館八階会議室の4室が利用可能である【解釈指針10-1-1-6】。

これらの施設のうち、第二学舎、フロンティア館及び自習棟は法学研究科が主として管理する施設であり、特に自習棟の利用は法科大学院生に限られている。また、六甲台5部局（法学研究科・経営学研究科・経済学研究科・国際協力研究科・経済経営研究所）の間では、本学社会科学系学部の伝統を生かして、従前より施設の管理運営に関して緊

密な連携・協力体制を構築しており、経済学部が主たる管理者であるアカデミア館に関しても支障なく使用することができ、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

社会科学系図書館及び資料室に配属される図書に関しては、まず法学研究科図書委員会が、予算配分等などの調整を含む管理にあたっているほか、法科大学院運営委員会が自習室の図書に関して、各教員からの意見聴取及び調整を行い、また法科大学院生からの希望も参照しながら、適切な管理及び運営を行っている【解釈指針10-1-1-7】。

以上のとおり、本法科大学院の施設の整備及び利用に関しては、基準10-1-1を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

- (1) 社会科学系図書館、法学研究科資料室、及び自習棟における図書資料が充実していること。
- (2) 自習用図書、有線及び無線 LAN の設備やオンラインデータベースを備えた自習室を備え 24 時間運用を行っていること。
- (3) 教員研究室が、研究者専任教員と実務家専任教員を問わず 1 名 1 室が供与され、みなし専任の実務家教員にも研究室（4 名で 1 室）が用意されているほか、それ以外の非常勤講師にも共同の控室を提供するなど、教員が教育に支障なく取り組めるよう配慮されていること。

【課題】

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

自己点検及び評価を担う組織として、法学研究科全体を所管する評価・FD委員会と、法科大学院の運営実務を担う法科大学院運営委員会（とりわけ教育改善WG）がある（「法学研究科各種委員会委員」【別添資料38】）。前者が、法科大学院を含む法学研究科全体について、専ら自己点検及び評価を担う組織であるのに対し、後者は、法科大学院の運営全般の一環として、法科大学院の自己点検及び評価も担う組織である。そのため両者は、適宜連携と分担によって、法科大学院の自己点検及び評価を行っている。

両者の連携と分担により、本法科大学院は、大別して次の2つの点検・評価活動を行っている。

①総括的な自己点検・評価の活動

②対象を限定した自己点検及び評価の活動

このうち①の活動として、法学研究科全体として、評価・FD委員会の責任のもと、平成4年度より定期的に（かつては3年ごとであったが、近年は2年ごと）、自己点検・評価活動を行い、その成果を「ファカルティレポート」として公表している。直近では、平成24年11月に、平成22年度及び平成23年度の法学研究科全体（法科大学院を含む）の活動を対象にして、点検・評価を行い、その結果を「ファカルティレポート9」上下巻（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep9/facrep9-1.pdf>; <http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep9/facrep9-2.pdf>）において公表した。

その上巻においては、法科大学院における「学生の受入れ」（アドミッション・ポリシー、入学者選抜状況、学生の在学状況等）、「教育の内容及び方法」（カリキュラム・ポリシー、到達目標、授業内容、成績評価、専任教員の配置状況等）、「教育の成果」（修了者の進路及び司法試験結果）、「学生支援」、「教育改善」という項目が記述されている。下巻では、法科大学院専任教員を含む法学研究科の全専任教員が、各人の研究実績及び教育実績を公表するとともに、自己評価を行っている。

上記の②としては、まず定期的な自己点検作業として、毎学期、法学研究科（法科大学院を含む）の全授業を対象として、学生に対する授業アンケートとともに、教員による相互授業参観も行っている（基準5-1-1の記述も参照）。

授業アンケートは、平成 14 年度より法学部を対象に評価・FD 委員会が実施してきたものである。その蓄積と経験を生かし、かつ、アンケート項目の設定やその結果の活用方法に関する研究を行い、法科大学院においても、各授業科目の受講者を対象として授業アンケートを実施している。具体的には、学期ごとに、「授業アンケート質問票」【別添資料 43】にマークシートで記入させ（自由記述欄もある）、その結果を、「授業アンケート結果表」【別添資料 44】の形でとりまとめている。この表は専攻会議において法科大学院の教育に携わる教員全員に配付され、教員間で共有されるとともに、学生にも公表されている。さらに、各教員は、自分が担当した授業科目についてのアンケート結果への対応を、上記のファカルティレポートに記載し、公表する（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて」【別添資料 42】）。

教員の相互授業参観も、法学部において平成 14 年度より実施しているものを、法科大学院を対象を拡大して実施しているものである。参観教員は授業参観レポートを提出し（評価・FD 委員長宛て。法科大学院授業の場合は、あわせて法科大学院運営委員会委員長としての専攻長にも宛てる）、原則として被参観教員もこのレポートを閲覧することが可能である（「授業参観レポート例」【別添資料 41】）。参観教員は、この参観から得られた知見を、ファカルティレポートに記載し、公表することとされている（「法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて」【別添資料 42】）。平成 24 年度前期の授業参観に関して提出された授業参観レポートは 18 通、後期は 16 通であった。

授業アンケート及び相互授業参観は、それをもとに教員各自が随時の自己点検を行うために利用されることを基本とするが、専攻長は、授業アンケート結果に問題があると判断された授業担当者に対し、事情を尋ねることとされている（基準 5－1－1 に関する記述を参照）。

授業アンケートと相互授業参観の実施は、評価・FD 委員会が担う。法科大学院授業に限り、授業アンケート結果は評価・FD 委員会から法科大学院運営委員会に送付され、授業参観レポートも評価・FD 委員長と法科大学院運営委員会委員長（実務法律専攻長）とで共有される。

上記②としては、ほかに、随時開催される教育改善のための意見交換会がある。これは、教育改善に関する問題認識を広く法科大学院授業担当者の間で共有するため、法科大学院運営委員会の指示に基づき、教育改善 WG の主催で行われる。平成 23 年度は 1 回、平成 24 年度には 3 回、教育改善 WG 自身の拡大会議が 2 回開催された。これらの会議をつうじて、法科大学院教育の現状に関する問題意識が多数の教員により共有されると共に、今後の方針を形成するための教員からの意見提出の場ともなっている。これまで、到達目標の作成方針、予習課題の精選、小テストの実施方法、文書作成機会の充実などが議題となった（「教育改善意見交換会議事録」【別添資料 39】）。平成 24 年度は小テストの実施方法の見直しが重点的に取り上げられ、その結果、平成 25 年度からは新たな小テストの実施方法を試行している（「実務法律専攻会議事項（平成 25 年度第 1 回）」【別添資料 83】）。

以上のとおり、本法科大学院においては、教育課程編成、成績評価状況、入学者選抜状況、学生在籍状況、教員の指導能力や配置状況、修了者の進路活動状況の諸項目について、自己点検及び評価が行われている【解釈指針 1 1－1－1－1】。また、この自己点

検・評価は、評価・FD委員会と法科大学院運営委員会（とくに教育改善WG）が緊密に連携しつつ確実に行われている【解釈指針11-1-1-2】。

したがって、基準11-1-1を満たしている。

基準11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準11-1-2に係る状況）

本法科大学院は、これまで、平成14年度（法学研究科全体）、平成18年度（法科大学院のみ）、平成22年度（法学研究科全体）に外部評価を実施しており、さらに平成24年度にも外部評価を行った（法科大学院のみ）。いずれも実施は、評価・FD委員会が担い、法科大学院に関連する部分は適宜、法科大学院運営委員会と連携して行った。

直近に行われた平成24年度の外部評価は、次のとおりである。平成24年10月に、5名の外部評価委員を委嘱した。そのうちの1名はその後の人事異動により裁判所に移り辞退されたため、外部評価委員会は、片山登志子（弁護士、大阪弁護士会）、瀬川信久（早稲田大学法務研究科教授・北海道大学名誉教授）、田中成明（京都大学名誉教授）、正木靖子（弁護士、兵庫県弁護士会）の4名で構成された。外部評価委員の構成は、他の法科大学院の教員（元教員を含む）及び法曹実務家であり、法律事務に従事し、あるいは法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者である【解釈指針11-1-2-1】。

外部評価委員にはあらかじめ、平成24年10月に発行された法学研究科ファカルティレポートのほか、評価・FD委員会が作成した「神戸大学法科大学院の概要」等の資料を送付するとともに、評価の視点として次の項目を伝達した。

法科大学院制度の目的（優秀な実務家を数多く養成する）に照らし、本法科大学院の現状は、以下の視点から、十分な状況にあるか。

観点1：教育の内容 授業科目の選択、授業科目の編成ないし配置、授業の内容や水準、成績評価のあり方など。

観点2：教育の方法 授業形態（履修者の数、双方向性等）、学生の自学自習への配慮（予復習の時間確保等）など。

観点3：教育の体制 専任教員の構成（年齢や分野）や配置（非常勤講師とのバランス）、教育改善（ファカルティ・ディベロップメント/FD）のあり方など。

観点4：入学と修了 入試方法（試験科目等）、進級要件、修了方法（卒業単位等）など。

観点5：学生の支援 学習や就職等に関する学生への情報提供、奨学金、図書館や自習室の整備状況など。

そのうえで、平成24年12月13日に外部評価委員会を開催し、本法科大学院への訪問調査（授業参観、施設視察、学生面談、及び本法科大学院関係者との意見交換）を行った。その結果を踏まえ、各委員が意見書を執筆した。その意見書を取りまとめた外部評価報告書が、「平成24年度神戸大学法科大学院外部評価報告」として、平成25年3月に発刊・公表されている（【別添資料I】。ウェブサイトにおいても公表されている。<http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyoka-LS201212.pdf>）。

このように、本法科大学院は、自己点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による外部評価・検証を行っており、基準11-1-2を満たしている。

11-2 情報の公表

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準11-2-1に係る状況）

本法科大学院が設置された平成16年度以降の教育活動等に関する重要事項を記載した文書は、法学研究科ウェブサイト <http://www.law.kobe-u.ac.jp/prospective-ls.html> において公表されている。たとえば平成23年度分は、<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/h23ls.pdf> である。

修了者の進路及び活動状況については、司法試験出願者数がこの文書に記されているほか、活動状況（法曹三者等の進路）の最新情報が、毎年改訂される『法科大学院案内』に記載されている（最新のものは【別添資料A】12頁。ウェブサイトでも入手可能である（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/annai/2013ls.pdf>）【解釈指針11-2-1-1】）。

教員（略称「専」、「専・他」、「兼担」、「実・専」及び「実・み」）の教育上又は研究上の業績や、教育研究活動の自己評価、FD活動への参加、その専門知識を活かした学外での公的活動や社会貢献活動は、2年ごとのファカルティレポートの下巻において、各人につき詳細に記述されている。平成23年度及び平成22年度分が<http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep9/facrep9-2.pdf> において、平成21年度及び平成20年度分が、http://www.law.kobe-u.ac.jp/facrep/facrep8/facrep8_2.pdf において公表されている。平成24年度分の教育研究上の業績については、速報値が、神戸大学研究者紹介システムにおいて公開されている（<http://www.kobe-u.ac.jp/research/index.html>）。これは、神戸大学情報データベースシステム（KUID）を用いた公表である。なお、平成24年度分の教育研究上の業績は平成25年度分とあわせて、また、公的活動や社会貢献活動等も加えた形で、次のファカルティレポートにて詳細が公表される予定である。

非常勤講師（いわゆる「兼任」）についても、教員紹介のウェブサイトにも主要研究実績

（研究者教員）や実務実績（実務家教員）が公表されている（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/part-time-lecturer.html>）。

以上により、その担当する専門分野について高度の指導能力を有することが示されている【解釈指針11-2-1-2】。

このほか、外部評価の結果が、印刷物及びウェブサイト上で公開されている（基準11-1-2の記述を参照）。『法科大学院案内』は、本法科大学院の理念、教育体制の特徴、カリキュラム関連事項（授業科目、教育方法、履修方法）、教員、入学試験等の全般的な情報を提供する冊子である。

カリキュラム、講義要綱、時間割などの情報は、学外者も閲覧することが可能であり、教育活動の具体的な内容が広く公表されている（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/students.html>）。本法科大学院の教育や入試等に関して、電子メールを通じて寄せられた質問のうち重要なものとそれに対する回答を、「Q&A」のコーナーを設けて公開している。「Q&A」の項目は既に100項目を超えているが、現在でも頻繁に更新・追加が行われており、法科大学院入学希望者の情報ニーズに応えるものとなっている。平成26年度入試に関しては<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/2013nyushi/FAQ.pdf>があり、入学後の授業や生活に関しては、<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawschool/LSLifeFAQ20100910s.pdf>がある。

さらに、本法科大学院におけるこれまでの教育手法開発、担当教員が執筆した教科書、過去の入試情報など、多様な情報が、ウェブサイト上で閲覧可能となっている。これらの情報は適宜アップデートされており、法科大学院における教育活動等の状況に関する重要な情報が最新の状態で入手可能である。

以上のとおり、本法科大学院においては、教育活動等の状況についてきわめて積極的に情報が提供されており、基準11-2-1を満たしている。

基準11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準11-2-2に係る状況）

本法科大学院は、毎年教育活動等に関する重要事項を公表するとともに、法学研究科全体（法科大学院を含む）としても2年ごとに自己評価活動であるファカルティレポートを公表することとしている。したがって、定期的に、これらのために必要な情報を収集している【解釈指針11-2-2-1】。

収集した情報は、下記のように保存している。

まず、大学全体のルールに従い、一定の文書が事務職員により保存される。評価の基礎となる情報は、学務関係文書を中心に、基本的に5年以上保存する（「国立大学法人神戸大学法人文書保存期間基準」【別添資料84】）。

また、法科大学院独自のルールとして、教材・配布資料、答案・レポートについては

「法科大学院教材等保存要領」【別添資料 85】を専攻会議で定め、周知すると共に、成績評価に関連する資料についても専攻会議で数度にわたってその保存方法を周知し（「資料保存義務確認」【別添資料 86】）、それぞれ各教員ないし、教育・研究活動を補助する教育研究助成室において保管している。

以上の情報を基礎に行われた評価活動の結果である自己評価書及び教育活動等に関する重要事項を記載した文書についても、教育研究助成室において保管している。

これらの情報は、評価機関の求めに応じてすみやかに提出できる状態になっている【解釈指針 1 1－2－2－2】。

以上のとおり、本法科大学院においては、評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、また、保管に関するルール、主体を明確に定め、適切に保管していることから、基準 1 1－2－2 を満たしている。

2 特長及び課題等

【特長】

(1) 評価・FD委員会や、法科大学院運営委員会（とりわけ教育改善WG）が、教育活動に関する自己点検及び評価を行う独自の組織として活動していること。

具体的には、評価・FD委員会が授業アンケートや教員による相互授業参観を実施し、その結果を法科大学院運営委員会にフィードバックしていること、及び同委員会の教育改善WGが不定期で意見交換会を開催し、中間テスト実施方法などの多くの教員に共通する課題の検討と改善を行っていること。

(2) 教育改善WGにおいて教育改善のための具体的な目標を設定し、その実現のための取組が専攻会議に報告される等、取組の状況を明らかにしていること。

(3) 適切な外部評価が行われていること。

(4) 法科大学院の現況について、ウェブサイトを中心として積極的に情報の開示を行っていること。

【課題】

特になし。

資料番号	資 料 名
A	神戸大学法科大学院案内（2013）
B	専門職学位課程法科大学院実務法律専攻・講義要綱（2013）
C	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻学生の手引き（2013）
D	学生便覧（2013）
E	神戸大学法科大学院平成25年度学生募集要項
F	到達目標
G	学生への指示（到達目標関連）
H	3種のポリシー
I	外部評価報告書
1	司法試験結果
2	修了者の進路
3	法科大学院入試結果
4	法情報調査資料「ガイダンス資料」
5	法律文書作成資料（1）「対話型演習刑事手続実務」のシラバスと資料
6	法律文書作成資料（2）「法律文書作成演習」の訴状起案と添削例
7	法律文書作成資料（3）「対話型演習民事裁判実務」の予習レジュメ
8	専門職学位課程履修細則
9	専門職学位課程履修細則（別表）
10	科目展開表
11	25年度授業予定表
12	時間割表
13	24年度休講・補講資料
14	補講の依頼
15	24年度後期履修者数
16	25年度前期履修者数
17	平成26年度博士課程前期課程学生募集要項
18	法学研究科博士課程前期課程における科目等履修生の受入れに関する申合せ
19	博士課程学生による専門職学位課程授業科目の履修に関する申合せ
20	実務基礎科目添削例（公法系訴訟実務基礎・対話型演習民事裁判実務・対話型演習刑事手続実務）
21	R&Wレポート例（経済法・労働法）
22	実務教育WG活動記録
23	エクスターンシップ実施要項等
24	詳細シラバス例（民法基礎Ⅰ・対話型演習刑事実体法・対話型演習憲法訴訟Ⅰ・商取引法）
25	メーリングリストを用いた予習・復習指示
26	オフィス・アワー
27	成績評価基準等に関する申合せ
28	成績分布表（平成24年度前後期 教員用と学生用）
29	成績分布状況（統合版）
30	不服申立書及び成績評価不服申立要項
31	実務法律専攻における期末試験答案の取扱いについて
32	期末試験採点基準等
33	24年度答案講評会・補講授業時間割
34	追試関係資料
35	既修得単位の認定に関する内規
36	法学研究科専門職課程学生の進級基準に関する細則
37	受験者心得
38	法学研究科各種委員会委員
39	教育改善意見交換会議事録（平成23年度・24年度）
40	未修者担当教員連絡会議事録
41	授業参観レポート例
42	法科大学院授業参観・授業アンケート結果の取り扱いについて
43	授業アンケート質問票
44	授業アンケート結果表（24年度前期・後期）
45	教育改善WG議事録
46	実務家教員との意見交換会
47	オリエンテーション次第
48	事前学習指示【基礎力を身に付けるための心構え】【司法試験選択科目アドバイス】
49	実力確認テスト
50	エクスターンシップ説明会資料

資料番号	資 料 名
51	ティーチング・アシスタント実施要領等
52	ティーチング・アシスタント採用実績
53	学習方法等情報提供会
54	神戸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程
55	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程
56	入学料免除実績
57	奨学金・授業料免除実績
58	公益財団法人神戸大学六甲台後援会創立50周年記念 社会科学特別奨励賞の取扱要項
59	受験特別措置例
60	検察庁見学説明会資料
61	法廷傍聴資料
62	就職支援活動H24.5月、法学会支援の講演会、キャリアパス講座、民間企業就活
63	神戸大学大学院法学研究科教授会規則
64	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規
65	神戸大学大学院法学研究科教員選考規則
66	24年度開講科目（基準8－2－3関係）
67	講義負担量一覧（24年度）
68	サバティカルについて
69	六甲台後援会海外派遣援助規程
70	若手教員海外派遣制度
71	法学研究科教員の海外出張・サバティカル
72	事務組織
73	神戸大学大学院法学研究科情報室助教規則
74	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長の選考に関する内規
75	専攻会議構成員表
76	執行のお願い（到達目標の関連）
77	機構図
78	事務分掌規程（抄）
79	事務系職員研修(23・24年度)
80	法学研究科予算額
81	平成23・24・25年度当初予算配分
82	24年度L S 経費執行内訳表（一般財源共通分）
83	小テストの実施について専攻会議資料
84	国立大学法人神戸大学法人文書保存期間基準
85	法科大学院教材等保存要領
86	資料保存義務確認
87	棟別平面図
88	法学研究科事務系職員等名簿
89	法科大学院自習室の設備状況
90	教室の貸出状況
91	2010年4月22日付学生委員長名の通知『自習棟2階ゼミ室の利用について』
92	自習室備付図書一覧
93	授業アンケートについて専攻会議資料